

# 独立行政法人平和祈念事業特別基金

## 第2期中期目標期間の業務実績に関する評価書

- ・全体的評価表
- ・項目別評価総括表
- ・項目別評価調書

独立行政法人平和祈念事業特別基金

全体的評価表

## 第2期中期目標期間における業務の実績に関する全体的評価表

I 業務の実績に関する項目別評価総括	
<p>1 業務の効率化（人件費の削減等）</p>	<p>1 業務経費の削減</p> <p>経費総額（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。）について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する平成22事業年度上半期の割合を75%以下とするという目標に対し、平成22年度（通年ベース）の業務運営に係る経費総額は722百万円であり、平成19年度の経費総額1,264百万円と比較すると、割合では57.1%（542百万円の減額）となっており、目標を上回る削減を達成している。</p> <p>また、人件費については、平成22年度（通年ベース、9月までの6か月分×2）の人件費は140百万円であり、基準年度である平成17年度の人件費197百万円と比較し、57百万円の減額、率にして28.9%の削減となっており、目標を上回る削減を達成している。</p> <p>職員の給与水準については、対国家公務員指数（各年度公表値）により検証すると、年齢・地域勘案では平成20年度103.5、平成21年度97.5、平成22年度94.9、平成23年度95.1、平成24年度95.0であり、年齢・地域・学歴勘案では平成20年度99.1、平成21年度94.0、平成22年度95.8、平成23年度101.0、平成24年度101.5であり、概ね適正な水準であると認められる。</p> <p>以上のことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>2 外部委託の推進</p> <p>20事業年度から23事業年度までの間、外部委託することが効率的と認められる業務について一般競争入札等により外部委託し、経費節減に努めた。</p> <p>また、22事業年度において特別給付金の過払い・過少払いがあったことが判明し、その理由の一つとして、外部委託した民間業者におけるチェック体制が不十分であったことが挙げられるが、23事業年度以降は特別給付金支給業務に係る外部委託業者のチェック体制を強化していることから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>3 組織運営の効率化</p> <p>基金が独立行政法人として発足した当初よりスタッフ制を採用し、業務の繁閑等に応じて適宜・適切に機動的な人員配置を実施してきたところであり、20事業年度から22事業年度においては「目標を十分達成した」と評価できたが、24事業年度末の解散に向け、23及び24事業年度は特に組織運営の合理化・効率化を推進する必要があるところ、両事業年度とも、組織運営の合理化・効率化を推進したとは必ずしもいえない評価となったことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>4 随意契約の見直し</p> <p>「随意契約見直し計画」（平成19年12月）、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月）に基づいて、見直しの取組を</p>

	<p>着実に実施し、その取組状況や契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを適宜公表した結果、平成20年度に51件あった随意契約が平成21年度37件（見直し計画を達成）、平成22年度29件、平成23年度18件、平成24年度15件と着実に減らすことができた。また、一者応札、一者応募となった一般競争入札等は、新たな「随意契約等見直し計画」策定以降皆無であった。</p> <p>これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。</p>
<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（事業の実施等）</p>	<p>1 資料の収集、保管及び展示</p> <p>(1) 資料の収集</p> <p>関係資料の収集については、関係団体を通じて寄贈の依頼をするなど効率的に収集活動を行い、第2期中期目標期間中に軍事郵便物、ソ連軍軍票、予防接種証明書など1,043点の資料を収集出来た。</p> <p>また、寄託品の寄贈への切替え等については、事業最終年度である平成22年9月末までにおいては、宛先不明による返戻や電話連絡不能などにより、143件の寄託品が残ったが、引き続き寄託品所有者への寄贈切替え依頼等の事務を実施した結果、全ての寄託品について寄贈承諾を得るか、返却希望者には資料を返却することが出来た。</p> <p>これらのことから目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>(2) 資料の保管</p> <p>関係資料カルテの作成、関係資料の適切な環境での保存、関係資料の電子データ化の推進について、適切に取り組んだ一方で、平成22年度において、特別企画展（3回）と平和祈念展（新宿西口展）とを合わせて6か月で4回開催したことなどから、使用頻度の高い展示資料の一部などについて、指定された収納場所に収納されていないものが見受けられるなど、必ずしも適切に保管されていないものもあったことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>(3) 資料の展示</p> <p>平和祈念展示資料館（以下「資料館」という。）における資料の展示については、最終事業年度である平成22年度9月末までにおける2年6か月での入館者数は、126,928人（達成率97.6%）と目標（13万人以上）のほぼ100%を達成した。</p> <p>また、特別企画展の開催について目標（3,000人以上）を大幅に上回る入場者数（平均7,927人）を達成したほか、平和祈念展について全ての開催で目標（1万人以上）を大幅に上回る入場者数（平均37,211人）を達成し、アンケート回答の8割以上で「満足した」旨の回答を得たことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(4) 基金解散後の資料等の在り方</p> <p>基金解散後の資料の在り方については、国への移管直前の平成22年9月29日まで資料館を開館し、特別企画展等を開催しつつ、概ね準備スケジュールのとおり作業が進んだものの、移管時に実物資料の一部について使用関係がきちんと整理されていなかったり、指定された収納場所に収納されていないものがあった。</p> <p>また、寄託資料の寄贈への切替えが遅れ、国への移管期日までに間に合わなかった資料があったが、寄託品の寄贈切替えは全て完了したことなどから、目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。</p>

	<p>(5) インターネット資料館の運用        公開資料の範囲の拡大や来館出来ない国民に対する行政サービスの観点及び3問題の理解を深めるための有効な手段としてインターネット資料館を整備することとした結果、平成21年度末までに構築を終了し、平成22年4月に本格稼働後、6か月間のアクセス件数は193,131件に上った後に総務省に移管したことから、目標を十分達成したと評価できる。</p>
	<p>2 調査研究</p> <p>(1) 労苦の実態調査        調査研究のうち労苦の実態把握について、海外引揚者については追加的に手記を採録し、「平和の礎」追補版として刊行した。また、軍人軍属短期在職者については(社)元軍人軍属短期在職者協力協会に委託し、戦域別の労苦の実態を取りまとめ、シベリア強制抑留者については(財)全国強制抑留者協会に委託し、従事した作業別(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)の労苦の実態等を取りまとめるなど、研究成果の取りまとめを完了し関係者に配付した。        なお、平成21年度までに事業を終了させたことは、団体によっては高齢化が進み業務の受託が困難な状況になってきたこと等から、やむを得ないものと認められる。        以上のことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(2) 外国調査の実施        旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等において収集した資料について、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文(露文)が判明できるように整理を行った目次を作成し電子データ化(PDF形式)を図り、平成21年度までに終了し、平成22年9月末に上記の全ての資料等を総務省へ移管したが、調査・研究成果の一応の取りまとめは行ったものの、中期目標における「後世に分かりやすく伝えることができるよう」な取りまとめの状況になっているとはいえないことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p>
	<p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p> <p>(1) 記録の作成・頒布        総合情報データベース(以下「総合情報DB」という。)の構築については、「平和の礎18」等の総合情報DBへの取り込みを完了するとともに、ホームページを通じて閲覧できるようにした。        調査研究の成果の出版等については、関係者の労苦調査結果を「平和の礎」と題し編纂し出版したほか、総集編、第1巻～第19巻、追補版(海外引揚者)を全て電子データ化し、基金ホームページ及びインターネット資料館にて公開し、国民がいつでも検索・閲覧出来るようにしたこと。外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料については、基金解散後においても活用できるように電子データ化を図った。        出版物等の活用については、出版物やビデオなどを積極的に活用するとともに、各方面に配布した。        以上のことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(2) 講演会等の開催</p>

講演会等については、目標を上回る計 14 回開催した。

戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催については、開催に当たって、地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、全国的に展開して開催し、また、開催地域の関係者の資料を展示する地方展示会と併設して開催する等して、経費の節減や集客の相乗効果を図るなど、効率的な運営に努め、目標回数の倍近い計 58 回開催した。

また、校内放送番組制作コンクールの実施については、多角的に参加の呼びかけを行うことにより 30 校以上かつ 50 作品以上の提出を得るなど高校生の関係者の労苦への理解を促進した。また、制作コンクール表彰式の様子が C S や B S で全国放映されるなど、国民の関心を大いに喚起した。

以上のことから、目標を十分達成したと評価できる。

### (3) 語り部の積極的活用

語り部の積極的活用については、比較的若年層の入館者が多いゴールデンウィークや夏休み期間中などに集中的に「語り部」を配置した。

さらに、平成 20 年度及び平成 21 年度には、東京近郊の 28 小学校、72 クラス、2,275 人の児童に対して「語り部」(延 34 人)から体験談を語りかけるなど、小学生への戦争体験の労苦理解を一層促進した。

この結果、「語り部」から説明を受けた来館者、小学校の教師及び児童から感想や礼状等が多数寄せられた。

これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。

### (4) 催し等への助成

(財)全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業(慰霊祭及び慰霊訪問)及び日・露交流シベリア抑留関係事業(シンポジウム)に対し、中期目標期間中 1 億 2 千 4 百万円の助成を行った結果、全国延べ 54 か所で慰霊祭が実施され参加人数約 7,600 人、シベリア慰霊訪問が延べ 16 地域で実施され参加人数 142 人、日・露シンポジウムが日露両国で計 4 回開催される実績を挙げた。

戦後強制抑留関係者特別慰藉基金についても、実施要領に基づき各年度の収入・支出計画を適切に承認するとともに、事業終了後に実績報告書の説明を受けるなど適切に指導・監督を行った。

これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。

## 4 書状等の贈呈事業

平成 20 年度における書状等贈呈事業の請求書の処理案件は、厚生労働省及び都道府県、さらには請求者等に再度照会する等により、恩給欠格者関係 3,588 件、戦後強制抑留者関係 29 件、引揚者関係 10 件、計 3,627 件の処理を行い、書状等の請求のあったものについて、平成 20 年 11 月に全ての処理を終了した。

その結果、書状等の贈呈を行った総件数は、恩給欠格者 456,342 件、戦後強制抑留者 324,753 件、引揚者 73,675 件で、合計 854,770 件となった。

これらのことから目標を十分達成したと評価できる。

## 5 特別記念事業等

### (1) 特別記念事業の実施

特別記念事業については、2年間という短期間の請求期間を踏まえ、広報のほか、過去に書状等の贈呈を受けた者に対する「お知らせ」の送付や電話確認を行うなど、積極的に周知を図った結果、約31万6千人に慰労品を贈呈することができた。

一方、基金の解散が延期されたにもかかわらず未引換者に対する「救済措置」を延長せず22年9月末に終了させたこと、22年10月から24年6月までは本件について「救済措置」を行わなかったこと、解散を目前に控えた24年7月に「旅行券等引換券」の未引換え分が750件あることが判明したため、引換期限を無期限とする「旅行券等引換券」を送付し、受託業者が無期限で引換えに応じることとしたが、当該送付作業が始まったのが25年1月であり、結果として750件中18件は送付できず、未送付分について基金解散後は破棄処分せざるを得ないことを踏まえれば、改善の余地があると認められる。

これらのことから、中期目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。

### (2) 特別記念事業実施の周知

特別記念事業実施の周知については、全都道府県及び市区町村へのポスターの配布（平成20年12月）や都道府県担当者会議等の開催（平成20年9月）などの取組を幅広く実施したほか、関係団体機関紙への記事掲載や老人福祉関係機関へのポスター掲示依頼等のさまざまな周知活動を展開したほか、平成20年4月から6月の間に、過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある者で未だ請求手続きを行っていない者（約67万6千人）に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」（請求書を同封。）を送付し、直接、特別慰労品の請求について案内したことから、目標を十分達成したと評価できる。

### (3) 標準期間の設定

標準期間の設定については、既に書状等を受けた者の請求書については記載事項を簡易にし、また、「お知らせ」に係る請求書については書状等贈呈事業認定審査時のデータを利用して住所、氏名等を印字し、請求者には署名及び贈呈の品の記載をしていただくだけにする等請求者の負担の軽減を図った。

一方、請求書の記載事項が不備のため請求者本人への照会を必要としたものや請求書の記載事項について厚生労働省又は都道府県において履歴確認、引揚の事実確認を必要としたことから標準審査処理期間内に処理できなかったものがあった。

また、引揚当時幼児であったため引揚時の記憶が定かではないことや、高齢により当時の記憶が薄れていること等から、請求書の記載内容に不備のものが多く見られ、請求書の審査に当たっては、1件1件個別に電話又は文書等により照会し、不備の点を補完していることから本人に連絡がつくまでに相当な時間を要することとなった結果、平成21年度において、引揚者からの請求書の処理についてかなりの遅れが出た。

これらのことから、目標を概ね達成したと評価できる。

### (4) 戦後強制抑留、引揚記念碑建立

戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立については、平成20年度においては、慰霊碑の立地場所や近隣との調整などについては慎重に検討すべきものであることから、「総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する」との年度目標

の達成が、平成 21 年 4 月と 1 か月ずれ込んだものの、平成 21 年度において外部有識者による慰霊碑建設検討委員会を立ち上げ、慰霊碑のデザインコンペを実施し、慎重かつ公平な審査を行い、最優秀作品（慰霊碑（2 基）と慰霊碑の広場のデザイン）を決定した。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑横の慰霊碑の設置場所について、総務省、厚生労働省及び環境省と十分な調整を行いつつ、平成 22 年 7 月までに慰霊碑 2 基を建立するとともに、慰霊碑の広場を造成し、同年 9 月 30 日、国に移管した。

戦後強制抑留及び引揚に伴う死没者の遺族等を招いて、平成 22 年 8 月 4 日、慰霊碑の除幕式を執り行い、その模様がテレビ、新聞等で報道されたことにより、関係者の戦争犠牲による労苦について広く国民の理解を一層深めるとともに、関係者に対し慰藉の念を示すことができたこと。

これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。

## 6 特別給付金支給事業

### (1) 特別給付金の支給

特別給付金の支給については、外部委託による業務の効率化により基金における審査業務体制を充実するなど、下記のような種々の対応を図ることにより処理に全力をあげた結果、法案立案時の推計対象者数約 6 万 7 千件に対して、最終的に特別給付金の請求受付件数は、69,466 件、認定・支給件数は、68,847 件（総額約 193 億円）となり、推計を大幅に上回って業務を終了することができた。

一方で、平成 22 年度及び 23 年度に過少払い・過払いが発生・判明した。過少払いについては、22 年度及び 23 年度で追加給付対応を行い、過払いについても解散までに全て回収できたものの、そもそも過払い等の案件が発生したこと、また、22 年度及び 23 年度の評価において過払い等について基金から平和祈念事業特別基金分科会に説明がなされず、過少払い・過払いにはならなかったが他人の資料で認定した事案について自己評価調書にも記載されないなど、過少払い・過払いに関する問題意識が十分ではなかった面が見られた。

以上を踏まえ、目標を概ね達成したと評価できる。

### (4) 特別給付金支給事業実施の周知

特別給付金支給事業実施の周知については、特別記念事業の特別慰労品を受けた者など 72,559 名に「特別給付金請求のご案内」を送付したほか、都道府県及び市区町村に事業実施の通知及び広報誌への掲載依頼を发出、ポスター等の配布、新聞・ラジオ等広報、基金ホームページでの情報発信、政府広報の活用などにより様々な広報を展開し、対象者へのきめ細かい周知の徹底を図ったことから、目標を十分達成したと認められる。

### (5) 特別給付金の支給のための準備

特別給付金の支給のための準備については、種々の事前準備を行ったものの、特別給付金システムを開発したが当初はスムーズな処理ができなかった等、十分であるとは言えなかった。

今回、22 年度及び 23 年度に過少払い・過払いが発生したことが判明したが、これは、当初、22 年 10 月 25 日の受付開始後 11 月末までに 3 万件の請求を見込んでいたところ、2 週間で 4 万 2 千件という膨大な請求があったため、急遽人員増を図



ったが、チェック体制が十分なものとならなかったためであり、見込みが甘く準備が不十分であったと言えること、一方、過少払い・過払いは合計 82 件であって、22 年度及び 23 年度の認定件数 68,100 件のうち 0.12%程度に過ぎなかったことから、中期目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。

(5) 標準期間の設定

標準期間の設定については、22 事業年度から 24 事業年度までの全体で見ると、標準処理期間内の処理率は 1 か月もので 26.2%、3 か月もので 50.8%であった。22 事業年度は短期間に申請が集中したことにより処理率は低かったが、事務処理体制の拡充等を行った結果、23 事業年度の処理率はほぼ 100%、24 事業年度の処理率は 100%となったことから、目標を概ね達成したと評価できる。

(6) 申請者への通知

申請者への通知については、認定通知書については認定後 1 週間後に、却下通知書については決裁後直ちに送付していることから、目標を十分達成したと評価できる。

7 その他の重点事項

(1) 効果的な広報

特別記念事業実施の周知及び特別給付金支給事業実施の周知に関する広報活動のほか、資料館の広報、特別企画展、フォーラム等のイベントなどの各種広報について、各年度において年間を通して効果的かつ効率的に実施し、国民への 3 問題関係者の労苦の理解促進及び関係者への基金が行う事業に対するきめ細かい周知の徹底を図ったことから、目標を十分達成したと評価できる。

(2) ホームページの充実

ホームページの充実については、常に最新の情報を盛り込んだ内容に速やかに更新、検索しやすい画面にリニューアルして利用の利便性を向上、公開可能なものを掲載したほか、新たにインターネット資料館を開設し、基金ホームページとの相乗効果を図る等の充実を図った結果、平成 20 年 4 月から平成 22 年 9 月までの間の目標(188 万件以上)を大幅に超えたアクセス数(275 万件)を確保したことから、目標を大幅に上回って達成したと評価できる。

(3) 地方公共団体との連携強化

地方公共団体との連携については、都道府県実務担当者会議の開催、地方公共団体の広報誌への掲載依頼、審査に係る照会等、地方公共団体と緊密かつきめ細かい連携を図ってきた結果、各々の事業が滞りなく最後まで実施出来たほか、地方公共団体からの情報提供依頼に適切に対応したことから、目標を十分達成したと評価できる。

(4) 関係資料館との連携

関係資料館との連携については、平成 22 年度においては、平成 22 年度上半期は 9 月末の資料館の国への移管を控え、資料

	<p>館業務については入館者増及び展示資料の整理に精力が注ぎ込まれた時期であり、関係資料館への展示資料の提供等が困難な状況であり、特に6月以降は戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法が成立し、特別給付金支給事業の準備に全力を傾注せざるを得なかったため、舞鶴市の引揚記念館への運営協力を留まったものの、各資料館の入館者増の施策について情報交換を行ったこと、舞鶴引揚記念館でフォーラムを開催したこと、沖縄県平和祈念資料館の「企画展示室」で特別企画展を開催したこと、呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）で平和祈念展を開催したことなどにより、関係資料館との連携を図ったことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>(5) 外国の関係機関との連携強化 平成20年度は年度計画にも規定されており、実績を踏まえBと評価した。 しかしながら、20年度のB評価のまま当該事業を終了させたことは、22年9月までの当初の中期目標・中期計画に照らすとなお改善の余地があると言える。 さらに、21年度及び22年度においては年度計画に規定されなかった。22年度については9月末の解散を控えていたという特別な事情があるが、21年度についてはこのような事情はなく、中期目標・中期計画の内容が年度計画に的確に反映されているとは言えない。 以上のことから、中期目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。</p> <p>(6) 職員の雇用問題 職員の雇用問題については、平成20年度に関係機関に対して働きかけを行ったものの、基金独自に採用した職員1人は、平成20年度末で自主退職したため、雇用確保の働きかけを行う対象者がいなくなり、平成21年度以降は評価に馴染まなくなったことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>(7) 基金記録史の作成 基金記録史の作成については、法人設立の経緯や基金が行った事業の実績などの記載すべき情報の整理及び整理された情報のホームページへの追加掲載を順次行った。 また、基金の解散に向け、これまでの整理した状況等の確認及び追加掲載資料等の検討を行い、基金設置から解散までの基金に関する法令等（法律、政令、省令、閣議決定、基金事業に係る規程等）のほか、中期目標等に係る事業の実績報告等を纏めたものとし、原案作成作業を行った。 さらに、決裁後はホームページに掲載するとともに、国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業」による保存措置を講じた。 以上のことから、目標を十分達成したと評価できる。</p>
3 財務内容の改善	<p>「運用方針」等に基づき、運用資金を下記のとおり適正に管理・運用し運用収入の確保に努めた結果、各年度において確実に予算額とほぼ同程度の運用収入を確保することが出来た。 また、平成20年10月から、割引短期国債等より利率面で有利になった譲渡性預金での短期運用を新たに開始するなどきめ細</p>

	<p>かい資金運用を行うことにより、低金利の状況下においても運用収入の上積みを図った。</p> <p>なお、監査法人の監査報告書においては、財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案及び損失処理案も法令に適合しているとされている</p> <p>さらに、不要財産の国庫納付を行うこととし、4,450百万円について、平成24年12月20日に国庫納付に係る認可申請を総務大臣へ行い、平成25年2月8日に国庫納付した。</p> <p>これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。</p>
<p>4 その他</p>	<p>1 人事に関する計画</p> <p>人事に関する計画については、個々の職員の業務遂行上の能力を向上させるとともに積極的に知識や最新情報を修得させ、意識向上を図るため、機会を捉えて外部機関の主催による研修に職員を派遣した。</p> <p>また、外部研修の内容については、供覧により職員全員に周知させ、知識の共有を図ったことにより、職員の能力開発が促進された。</p> <p>しかしながら、23年度計画及び24年度計画に記載しておらず、中期目標及び中期計画の内容が年度計画に的確に反映されているとは言えない。また、研修等には参加させているものの、例えば24事業年度に開催した勉強会と解散との関係が明確ではないなど、研修の選定基準等が適当であったとは必ずしも言えない。</p> <p>これらのことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>2 環境対策</p> <p>環境対策については、国が毎年策定する「環境物品等の調達に関する基本方針」及び基金が毎年度策定・公表している環境方針に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進するとともに、役職員の日常業務における経常的な節電、ペーパーレス化、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取組を着実に実施した。</p> <p>また、東日本大震災後においては、さらに徹底した節電対策を実施した。</p> <p>これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>3 危機管理</p> <p>資料館における危機管理については、住友ビル全館の訓練に合わせ、平成15年10月策定の危機対応マニュアル等に基づく一般電話を利用した通報訓練、避難訓練の実施及び職員の危機管理意識の向上を図った。</p> <p>また、総務省第二庁舎では、庁舎の自衛消防隊が設置され、その中で、通報連絡係、初期消火班、誘導班、避難器具班、防護措置班を担当し、災害時に対応することとした。</p> <p>平成23年3月の東日本大震災時には、誘導班誘導のもと緊急避難場所へ速やかに避難し、震災後には、緊急連絡網の再確認を行うとともに、自衛消防隊の業務及び職員等の避難経路の案内等を室内に掲示して、基金内の安全管理の徹底を図った。</p> <p>これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>4 職場環境</p>

職場環境については、平成 21 年度の一時期において、更なる充実を図る余地が見られたものの、平成 22 年度においては改善を図ったほか、メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止に関する指針の職員への周知及び女性相談員の設置、人事院作成のメンタルヘルスのためのガイドブックを役職員に供覧周知、人権等への適切な対応及び女性に配慮した職場環境の形成等についての弁護士講演を行うなど、適切な職場環境の形成を図ったことから、目標を十分達成したものと評価できる。

#### 5 内部統制・ガバナンス強化

定期的な役員会・理事会等の開催の他、特に特別給付金支給業務について頻繁に会議を開いて問題意識を共有し、組織一丸となって対応する等、基金において内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を行ったことが一定程度認められる。

しかしながら、特別記念事業の「旅行券等引換券」の未引換え分への対応については、結果として特別記念事業の未引換え 750 件のうち 18 件について「旅行券等引換券」を送付することができず、基金解散後は当該未送付分については破棄処分をせざるをえなかった。

そもそも、特別記念事業について、平成 20 年に受託業者から未引換え者が相当数いる旨の連絡があつて以降、救済措置は講じたものの十分な検討と明確な意思決定がなかったこと、基金の解散が延期された際にも救済措置の延長についての検討及び明確な対処方針の決定が行われず、救済措置を 22 年 9 月末で終了させてしまったこと、監事への報告も十分ではなかったこと、分科会に対しては第 30 回分科会において初めて報告がなされたが、その際、理事長から明確な説明がなされなかったこと、総務省からの照会に対する基金の回答において監査報告書との齟齬が見られたことがあったことを踏まえると、ガバナンス・内部統制が強化されているとは言えない。

また、特別給付金の過少払い・過払い事案については解散までに対応できたが、そもそも特別給付金の過少払い・過払い事案が発生したのは、基金の認定・支給に係るチェック体制が必ずしも万全ではなかったことの証左であり、また、発覚したきっかけも外部からの問い合わせであったなど、内部統制が十分だったとは言えない。また、監事及び分科会への報告も適宜適切にできていたとは言えない。

これらを踏まえると、基金における内部統制・ガバナンス強化が十分なされているとは言えず、改善の余地があることから、中期目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。

#### 6 基金の解散に向けた取組

基金の解散に係る取組については、基金において、総務省と連携し、文書移管準備、引継ぎマニュアルの作成、基金解散後に総務省において処理すべき残務の整理・確認、基金記録史・年報等の作成など、解散に向けた取組を行った。

しかしながら、解散に向け編成した複数の会議・チームの必要性・有効性や、基金自らが主体的に取り組み成果を上げたという実績が十分明確ではなく、また、基金の規程集について総務省からの提出依頼にも関わらず最後まで提出されなかった。

23 事業年度評価の際に、「今後は、法人としての業務整理及び総務省への円滑な引継ぎに向け、基金自らが主体的に取り組むことを期待する。」という評価を受けたにも関わらず、上記のような状況であったことから、中期目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。

<p>II 中期計画全体の評価（項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況）</p>	<p>資料の収集、保管及び展示については、資料館の入場者数について目標のほぼ100%を達成したほか、資料の収集、インターネット資料館の運用、特別企画展、地方展、フォーラム、校内放送番組制作コンクール等の成果を上げている。</p> <p>また、特別記念事業を実施し約31万6千人に慰労品を贈呈することができたほか、戦後強制抑留・引揚死没者慰霊碑を建立し、国に移管することができた。</p> <p>さらに、平成22年9月以降は、特別給付金支給事業を実施し、法案立案時推計を上回る68,847件の認定・支給を行い、事業を終了することができたほか、総務省と連携し、文書移管準備、引継ぎマニュアルの作成、基金解散後に総務省において処理すべき残務の整理・確認、基金記録史・年報等の作成など、解散に向けた取組を行った。</p> <p>一方で、特に旅行券等引換券の未引換事案並びに特別給付金の過少払い及び過払いへの対応について、内部統制・ガバナンス強化の面で十分ではなく改善の余地が認められたほか、基金の解散に向けた主体的な取組による実績が十分明確でないなどの課題もあった。</p> <p>しかしながら、法人の主要事業である資料収集・保管・展示や特別記念事業、特別給付金支給事業についてはそれぞれ成果を上げていることを考慮すれば、目標を概ね達成したと評価できる。</p>
<p>III 組織、業務運営等の改善、その他</p>	
	<p>今期の組織、業務運営等については、多様な事業を少人数で効率的に実施したが、少人数の組織において解散に向け編成した複数の会議・チームの必要性・有効性が十分明確でないなどの課題もあった。</p> <p>また、随意契約については、「随意契約見直し計画」（平成19年12月）、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月）に基づいて、見直しの取組を着実に実施し、その取組状況や契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを適宜公表した結果、平成20年度に51件あった随意契約が平成21年度37件（見直し計画を達成）、平成22年度29件、平成23年度18件、平成24年度15件と着実に減らすことができた。また、一者応札、一者応募となった一般競争入札等は、新たな「随意契約等見直し計画」策定以降皆無であった。</p>

# 独立行政法人平和祈念事業特別基金

## 項目別評価総括表

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価総括表

評価項目	評 価	
	評価 (AA~D)	理 由
業務の効率化		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
1 業務経費の削減	A	<p>業務経費の削減については、以下のことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 経費の削減については、下記のような取組の結果、平成22年度(通年ベース)の業務運営に係る経費総額は722百万円であり、平成19年度の経費総額1,264百万円と比較すると、割合では57.1%(542百万円の減額)となっており、目標を上回る削減を達成している。</p> <p>①事務室の民間ビルから総務省第2庁舎へ移転及び外部借上げ事務所の第2庁舎内別棟への集約化。</p> <p>②職員の削減等。</p> <p>③広報について、交通広告の実施時期の見直しや政府広報等の活用など効率的な広報を行いつつ経費削減を実施。</p> <p>④「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)及び「随意契約等見直し計画」(平成22年4月30日策定)に基づき、可能な限り一般競争を実施。</p> <p>⑤その他事業内容の見直し等。</p> <p>(2) 人件費については、特別記念事業や特別給付金の支給業務の進捗等に合わせた計画的な人事異動及び職員の減員等を実施し、必要最小限の人員とするとともに、国家公務員に準じた人件費削減(給与改定)及び超過勤務の削減の取組も継続して実施するなど、各事業年度において業務量に応じた人員体制への見直し調整等を随時行うことにより、機動的に職員を配置して、業務遂行に支障無いように対応を図ってきた結果、平成22年度(通年ベース、9月までの6か月分×2)の人件費は140百万円であり、基準年度である平成17年度の人件費197百万円と比較し、57百万円の減額、率にして28.9%の削減となっており、目標を上回る削減を達成している。</p> <p>なお、基金の人件費の削減には、平成22年9月末の解散に向けて現員18名を13名と職員削減に努めたこと、更に特別給付金支給事業に向け職員の増加を極力抑えて対応したこと、また、平成21年11月30日から平成22年8月15日まで理事長が不在及び非常勤化の時期があり、役員報酬の減が重なったことなどの減も含まれる。</p> <p>(3) 給与水準については、対国家公務員指数(年齢勘案、各年度公表値)により検証すると、平成20年度116.9、平成21年度110.8、平成22年度109.0、平成23年度108.6、平成24年度109.2であったが、これは基金の事務所が東京都区部に所在することが主な要因であり、また、平成20、21年度が特に高いのは、小規模法人であり個人的な状況に影響されたことによるものであるが、年齢・地域勘案または年齢・地域・学歴勘案のいずれかでは、いずれの年度も100を下回っており、概ね適正な水準であると認められる。</p> <p>また、給与水準の検証結果と措置の公表については、国家公務員分の給与改定に準じて給与引下げ等の見</p>

		<p>直しを行うとともに、基金の役職員の報酬・給与等の規程の改正を行い公表している。</p> <p>「必要性」業務経費の削減について、中期目標・中期計画を策定し、総額を管理することは、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」業務経費の総額を管理していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。</p> <p>「有効性」業務経費の総額を中期目標・中期計画で管理することにより、経費削減には有効な施策と認められる。</p>
2 外部委託の推進	B	<p>当該項目は中期目標に明示的に規定がないが、中期計画は中期目標を達成するために策定した計画であり、当該項目は当然に中期目標第2の1「業務運営の効率化」に含まれるものである。また、第1期中期目標期間においても同様に評価していることから、第2期中期目標期間においても評価を行うもの。</p> <p>外部委託の推進については、平成20事業年度から23事業年度までA評価をしてきた。しかしながら、今回、22事業年度において特別給付金の過払い・過少払いがあったことが判明し、その理由の一つとして、外部委託した民間業者におけるチェック体制が不十分であったことが挙げられる。中期計画における「外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の削減を図る」という目標には、外部委託による業務の効率化・経費削減のほか、当然、外部委託により適切に法人業務を遂行するという内容が含まれているところ、22事業年度においてはそれが達成できなかったと評価できる。なお、22事業年度の状況を踏まえ、23事業年度以降は特別給付金支給業務に係る外部委託業者のチェック体制を強化している。このような22事業年度の結果を踏まえると、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、必要な手法である。</p> <p>「効率性」専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を、必要の都度、外部に委託することは、経費の削減のほか、質や仕上がりの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。</p> <p>「有効性」小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、有効な手法である。</p>
3 組織運営の効率化	B	<p>組織運営の効率化については、基金が独立行政法人として発足した当初よりスタッフ制を採用し、業務の繁閑等に応じて適宜・適切に機動的な人員配置を実施してきたところであり、20事業年度から22事業年度においては「目標を十分達成した」と評価できたが、24事業年度末の解散に向け、23及び24事業年度は特に組織運営の合理化・効率化を推進する必要があるところ、大幅な人員配置の変更を行ったとは言えず、また少人数の組織において多数の会議・チームを編成する理由が明確でないなど、両事業年度とも、組織運営の合理化・効率化を推進したとは必</p>



		<p>ずしもいえない評価となったことから、第2期中期目標期間全体では「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 業務体制の見直し及び業務内容に応じた人員配置は、組織運営の活性化のために必要な取組である。</p> <p>「効率性」 小規模な組織において、業務内容に応じて人員配置を行うことは、限られた人員で業務を円滑に遂行する上で、効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 小規模な組織において、業務体制の見直しを行うことは、限られた人員で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効な手法である。</p>
4 随意契約の見直し	A	<p>随意契約の見直しについては、「随意契約見直し計画」（平成19年12月）、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月）に基づいて、下記のような見直しの取組を着実に実施し、その取組状況や契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを適宜公表した結果、平成20年度に51件あった随意契約が平成21年度37件（見直し計画を達成）、平成22年度29件、平成23年度18件、平成24年度15件と着実に減らすことができた。なお、平成23年度及び平成24年度が前年度と比較して随意契約の割合が増加しているのは、平成22年度以降の事業の減少に伴い、全体の事業の契約件数が減る一方で、基金運営・存続に必要な事務に係る随意契約の件数があまり減らなかったことによるものである。また、一者応札、一者応募となった一般競争入札等は、新たな「随意契約等見直し計画」策定以降皆無であった。</p> <p>これらのことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）による要請に基づき、会計規程等の改正・整備や契約に関連した情報の公表など契約の適正化を図るための措置を適切に講じた。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施についての基金監事によるチェックについては、前月に執行した契約に係る「物品、役務等の契約締結状況」を、翌月の役員会において担当から説明した後、監事からの質疑に適切に対応し、毎回了承を得た。</p> <p>(3) 「随意契約見直し計画」の実施状況（「競争性のない又は少ない随意契約等」から「より競争性のある契約」への移行状況）については、①企画競争から一般競争に移行、②随意契約から一般競争に移行、③随意契約から公募に移行 を着実に実施し、競争性及び透明性を十分確保するとともに執行経費の削減を図った。</p> <p>(4) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）等に基づき、基金監事及び外部有識者等により構成される契約監視委員会を平成21年11月30日に設置し、契約監視委員会からの提言の趣旨を踏まえ、ホームページへの入札説明書（仕様書）の掲載や10日以上公示期間の確保を平成22年2月から実施したこと。また、平成20年度に締結した随意契約等について、契約監視委員会による点検・</p>

			<p>見直しに係る審議を受けた後、平成 22 年 4 月 30 日に新たな「随意契約等見直し計画」として策定し、即日ホームページに掲載して公表した。</p> <p>(5) 「随意契約等見直し計画」に基づき、平成 22 年度以降も随意契約、一者応札等の見直しの取組を促進した。</p> <p>(6) 契約監視委員会の委員長総括において、「一般競争入札等について、一者応札、一者応募に該当する競争契約がなかったことは評価できる。その他の契約についても、適切に処理されていると認められ見直しを実施するものはない。なお、競争性のない随意契約の見直しに関しては、可能な限り見直し・点検を実施していただきたい。」旨の発言があり、承認を受けた。</p> <p>(7) 契約監視委員会による、基金契約案件に係る点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップは、平成 22 年度以降着実かつ適切に実施され公表された。</p> <p>「必要性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。</p> <p>「効率性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施し、契約の適正化を推進することは、無駄を省くために効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施することは、適正に契約を行うために有効な手段である。</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務	第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集	B	<p>関係資料の収集については、関係団体を通じて寄贈の依頼をするなど効率的に収集活動を行い、第 2 期中期目標期間中に軍事郵便物、ソ連軍軍票、予防接種証明書など 1,043 点の資料を収集出来た。</p> <p>また、寄託品の寄贈への切替え等については、事業最終年度である平成 22 年 9 月末までにおいては、宛先不明による返戻や電話連絡不能などにより、143 件の寄託品が残ったが、引き続き寄託品所有者への寄贈切替え依頼等の事務を実施した結果、全ての寄託品について寄贈承諾を得るか、返却希望者には資料を返却することが出来た。これらのことから「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 資料収集業務は関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくために必要な業務である。近年は、関係者の高齢化に伴い、関係資料が散逸していくことが危惧される状況</p>

		<p>であるため、特に実施する必要性が高い。</p> <p>「効率性」 資料の収集について、平和祈念展示資料館（以下「資料館」という。）での受付とともに関係団体への協力要請を行うことは、経費の節減を含めて効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 基金の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには関係資料は不可欠の要素であり、関係資料を一体的に収集・保管・展示することは設立目的を達成するために有効な手段である。</p>
(2) 資料の保管	B	<p>以下のことから、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>(1) 関係資料カルテの作成促進については、第2期中期目標期間中に寄贈された全ての資料について、寄贈の都度現状把握及び5段階のランク付け作業を行った。また、これまで基金に寄贈された全ての資料について、A～Eの5段階基準を基に資料状態の再点検を行い、必要に応じてランク付けを見直した。</p> <p>資料の適切な保管のための環境の整備については、これまで基金に寄贈された1万3千件に及ぶ実物資料は、資料館等で展示しているものを除き、美術品保管専用倉庫内で保管し、1万2千冊に及ぶ図書は、資料館資料室及び貸倉庫で保管した。</p> <p>保管スペースの充実については、収納方法を工夫することによって、保管スペースを10坪増やし37.5坪とした。</p> <p>関係資料の修理等については、上記ランク付け及び再点検の結果、保存状態が著しく悪い資料について劣化防止処置、修復保存処置を行った。</p> <p>しかしながら、平成22年度においては、特別企画展（3回）と平和祈念展（新宿西口展）とを合わせて6か月で4回開催したことなどから、使用頻度の高い展示資料の一部などについて、指定された収納場所に収納されていないものが見受けられるなど、必ずしも適切に保管されていないものもあった。</p> <p>(2) 関係資料の適切な環境での保存については、展示品を除く全ての資料について、適切な場所において良好に保管しつつ、劣化防止のための必要な措置や害虫駆除のための燻蒸処理を講じた。</p> <p>(3) 関係資料の電子データ化の推進について以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期中期目標期間中に寄贈を受けた関係資料1,043件について、資料管理システムに追加登録入力。</li> <li>・また、同様に寄贈図書196点についても図書管理システムに追加登録入力。</li> <li>・関係資料等の棚卸しの結果、関係資料55点、図書25点の入力漏れが判明したので、資料管理システム、図書管理システムにそれぞれ追加入力し、平成22年9月末に総務省へ下記関係資料のデータを移管したこと。 ※実物資料データ 12,839データ、図書資料データ 12,006データ</li> <li>・実物資料の画像化の推進については、国への引継準備や新規事業の特別給付金支給事業の準備に多忙を極める中、実物資料12,839件のうち、9,253件（約72%）について画像化を図ることができた。</li> </ul> <p>「必要性」 資料保管業務は関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには、体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要である。</p>

		<p>「効率性」 収集された実物資料等の移管業務を円滑に行うために、実物資料等の電子データ化は管理上欠かせない効率的な作業である。</p> <p>「有効性」 収集している資料は、関係者に対し慰藉の念を示す基金にとって、重要かつ貴重な資料であるため、適切な措置を講じ、保管することは本来目的を達成するために有効な手段である。</p>
(3) 資料の展示	A	<p>以下のことから、第2期中期目標期間全体では「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 資料館における資料の展示については、展示内容の充実、ミニ展示会及び特別企画展を開催したほか、説明員等を常駐させ、入館者への資料等の説明を積極的に行うとともに、月曜日（休館日）の臨時開館措置、開館時間の弾力的運用、資料館広報の効果的・効率的実施など、目標達成に向け様々な対策を講じ、結果として最終事業年度である平成22年度9月末までにおける2年6か月での入館者数は、126,928人（達成率97.6%）と目標（13万人以上）のほぼ100%を達成した。</p> <p>(2) 特別企画展の開催については、目標（3,000人以上）を大幅に上回る入場者数（平均7,927人）を達成した。</p> <p>(3) 平和祈念展については、平成21年度に契約方式の見直しを行い、一般競争入札へ契約方式を変更の上、新宿へと場所を移し、来客対象年齢層の範囲拡大及び資料館への誘導の働きかけ等を行った結果、全ての開催で目標（1万人以上）を大幅に上回る入場者数（平均37,211人）を達成した。</p> <p>(4) 地方展示会については、シベリア抑留等の関係者の労苦について全国の方々にも理解を深めて頂くため、基金直轄で開催したほか、全国組織を持った（財）全国強制抑留者協会など関係団体に事業を委託し、計画的に地方展示会を開催した結果、事業最終年度である平成22年度9月末までにおける入場者数は、目標（4万人以上）を大幅に上回る入場者数（51,176人）を達成した。</p> <p>(5) アンケートの実施については、アンケートを答えた者の8割以上の方々から「満足した」旨の回答を得た。また、アンケートに寄せられた要望のうち、「学校の長期休暇に併せて戦争体験を語ってほしい」、「展示を各地で行ってほしい」などを実現していること。</p> <p>(6) ホームページを利用した資料の提供については、資料館における貴重な資料を、インターネットを通じて広く国民に公開し、誰でも、場所、時間に関係なく、戦争体験した方々の労苦を知り得る機会を提供し、次世代への労苦の継承を図ることを目的として、「インターネット資料館」を構築し、ホームページを利用した資料の展示を推進した。</p> <p>(7) 関係資料の貸出しについては、地方公共団体や基金関係団体等における平和祈念展への展示や小学校の教科書への写真掲載などへの利用のため積極的に貸出しを実施（23の自治体等に1,527点の資料）した。</p> <p>「必要性」 関係資料を展示することにより、関係者の労苦を広く国民に周知することは、「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示すこと」を目的としてい</p>

		<p>る基金にとって必要な業務である。特に年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて必要なことであるとする。</p> <p>「効率性」 平和祈念展示資料館、特別企画展、講演会等及び平和祈念展を連携し、企画、開催を行うことは、これらを一括で交通広告をするなど広報経費を含め、総経費を節減することにもつながり、効率的な実施方法である。</p> <p>「有効性」 関係資料を一体的に収集・保管・展示することは、関係者の労苦を広く周知するという基金の設立目的の達成のために有効な手段である。</p>
(4) 基金解散後の資料等の在り方	C	<p>基金解散後の資料の在り方については、国への移管直前の平成22年9月29日まで資料館を開館し、特別企画展等を開催しつつ、概ね準備スケジュールのとおり作業が進んだものの、移管時に実物資料の一部について使用関係がきちんと整理されていなかったり、指定された収納場所に収納されていないものがあった。</p> <p>また、寄託資料の寄贈への切替えが遅れ、国への移管期日までに間に合わなかった資料があったが、寄託品の寄贈切替えは全て完了したことなどから、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>「必要性」 法人文書及び関係者から寄贈された実物資料について、総合情報DBシステムを整備することは、円滑かつ確実な引継ぎのため必要である。</p> <p>「効率性」 総合情報DBシステムを構築することは、資料の一覧性が高くなるように整理した上で、国に適切に引き継ぐことができるという観点から効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 実物資料は貴重な関係資料であることから、円滑かつ確実な引継のため、データとして整理することは有効な取組である。</p>
(5) インターネット資料館の運用	A	<p>当該項目は中期目標・中期計画に明示的に規定がないが、年度計画は中期計画に基づくものであること、年度計画の基となる中期計画は中期目標を達成するためのものであることを踏まえると、当該項目は当然に中期目標第3の1「資料の収集、保管及び展示」に含まれるものであるため、第2期中期目標期間においても評価を行うもの。</p> <p>インターネット資料館の構築・運用については、基金は、関係者の労苦について広く国民の理解を深めること等により関係者に対して慰藉の念を示す事業を行ってきており、その一つとして資料館において実物資料を展示する啓発広報業務を行っているが、立地的に東京1か所であり、地方在住の方には、必ずしも満足できるものとなっていなかった。また、基金には、約13,000件の実物資料と、約12,000冊の図書資料を保有しているが、資料館においては一部展示物の入替えは行うが445点程度しか公開できていない状況であったことから、これら公開資料の範囲の拡大や来館出来ない国民に対する行政サービスの観点及び3問題の理解を深めていただくための有効な手段としてインターネット資料館を整備することとし、ネット資料館構築に当たっては、業者任せにするのではなく、基金職員が下記のような取組を行った。</p>

		<p>①PTを設け平成21年4月から9月下旬にかけて週1回から2回の割合で30回以上の打合せ会を開催し、仕様書等の検討を実施。</p> <p>②用語解説書の作成に当たっては、外部の有識者に作成を依頼。</p> <p>③業者決定後は、進捗状況及び内容チェックを含め20数回の調整会議を開催。</p> <p>④中央区の平和祈念バーチャルミュージアムを視察し、担当者と意見交換会を実施するなど参考意見を聴取。</p> <p>⑤保管している実物資料に関して、ネット資料館の実物資料の画像として使用できるように、順次、撮影及び画像整理を基金自らが実施するなど将来に向けての拡張準備を実施。</p> <p>⑥平成22年4月に本格稼働後、6か月間のアクセス件数は193,131件に上った。</p> <p>上記の積極的な取組を経て、平成21年度末までに構築を終了し、平成22年9月末に総務省へ移管したことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 ネット資料館は、資料館に来館できない国民に対し、より広く公開するため必要なものである。</p> <p>「効率性」 ネット資料館は、資料館に来館できない国民に対し、身近に利用でき、「恩給欠格者」、「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦について理解を深めていただくために効率的といえる。</p> <p>「有効性」 ネット資料館は、資料館に来館できない国民に対し、「恩給欠格者」、「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦について理解を深めていただくために身近で利用できるものであり、かつ若者に対する意識を広げるためにも有効な手段である。</p>
<p>2 調査研究 (1) 労苦の実態把握</p>	<p>A</p>	<p>調査研究のうち労苦の実態把握について、海外引揚者については追加的に手記を採録し、「平和の礎」追補版として刊行した。また、軍人軍属短期在職者については(社)元軍人軍属短期在職者協力協会に委託し、戦域別の労苦の実態を取りまとめ、シベリア強制抑留者については(財)全国強制抑留者協会に委託し、従事した作業別(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)の労苦の実態等を取りまとめるなど、研究成果の取りまとめを完了し関係者に配付した。</p> <p>なお、平成22年度計画に規定せず、事業を終了させたことについては、「労苦の実態把握」は、関係団体への委託により体験者の手記、聞き取り等の調査を行い、「平和の礎」を編纂・発行してきたが、団体によっては高齢化が進み業務の受託が困難な状況になってきたこと等もあり、平成21年度までに、「平和の礎」を基にした労苦の実態に関する取りまとめをしたものを編纂終了したこと(引揚は除く)をもって、「労苦の実態」の取りまとめは終了したとの判断から、事業の終了としたことは、やむを得ないものと認められる。</p> <p>これらのことから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、</p>

		<p>国民に分かりやすく解説することが必要である。特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の実態の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものとする。</p> <p>「効率性」 地方組織を有しない基金が全国から労苦を採録するためには、関係団体に委託して調査を実施すること及び関係者の労苦の実態を熟知している関係団体に取りまとめを委託したことは効率的な手法と認められる。</p> <p>「有効性」 関係者の労苦の実態について直接体験者本人から語っていただくことが、後世への継承という観点から極めて有効である。</p>
<p>(2) 外国調査の実施</p>	<p>B</p>	<p>調査研究のうち外国調査の実施については、平成14年度から平成19年度までに収集した資料について、所蔵館別、地域別年代別に整理を行った。</p> <p>加えて、平成20年度において、ロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館及びドイツ反ファシスト記念館が保有する①1945年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連軍と日本軍使との降伏条件についての話合いの様子、抑留者の武装解除、隊列の進行、収容所内風景等抑留者に関する部分の映像、②収容所内の抑留者の様子、抑留者の労働作業の状況等を撮影した写真資料、③サハリンにある収容所の地図、スケッチを入手し、上記の3公文書館等と使用契約を結んで基金の資料館で使用できるようにした。</p> <p>以上を含め、これまで旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等において収集した「強制抑留者が収容された収容所の状況」等の全ての資料について、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文（露文）が判明できるように整理を行った目次を作成し電子データ化（PDF形式）を図り、平成22年9月末に上記の全ての資料等を総務省へ移管した。</p> <p>なお、翻訳されている資料については、基金の資料館において閲覧に供した。</p> <p>しかしながら、調査・研究成果の一応の取りまとめは行ったものの、中期目標における「後世に分かりやすく伝えることができるよう」な取りまとめの状況になっているとはいえない。</p> <p>なお、平成22年度計画に規定せず事業を終了させたのは、平成14年度以降収集してきた資料全てについて、平成21年度までに、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文（露文）が判明できるように整理された目次を作成し、電子データ化（PDF形式）したこと、翻訳資料については資料館において閲覧に供することが出来るようにしたこと等により一応の取りまとめを行うことができたこと、また、基金の解散を目前にしていたこともあり、平成21年度の成果をもって事業を終了としたことは、やむを得ないものと認められる。</p> <p>これらのことから「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 基金の資料を国に引き継ぐために、これまで収集した戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにする関係資料を整理することは、貴重な資料の有効活用の観点からも必要なことである。</p>

		<p>「効率性」 次世代及び一般の国民にその労苦を伝えるには直接視覚に訴える映像・写真が有効であり、これらの関係資料を広く国民に対し周知する目的においても、地域別、年代別に整理することは、効率的な施策であると認められる。</p> <p>「有効性」 戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、関係国の公的機関が保有する資料の収集を整理することは、有効な手段である。</p>
<p>3 記録の作成・頒布、講演会の実施等 (1) 記録の作成・頒布</p>	<p>A</p>	<p>記録の作成・頒布については、以下のことから、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>(1) 記録の作成・頒布のうち総合情報DBの構築については、「平和の礎 18」(130件)及び「平和の礎 19」(134件)の総合情報DBへの取り込みを完了するとともに、「資料データ管理」システムについても、寄贈された資料の移管用データとしての情報の整理を行い、電子データ化を推進した。</p> <p>(2) ホームページを利用した提供については、総合情報DBに取り込んだものについてホームページを通じて閲覧できるようにした。</p> <p>(3) 調査研究の成果の出版等については、関係者の労苦調査結果を「平和の礎」と題し編纂し出版した。 また、「平和の礎」について、総集編、第1巻～第19巻、追補版(海外引揚者)を全て電子データ化し、基金ホームページ及びインターネット資料館にて公開し、国民がいつでも検索・閲覧出来るようにしたこと。外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料については、基金解散後においても活用できるように電子データ化を図った。</p> <p>(4) 出版物等の活用については、出版物やビデオなどを積極的に活用するとともに、各方面に配布した。</p> <p>「必要性」 記録の作成・頒布事業は、関係者の労苦を後世に語り継ぐ事業であり、国民の理解を深めるための新たな手段として基金が保有する資料を基金ホームページで公開することや、関係者の労苦についてその事実を記録に留め、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。</p> <p>「効率性」 基金が保有する資料や出版した印刷物をインターネットで公開することは、比較的安価に国民が家に居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段である。 また、出版した印刷物を、図書館等へ提供したこと、一般の閲覧に供したこと、一部の刊行物を資料館及び平和祈念展等で自由頒布したことは、関係者の労苦を、資料館に来館された方だけではなく印刷物等を閲覧した方等も含め、広く国民に周知するのに効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 3問題の慰藉事業を推進するに当たり、国民の理解を深めるための情報を発信する手段として、出版</p>



		物やビデオ、基金ホームページ等の多様な情報発信源を活用することは有効な方法である。特に、地方組織を有しない基金にとって、インターネットによる情報発信は有効な施策と認められる。
(2) 講演会等の開催	A	<p>講演会等の開催については、下記のことから、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>(1) 講演会等については、目標を上回る計 14 回開催した。</p> <p>(2) 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催については、開催に当たって、地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、全国的に展開して開催し、また、開催地域の関係者の資料を展示する地方展示会と併設して開催する等して、経費の節減や集客の相乗効果を図るなど、効率的な運営に努め、目標回数の倍近い計 58 回開催した。</p> <p>(3) 校内放送番組制作コンクールの実施については、多角的に参加の呼びかけを行うことにより 30 校以上かつ 50 作品以上の提出を得るなど高校生の関係者の労苦への理解を促進した。また、制作コンクール表彰式の様子がCSやBSで全国放映されるなど、国民の関心を大いに喚起した。</p> <p>「必要性」 講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部を一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫していることは、効率的な手法である。</p> <p>また、東京で開催した平和祈念フォーラムと校内放送番組制作コンクールの表彰式とを 2 部構成により同時開催して経費の削減に努めている。</p> <p>なお、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。</p> <p>「有効性」 国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説に加え、平和祈念ビデオ制作を通じて平和の尊さ、戦争の悲惨さを学び、その作品を発表する場を設けるなど、若者が参加しやすい構成を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で有効な施策と認められる。</p>
(3) 語り部の積極的活用	A	<p>語り部の積極的活用については、比較的若年層の入館者が多いゴールデンウィークや夏休み期間中などに集中的に「語り部」を配置した。</p> <p>さらに、平成 20 年度及び平成 21 年度には、東京近郊の 28 小学校、72 クラス、2,275 人の児童に対して「語り部」(延 34 人) から体験談を語りかけるなど、小学生への戦争体験の労苦理解を一層促進した。</p>

		<p>この結果、「語り部」から説明を受けた来館者、小学校の教師及び児童から感想や礼状等が多数寄せられた。これらのことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 関係者の労苦を広く国民に周知するためには、資料館に語り部を配置し、来館者に対し、体験談によって深い感銘を与えることは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 「語り部事業」は、関係者の労苦を広く国民に周知するに当たり、3問題の関係者に「語り部」を依頼しており、外部の能力を活用した効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 「語り部事業」は、単に資料を展示するだけでなく、実体験を生々の声で語りかけることにより資料館入館者に対し、その体験談から深い感銘を与える声の展示品であり、関係者の労苦を後世に継承するためには、有効な施策である。</p>
(4) 催し等への助成	A	<p>催し等への助成については、以下のことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>(1) (財) 全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業(慰霊祭及び慰霊訪問)及び日・露交流シベリア抑留関係事業(シンポジウム)に対し、中期目標期間中1億2千4百万円の助成を行った結果、全国延べ54か所で慰霊祭が実施され参加人数約7,600人、シベリア慰霊訪問が延べ16地域で実施され参加人数142人、日・露シンポジウムが日露両国で計4回開催される実績を挙げた。</p> <p>(2) 戦後強制抑留関係者特別慰藉基金についても、実施要領に基づき各年度の収入・支出計画を適切に承認するとともに、事業終了後に実績報告書の説明を受けるなど適切に指導・監督を行った。</p> <p>「必要性」 関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するために助成することは、関係者に対して慰藉の念を示すという基金の目的を実現するために必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 関係者を中心として構成されている関係団体に助成することは、より関係者の心情に沿った事業が実施できるようになることから、効率的である。</p> <p>「有効性」 全国規模で参加者を公募して実施される「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」等は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する有意義な事業であり、その円滑な実施に資するために助成することは、関係者に対して慰藉の念を示す有効な施策と認められる。</p>
4 書状等の贈呈事業	A	<p>書状等の贈呈事業については、平成20年度における書状等贈呈事業の請求書の処理案件は、戦後60年余りが経</p>

		<p>過し関係者の高齢化が進んだこと等に伴い、軍歴等の事実確認が大変困難であったが、厚生労働省及び都道府県、さらには請求者等に再度照会する等により、恩給欠格者関係 3,588 件、戦後強制抑留者関係 29 件、引揚者関係 10 件、計 3,627 件の処理を行い、書状等の請求のあったものについて、平成 20 年 11 月に全ての処理を終了した。</p> <p>その結果、書状等の贈呈を行った総件数は、恩給欠格者 456,342 件、戦後強制抑留者 324,753 件、引揚者 73,675 件で、合計 854,770 件となった。</p> <p>これらのことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 書状等贈呈事業は、平成 19 年 3 月 31 日をもって申請の受付を終了したものであるが、未処理案件を適切に処理することは、対象となる個々の関係者に対し、関係者の労苦を慰藉する事業の一環として行われたものであり、法人の業務柱の一つで、重要な施策であった。</p> <p>「効率性」 平成 20 年度中に全ての未処理案件を処理したことは、戦後 60 年余りが経過し、関係者の高齢化が進んだことにより、その確認が年々困難になっていくことを考慮すれば効率的な処理をしたものとする。</p> <p>「有効性」 書状等贈呈事業に対するフォローアップ調査（平成 15 年 1 月実施）結果によっても、贈呈を受けた方の 9 割以上が国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった」、「よかった」、「私自身の青春も無駄でなかった」、「両親の仏前に供えた」などの感想があり、法人の目的である関係者に対し慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められたものであり、平成 19 年 3 月 31 日に受付を終了する前に申請された案件を着実かつ迅速に処理することは、その本旨に沿ったものである。</p>
<p>5 特別記念事業等 (1) 特別記念事業の実施</p>	<p>C</p>	<p>特別記念事業については、2 年間という短期間の請求期間を踏まえ、広報のほか、過去に書状等の贈呈を受けた者に対する「お知らせ」の送付や電話確認を行うなど、積極的に周知を図った結果、約 31 万 6 千人に慰労品を贈呈することができた。</p> <p>一方、基金の解散が延期されたにもかかわらず未引換者に対する「救済措置」を延長せず 22 年 9 月末に終了させたこと、22 年 10 月から 24 年 6 月までは本件について「救済措置」を行わなかったこと、解散を目前に控えた 24 年 7 月に「旅行券等引換券」の未引換え分が 750 件あることが判明したため、引換期限を無期限とする「旅行券等引換券」を送付し、受託業者が無期限で引換えに応じることとしたが、当該送付作業が始まったのが 25 年 1 月であり、結果として 750 件中 18 件は送付できず、未送付分について基金解散後は破棄処分せざるを得ないことを踏まえれば、改善の余地があると認められる。</p> <p>これらのことから「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>「必要性」 特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、基金の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p>

		<p>「効率性」 過去に基金から書状等の贈呈を受け、未だ特別慰労品の請求手続きを行っていない者（約 67 万 6 千人）に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」を送付し、直接、関係者に対し請求の働きかけをし、請求を促したことは、請求者の負担の軽減及び事務処理の効率化及び迅速化にも繋がり、業務運営の効率性が図られたと認められる。</p> <p>「有効性」 特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった」、「よかった」などの感想が多数寄せられたことは、基金の目的である関係者に対しあらためて慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。</p>
<p>(2) 特別記念事業実施の周知</p>	<p>A</p>	<p>特別記念事業実施の周知については、全都道府県及び市区町村へのポスターの配布（平成 20 年 12 月）や都道府県担当者会議等の開催（平成 20 年 9 月）などの取組を幅広く実施したほか、下記のようなさまざまな周知活動を展開したほか、平成 20 年 4 月から 6 月の間に、過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある者で未だ請求手続きを行っていない者（約 67 万 6 千人）に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」（請求書を同封。）を送付し、直接、特別慰労品の請求について案内した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 関係団体との緊密な連携 団体の機関紙への記事掲載及び団体が主催する地方展示会におけるポスターの掲示、請求書の頒布等の要請。</li> <li>② 老人福祉関係機関に対する広報 全国老人クラブ連合会機関誌に掲載、全国老人福祉協議会会員にポスターを掲示依頼、全国老人クラブ大会におけるチラシの配布。</li> <li>③ 講演会等での相談員の配置 「平和祈念展」（平成 20 年 8 月、9 月）、「平和祈念フォーラム」（平成 20 年 9 月）において、ポスター掲示するとともに、特別記念事業「相談コーナー」を開設し、関係者への周知と相談応答業務を実施。</li> <li>④ 新聞・ラジオ・テレビ等を活用した広報 全国紙またはブロック紙・地方紙に新聞広報、ラジオによる広報、テレビによる広報（政府広報により実施）、雑誌媒体への広告掲載。</li> <li>⑤ 都道府県・市区町村の広報紙への掲載等 これらのことから「目標を十分達成」したと認められる。</li> </ol> <p>「必要性」 特別記念事業の対象者等の高齢化が進む中、一人でも多くの関係者に特別慰労品を贈呈するためには、市区町村広報紙（誌）の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知することが必要である。</p> <p>「効率性」 新聞広報及びラジオ広報等により電話による照会が増す傾向から、定期的に全国紙・地方紙に法人事</p>

		<p>業の新聞広告を掲載し、また、ラジオ等により全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。</p> <p>さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙（誌）への掲載や地方展示会等の催しでの周知は、費用対効果に優れたものと認められる。</p> <p>「有効性」 対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙（誌）等各種媒体を通じて本件事業を周知することは、有効な施策である。</p> <p>また、副次的な効果ではあるが、自治体広報紙（誌）への掲載依頼の過程を通して、各自治体に対し、特別記念事業の意義の重要性が改めて理解され、その裾野が広がったことは評価できる。</p>
(3) 標準期間の設定	B	<p>標準期間の設定については、既に書状等を受けた者の請求書については記載事項を簡易にし、また、「お知らせ」に係る請求書については書状等贈呈事業認定審査時のデータを利用して住所、氏名等を印字し、請求者には署名及び贈呈の品の記載をしていただくだけにする等請求者の負担の軽減を図った。</p> <p>一方、請求書の記載事項が不備のため請求者本人への照会を必要としたものや請求書の記載事項について厚生労働省又は都道府県において履歴確認、引揚の事実確認を必要としたことから標準審査処理期間内に処理できなかったものがあった。</p> <p>また、引揚当時幼児であったため引揚時の記憶が定かではないことや、高齢により当時の記憶が薄れていること等から、請求書の記載内容に不備のものが多く見られ、請求書の審査に当たっては、1件1件個別に電話又は文書等により照会し、不備の点を補完していることから本人に連絡がつくまでに相当な時間を要することとなった結果、平成21年度において、引揚者からの請求書の処理についてかなりの遅れが出た。</p> <p>これらのことから「目標を概ね達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、特別慰労品の請求についての請求及び事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に慰労の品を贈呈することは、基金の重要な業務であり、これらの事務処理期間を適切に管理することは重要な施策である。</p> <p>「効率性」 特別記念事業の事務の改善を図り、また、請求書の処理期間を決め、事務処理について管理の徹底を図ることは、特別記念事業の業務運営の的確化を図り、請求者へのサービスにも資することとなり、効率的かつ有効な施策と認められる。</p> <p>「有効性」 特別記念事業の請求書の処理期間を管理することは、特別記念事業の業務の効率的、的確な運営に資する有効な施策と認められる。</p>
(4) 戦後強制抑留、引	A	<p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立については、平成20年度においては、慰霊碑の立地場所や近隣との調</p>

<p>揚記念碑建立</p>		<p>整などについては慎重に検討すべきものであることから、「総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する」との年度目標の達成が、平成 21 年 4 月と 1 か月ずれ込んだものの、平成 21 年度において外部有識者による慰霊碑建設検討委員会を立ち上げ、慰霊碑のデザインコンペを実施し、慎重かつ公平な審査を行い、最優秀作品（慰霊碑（2 基）と慰霊碑の広場のデザイン）を決定した。</p> <p>千鳥ヶ淵戦没者墓苑横の慰霊碑の設置場所について、総務省、厚生労働省及び環境省と十分な調整を行いつつ、平成 22 年 7 月までに慰霊碑 2 基を建立するとともに、慰霊碑の広場を造成し、同年 9 月 30 日、国に移管した。</p> <p>戦後強制抑留及び引揚に伴う死没者の遺族等を招いて、平成 22 年 8 月 4 日、慰霊碑の除幕式を執り行い、その模様がテレビ、新聞等で報道されたことにより、関係者の戦争犠牲による労苦について広く国民の理解を一層深めるとともに、関係者に対し慰藉の念を示すことができたこと。</p> <p>これらのことから、第 2 期中期目標期間全体では「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 戦後強制抑留、引揚に伴う死没者のための慰霊碑の建設は、関係者にとっては意義が深く、慰藉の念を示す基金の目的に照らして必要な施策である。</p> <p>「効率性」 関係者の労苦を広く国民に理解してもらうとともに関係者に対する慰藉の念を示すことを目的に慰霊碑の建設を推進することは、慰藉事業として効率的な事業である。</p> <p>また、慰霊碑の建立に向けて、基金解散までの短期間の中で、総務省等関係機関との連携を取りながら調整を進めたことや、事前準備のための検討を進めたことは、慰霊碑建立の円滑な実現に資する上で効率的であったと認められる。</p> <p>「有効性」 戦後強制抑留、引揚に伴う死没者のための慰霊碑の建設は、関係者にとっては意義が深く、慰藉の念を示す基金の目的に照らして有効な施策である。</p>
<p>6 特別給付金支給事業 (1) 特別給付金の支給</p>	<p>B</p>	<p>特別給付金の支給については、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、外部委託による業務の効率化により基金における審査業務体制を充実するなど、下記のような種々の対応を図ることにより処理に全力をあげた結果、法案立案時の推計対象者数約 6 万 7 千件に対して、最終的に特別給付金の請求受付件数は、69,466 件、認定・支給件数は、68,847 件（総額約 193 億円）となり、推計を大幅に上回って業務を終了することができた。</p> <p>(1) 平成 22 年 10 月 25 日の受付開始から 2 週間余りの間に約 4 万 2 千件の申請が行われたことから、時間外勤務、休日出勤で対応するとともに、11 月下旬からは、事務処理体制の拡充、昼夜交替制勤務等を積極的に行うことにより認定事務の促進を図った結果、平成 22 年度の内に特別給付金の請求受付件数 62,277 件に対し、認定件数は 56,448 件となり、このうち 51,802 人の方に支給（支給総額約 145 億円）することが出来た。</p> <p>(2) 事業の実施に当たっては、</p>

		<p>① 特別給付金の電話対応及び事務処理業務などの外部委託の推進を図り、基金における審査業務体制を一層充実、</p> <p>② 種々の広報を展開したほか、</p> <p>請求期限である平成 24 年 3 月 31 日（土曜閉庁日）に、電話及び請求書持参者への対応のため職員 5 名が休日出勤するなど、業務量の変動する中、外部委託の活用等を行いつつ、臨機応変に対応し、限られた体制で基金として種々の対応を図り、処理に全力をあげた結果、法案立案時推計約 67,000 人に対して、受付累計件数は 69,466 件、認定・支給累計件数は 68,847 件（約 193 億円）となり、推計を大きく上回る事となった。</p> <p>特に、認定累計件数 68,847 件のうち、前回事業で認定を受けなかった者（特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者）からの請求が 12,889 件にのぼった。</p> <p>また、特別給付金の請求期限到来間際には、請求を促す種々の広報を実施するとともに、請求期限到来に向け、基金及び委託先のコールセンターにおいてさらに態勢を整え、適切に期末処理を行った。</p> <p>なお、特別給付金制度は議員立法により創設されたものであり、平成 24 年 4 月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。</p> <p>(3) これらの請求に対する「戦後強制抑留者」及び「帰還の時期」の確認においては、基金で保有する過去事業の関係資料での確認、都道府県等への照会、基金内に設置した外部有識者から構成される「判定委員会」での審査など、慎重かつ適切な対応を行った。</p> <p>(4) 戦後強制抑留者が高齢であることを踏まえ、次のとおり、申請者の立場に立った様々なサービスの提供に努め、申請者の負担軽減を図ったこと。</p> <p>① 特別給付金の請求に当たり、帰還時期等については申請者に書類の添付を求めずに、基金で保有する過去事業の関係資料あるいは都道府県等への照会により確認を行った。</p> <p>② 請求書の記入不備は、基金から電話で本人に直接確認し、補記することにより迅速な処理を実施した。</p> <p>また、請求書添付書類の不備は、返信用封書を添えて不備書類の提出を求め、電話又は文書により連絡を密にすることで不備書類の補完を促進した。</p> <p>③ 審査の結果、却下処分となった申請者に対しては、直接、電話により理由を丁寧に説明した。このため大きなトラブルはなかった。</p> <p>④ 申請者等からの電話対応業務を行う委託業者に対しては、戦後強制抑留という過酷な経験をした申請者の立場を詳細に説明し、応答振りについての Q &amp; A 集を作成し、親切かつ丁寧な対応を指導した。</p> <p>これらの取組により、特別給付金の受給者等から、「60 年以上も前のことを基金でよく調べていただきありがたい」などの多くのお礼の声（1,401 件）が寄せられた。</p> <p>(5) 特別給付金を請求後に申請者が亡くなり振込不能となった場合は、基金から直ちに遺族に連絡し、特別給付</p>
--	--	---

		<p>金の請求手続きについて説明するとともに、相続人用の請求書を送付するなど、相続人への迅速な支給に努めた。これについては、相続人から、迅速かつ丁寧な対応へのお礼のお手紙も寄せられた。</p> <p>(6) 特別給付金の認定通知書を送付する際に、内閣総理大臣からの書面も同封することにより、戦後強制抑留者の労苦の慰藉に資するように努めた。</p> <p>(7) 東日本大震災で被災した対象者への取組</p> <p>① 東日本大震災による被災者への対応として、震災により特別給付金の振込先金融機関が被災した2件について振込みができない状況となったが、当該金融機関の復旧状況をつぶさに確認し、復旧後直ちに振込みを実施した。</p> <p>② 東日本大震災で被災した特別給付金支給対象者の避難先が不明であったため特別給付金の認定通知書及び内閣総理大臣の書面が基金に返送されたものについて、次のような取組により、平成23年夏頃までに、個人情報の保護に留意しながらすべて無事に届けることができた。</p> <p>ア 市役所・町村役場自体が避難している場合は、インターネット等により情報を収集し、当該市役所・町村役場の連絡先を探し出した。</p> <p>イ 市役所・町村役場の復旧のタイミングを見計らって、基金から当該担当者に電話をし、特別給付金の目的や、戦後強制抑留という過酷な経験をした対象者の立場を説明し、復興に向けて忙しい中ではあるが、対象者を探し出し、対象者から直接基金に連絡をしてほしい旨を伝えてもらうよう依頼した。</p> <p>ウ 対象者からの連絡を受け、速やかに対処した。</p> <p>(8) 一方で、過少払い・過払いについては、平成22年度及び23年度に発生・判明したものである。</p> <p>過少払いについては、22年度及び23年度で追加給付対応済みである。</p> <p>過払いについては、基金において、申請者に対し事前に過払いが発生した経緯を丁寧に説明した上、文書で依頼し、分納希望者には再三にわたり電話等で返納を依頼するとともに基金職員が直接債権者宅まで出向く等を行った結果、解散までにすべて回収できた。</p> <p>しかしながら、そもそも過払い等の案件が発生したこと、また、22年度及び23年度の評価において過払い等について基金から平和祈念事業特別基金分科会に説明がなされず、過少払い・過払いにはならなかったが他人の資料で認定した事案について自己評価調書にも記載されないなど、過少払い・過払いに関する問題意識が十分ではなかった面が見られた。</p> <p>以上を踏まえ、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 特別給付金支給事業は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため特別給付金を支給するというものであ</p>
--	--	--



		<p>り、基金が行う慰藉の念を示す事業として必要な施策である。</p> <p>「効率性」 戦後強制抑留者に対し、特別給付金の支給を行い、その支給にあわせて内閣総理大臣の書面を同封したことは、その労苦を慰藉する手法として効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 特別給付金支給事業は、強制抑留者に対する慰藉の念を示す事業として有効な施策である。</p>
(4) 特別給付金支給事業実施の周知	A	<p>特別給付金支給事業実施の周知については、下記のとおり、特別記念事業の特別慰労品を受けた者など 72,559 名に「特別給付金請求のご案内」を送付したほか、都道府県及び市区町村に事業実施の通知及び広報誌への掲載依頼を発出、ポスター等の配布、新聞・ラジオ等広報、基金ホームページでの情報発信、政府広報の活用などにより様々な広報を展開し、対象者へのきめ細かい周知の徹底を図ったことから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>(1) 特別記念事業の既贈呈者への案内 特別記念事業の特別慰労品を受けた者など 72,559 名に「特別給付金請求のご案内」を平成 22 年 10 月 18 日付けで送付した。 また、案内が返送されてきた者に対し、電話により住所確認の調査を行い、940 人の方に請求の案内を再度行った。</p> <p>(2) 地方公共団体への広報等実施依頼 ① 都道府県及び市区町村に、特別給付金支給事業の実施について周知するとともに、特別給付金について問合せがあった際は基金の相談窓口を伝達するよう依頼した。 ② 都道府県及び市区町村に、その時々に応じた広報内容を例示の上、広報誌への掲載を依頼した。</p> <p>(3) ポスター、パンフレットの頒布 ① 平成 22 年 10 月 15 日にポスター、パンフレットを都道府県及び市区町村 1,730 団体、老人福祉施設 25,847 か所に頒布。 ② 平成 23 年 8 月 11 日にポスターを都道府県及び市区町村 1,970 団体、老人医療施設及びシベリア関係団体 26,013 か所に頒布。</p> <p>(4) 新聞広告の実施（平成 22 年 10 月 16 日又は 17 日） ・中央紙 5、ブロック紙 3、地方紙 65、計 73 紙</p> <p>(5) ラジオ広告の実施（平成 23 年 3 月 14 日～同月 27 日） ・全国ネットで 26 本のスポット CM を実施。（民放 3 社）</p>

		<p>(6) 雑誌による広報（平成 23 年 8 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の購読層が高い週刊誌 2 誌、月刊誌 4 誌に広告を掲出した。</li> </ul> <p>(7) 基金ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金ホームページに請求受付開始の情報を掲出（平成 22 年 10 月）し、その後、特別給付金の支給事業に係る詳細情報を掲出し、受付件数等の処理状況について毎月情報提供を行った。また、特別給付金の請求受付の終了（平成 24 年 3 月 31 日）に伴い、その旨を掲載し、その周知を図った。</li> </ul> <p>(8) 政府広報等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FM ラジオ広告の実施（平成 22 年 10 月 29 日、平成 24 年 2 月 25 日～26 日）</li> <li>・総務省広報誌への掲載（平成 22 年 11 月号、平成 23 年 8 月号）</li> <li>・政府広報オンライン（インターネット）への掲出（平成 22 年 11 月 29 日）</li> <li>・視覚障害者用音声広報 CD を作成、頒布（平成 22 年 11 月 30 日）</li> <li>・全国 71 紙の新聞に突出し広告（平成 24 年 2 月 20 日～26 日）</li> </ul> <p>(9) 以上のほか、特別給付金の請求期限の到来について報道発表を実施したところ、NHK から取材要請があり、資料提供等取材協力を行った結果、平成 24 年 3 月 18 日の「おはよう日本」、「BS ニュース」でテレビ放映されたほか、NHK ラジオでも放送され、多数の請求、問合せがある等、大きな反響があった。</p> <p>「必要性」 一人でも多くの戦後強制抑留者に特別給付金を支給するために、様々な広報媒体を利用し、きめ細かい広報活動を積極的に展開することは、必要な施策である。また、請求受付終了に伴い、その周知徹底を図ることは必要である。</p> <p>「効率性」 全国に居住する戦後強制抑留者に対し、広く周知するために、雑誌、新聞、ラジオでの広報の実施、全国の老人関係福祉施設等へのポスターの頒布等を行うことは、効率的な施策である。また、国民に対して、特別給付金に係る支給実績の全体像について周知するため基金のホームページに掲載することは効率的な手段である。</p> <p>「有効性」 請求の促進を図るために、雑誌、新聞、ラジオでの広報の実施、全国の老人関係福祉施設等へのポスターの頒布等を行うことは、有効な施策である。 また、特別給付金の請求受付終了や支給実績の周知を図るため、基金のホームページに掲載することは有効な手段である。</p>
(5) 特別給付金の支給	C	当該項目は中期目標・中期計画に明示的に規定がないが、年度計画は中期計画に基づくものであること、年度計

<p>のための準備</p>		<p>画の基となる中期計画は中期目標を達成するためのものであることを踏まえると、当該項目は当然に中期目標第3の6「特別給付金支給事業」に含まれるものであるため、第2期中期目標期間においても評価を行うもの。</p> <p>特別給付金の支給のための準備については、種々の事前準備を行ったものの、特別給付金システムを開発したが当初はスムーズな処理ができなかった等、十分であるとは言えなかった。</p> <p>今回、22年度及び23年度に過少払い・過払いが発生したことが判明した。これは、当初、22年10月25日の受付開始後11月末までに3万件の請求を見込んでいたところ、2週間で4万2千件という膨大な請求があったため、急遽人員増を図ったが、チェック体制が十分なものとならなかったためであり、見込みが甘く準備が不十分であったと言えること、一方、過少払い・過払いは合計82件であって、22年度及び23年度の認定件数68,100件のうち0.12%程度に過ぎなかったことから、「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>「必要性」 事務処理体制を整えるとともに、早急かつ確実に準備事務を行うことは、特別給付金の認定事務の迅速化、円滑化を図るため、必要な施策である。</p> <p>「効率性」 認定のため必要とする資料等を事前に準備することは、認定事務を効率的に進める上で重要な施策である。</p> <p>「有効性」 高齢な請求者のために認定業務の迅速化は不可欠であり、そのための十分な事前準備は有効な施策である。</p>
<p>(5) 標準期間の設定</p>	<p>B</p>	<p>標準期間の設定については、22事業年度から24事業年度までの全体で見ると、標準処理期間内の処理率は1か月もので26.2%、3か月もので50.8%であった。22事業年度は短期間に申請が集中したことにより処理率は低かったが、事務処理体制の拡充等を行った結果、23事業年度の処理率はほぼ100%、24事業年度の処理率は100%となったことから、第2期中期目標期間全体では「目標を概ね達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 特別給付金は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため支給されるものであり、請求書受付から認定までの審査期間を適切に管理しつつ、事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に特別給付金の支給を行うことは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 特別給付金に係る標準審査期間を定めることは、申請者に標準的な審査期間を知らしめるのみならず、審査事務の進捗管理を行う上で効率的であると認められる。</p> <p>「有効性」 特別給付金の審査期間を把握し、管理することは、適確な業務運営に資する有効な施策と認められる。</p>
<p>(6) 申請者への通知</p>	<p>A</p>	<p>当該項目は中期目標に明示的に規定がないが、中期計画は中期目標を達成するために策定した計画であり、当該項目は当然に中期目標第3の6「特別給付金支給事業」に含まれるものであるため、第2期中期目標期間においても評価を行うもの。</p>

		<p>申請者への通知については、認定通知書については認定後1週間後に、却下通知書については決裁後直ちに送付していることから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 申請者に審査結果（処分の内容）を速やかに通知することは、申請者に対する応答の義務の観点からも必要性の高い業務である。</p> <p>「効率性」 申請者に直接審査結果を通知するものであり、効率性の高い方法である。</p> <p>「有効性」 申請者は、通知によって処分内容を知り得ることとなり、その時点が行政救済の起算点となることから有効な手段である。</p>
7 その他の重点事項 (1) 効果的な広報	A	<p>効果的な広報については、5(2)特別記念事業実施の周知及び6(4)特別給付金支給事業実施の周知に関する広報活動のほか、資料館の広報、特別企画展、フォーラム等のイベントなどの各種広報について、各年度において年間を通して効果的かつ効率的に実施し、国民への3問題関係者の労苦の理解促進及び関係者への基金が行う事業に対するきめ細かい周知の徹底を図ったことから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 基金にとっての広報活動は、単に事業内容を周知するだけでなく基金の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念し、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るというものであり、必要不可欠な施策である。</p> <p>「効率性」 基金が実施している慰藉事業を周知するために、様々な媒体を利用して広報することは、効果的な施策である。</p> <p>「有効性」 基金にとっての広報活動は、単に事業内容を周知するだけでなく基金の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念し、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面も有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。</p>
(2) ホームページの充実	AA	<p>ホームページの充実については、常に最新の情報を盛り込んだ内容に速やかに更新、検索しやすい画面にリニューアルして利用の利便性を向上、公開可能なものを掲載したほか、新たにインターネット資料館を開設し、基金ホームページとの相乗効果を図る等、下記のように充実を図った結果、平成20年4月から平成22年9月までの間の目標（188万件以上）を大幅に超えたアクセス数（275万件）を確保したことから、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。</p> <p>① 資料館見学の団体申込みをメールでも予約できるように該当ページを修正した。</p> <p>② 「平和の礎 18」、「平和の礎 19」（引揚者編については追補版を含む。）及び総集編をホームページに掲載し</p>

		<p>たこと。「戦後強制抑留史」の抜粋の英訳版等をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開を行った。</p> <p>③ 特別記念事業の請求方法について、ホームページにおいて分かりやすく解説するとともに、請求書をダウンロードできるよう工夫した。</p> <p>④ グーグルなどのインターネット検索サイトで基金ホームページが検索されやすいようにするとともに、どのページからでも最小のクリックで目的のページへアクセス出来るようにした。</p> <p>⑤ インターネット資料館は、資料館に来館出来ない遠方の者でも、インターネットを通じ、何時でも、どこからでも資料館が所蔵する貴重な展示資料を検索し、閲覧出来ること、語り部等の映像・音声の提供も行ったことなどから多くのアクセスがあったこと。また、基金ホームページ及び資料館ホームページとの相互リンクを行った。</p> <p>⑥ 特別給付金支給事業以外の事業の終了に伴い、基金ホームページの全面更新を行い、特別給付金支給事業に関する情報及び請求者向けの詳細な情報を掲出し、その後においても、申請・処理状況について毎月情報提供を行った。</p> <p>「必要性」 ホームページは、設立目的等の基金の情報や活動内容が情報として提供されており、慰藉事業の必要性について広く国民に理解を深めるために必要な施策である。また、特別給付金支給事業の進捗状況等についても、理解を得やすいように充実を図る必要がある。</p> <p>「効率性」 基金や資料館のホームページは、特別企画展等の参加申込などの丁寧な情報提供を行うことにより、単に若者のみでなく広く国民向けの広報サイトとして広く利用に供されることになることから、効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 ホームページは、基金の情報や活動内容が情報として提供されており、慰藉事業の必要性について広く国民に理解を深める手段として有効である。 また、22年度以降は特別給付金支給事業の進捗状況等について、理解を得やすいように内容の充実を図ることは有効である。</p>
(3) 地方公共団体との連携強化	A	<p>地方公共団体との連携については、下記のように地方公共団体と緊密かつきめ細かい連携を図ってきた結果、各々の事業が滞りなく最後まで実施出来たことから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>① 都道府県実務担当者会議の開催 都道府県の実務担当者に対し、基金の事業についての理解を深めるとともに、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として都道府県実務担当者会議を開催し、都道府県の担当者64名が出席した。</p> <p>② 地方公共団体の広報誌への掲載依頼 地方公共団体に対して、特別記念事業及び特別給付金支給事業について、各地方公共団体の広報誌への掲載</p>

		<p>について依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別記念事業（3回）、特別給付金支給事業（3回）</li> </ul> <p>③ 平成22年10月、特別給付金支給事業の実施に際し、地方公共団体に対して法律の概要、Q &amp; A等を送付し、協力を要請した。</p> <p>また、特別給付金の請求受付終了に伴い、地方公共団体等に対し、平成24年3月31日をもって特別給付金の請求受付が終了した旨を通知するとともに、ポスター掲示及び地方公共団体等広報誌・ホームページへの掲載のお礼とその廃棄等について依頼した。</p> <p>さらに、特別給付金支給事業終了に際し、都道府県に特別給付金支給事業に関する協力に対し、お礼とともに事業が終了した旨を通知した。</p> <p>④ 特別慰労品の審査に当たっては、戦後強制抑留の事実（軍歴等により入ソの事実）の確認等に関する資料を保管する都道府県に照会し、11,070件について特別慰労品の審査に必要な事項の確認がとれた。また、特別給付金の審査に当たっては、陸軍関係の兵籍簿等の書類を保管している都道府県に照会し、1,256件について軍歴等を確認することができた。</p> <p>⑤ 地方公共団体窓口との直接的連携</p> <p>特別給付金支給事業においては、地方公共団体の窓口で特別給付金の申請に係る相談に来るケースについて、窓口担当者を介して申請者の相談に応じるなど地方公共団体の窓口と直接、連携協力を図った。</p> <p>⑥ 地方公共団体の自発的協力</p> <p>地方公共団体が保有する情報及び基金から提供した情報により、当該団体に居住する特別給付金の未請求者に対し、自発的に請求案内を行った地方公共団体もあった。</p> <p>⑦ 地方公共団体への協力</p> <p>都道府県からの恩給の請求指導のため特別給付金認定者名簿の提供依頼に対応した。</p> <p>「必要性」 特別記念事業及び特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体等に広報等の協力を依頼したり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは必要な手段である。</p> <p>「効率性」 特別記念事業及び特別給付金支給事業の実施に当たって、戦後強制抑留者等関係者の身近にある地方公共団体等に情報を提供したり、広報を依頼すること、軍歴等の確認の作業を陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会を要請することは効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 特別記念事業及び特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体等に情報提供や広報依頼を行ったり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書等の確認事務を要請することは有効な施策である。</p>
(4) 関係資料館との連	B	<p>関係資料館との連携については、平成22年度においては、平成22年度上半期は9月末の資料館の国への移管を控え、資料館業務については入館者増及び展示資料の整理に精力が注ぎ込まれた時期であり、関係資料館への展示</p>

携		<p>資料の提供等が困難な状況であり、特に6月以降は戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法が成立し、特別給付金支給事業の準備に全力を傾注せざるを得なかったため、舞鶴市の引揚記念館への運営協力に留まったものの、各資料館の入館者増の施策について情報交換を行ったこと、舞鶴引揚記念館でフォーラムを開催したこと、沖縄県平和祈念資料館の「企画展示室」で特別企画展を開催したこと、呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）で平和祈念展を開催したことなどにより、関係資料館との連携を図ったことから、第2期中期目標期間全体では「目標を概ね達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 運営目的が類似している関係資料館との連携に努めることは、展示会や講演会等の内容充実に資することとなり、ひいては関係者に慰藉の念を示すという基金の目的を実現するために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 類似の関係資料館との連携を図って協力関係を維持しておくことは、基金の慰藉事業を行うために効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 基金の本来目的である慰藉事業を実施していく上で、運営目的が類似している関係資料館との連携に努めることは有効な施策である。</p>
(5) 外国の関係機関との連携強化	C	<p>平成20年度は年度計画にも規定されており、実績を踏まえBと評価した。</p> <p>しかしながら、20年度のB評価のまま当該事業を終了させたことは、22年9月までの当初の中期目標・中期計画に照らすとなお改善の余地があると言える。</p> <p>さらに、21年度及び22年度においては年度計画に規定されなかった。22年度については9月末の解散を控えていたという特別な事情があるが、21年度についてはこのような事情はなく、中期目標・中期計画の内容が年度計画に的確に反映されているとは言えない。</p> <p>以上のことから、「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と認められる。</p> <p>「必要性」 外国の関係機関から収集した資料を展示場で使用できる契約を締結する上で、法人が外国の関係機関との協力関係を引き続き維持することは必要である。</p> <p>「効率性」 ロシア連邦の公的機関等が保有する関係資料の収集等に当たっては、協力関係が効率的に構築されると認められる。</p> <p>「有効性」 外国に所在する目的が類似する資料館等との情報交換等の相互協力も、労苦の実態解明等に有効な施策と認められる。</p>
(6) 職員の雇用問題	B	<p>職員の雇用問題については、平成20年度に関係機関に対して働きかけを行ったものの、基金独自に採用した職員1人は、平成20年度末で自主退職したため、雇用確保の働きかけを行う対象者がいなくなり、平成21年度以降は評価に馴染まなくなったことから、「目標を概ね達成」したと認められる。</p>

		<p>「必要性」 基金解散に伴う職員の雇用問題について、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、関係省庁に対して雇用確保の働きかけを行うことは、職員が安心して職務に専念することができるようにすることは、法人の施策としても必要である。</p> <p>「効率性」 基金解散に伴う職員の雇用問題について、関係省庁に雇用確保の働きかけを行うことは、効率的な働きかけである。</p> <p>「有効性」 独自採用の経験に乏しい法人が、関係省庁に雇用確保の働きかけを行うことは、有効な手段である。</p>
<p>(7) 基金記録史の作成</p>	<p>A</p>	<p>当該項目は中期目標・中期計画に明示的に規定がないが、年度計画は中期計画に基づくものであること、年度計画の基となる中期計画は中期目標を達成するためのものであることを踏まえると、当該項目は当然に中期目標第3の7「その他の重要事項」に含まれるものであるため、第2期中期目標期間においても評価を行うもの。</p> <p>基金記録史の作成については、法人設立の経緯や基金が行った事業の実績などの記載すべき情報の整理及び整理された情報のホームページへの追加掲載を順次行った。</p> <p>また、基金の解散に向け、これまでの整理した状況等の確認及び追加掲載資料等の検討を行い、基金設置から解散までの基金に関する法令等（法律、政令、省令、閣議決定、基金事業に係る規程等）のほか、中期目標等に係る事業の実績報告等を纏めたものとし、原案作成作業を行った。</p> <p>さらに、決裁後はホームページに掲載するとともに、国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業」による保存措置を講じた。</p> <p>以上のことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を整理し、後世に伝えることは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を基金記録史として整理し、基金のホームページに掲載することは、広く国民に周知する手段として効率的である。</p> <p>「有効性」 基金の解散に向けて、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を逐次整理しておくことは、後世に記録を引き継ぎ、日本の戦後処理の体系的な位置付けを実証的に明らかにする上で有効な手法である。</p>



財務内容の改善	第4 予算、収支計画及び資金計画	A	<p>予算、収支計画等については、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>(1) 運用資金の管理・運用  「運用方針」等に基づき、運用資金を下記のとおり適正に管理・運用し運用収入の確保に努めた結果、各年度において確実に予算額とほぼ同程度の運用収入を確保することが出来た。  また、平成20年10月から、割引短期国債等より利率面で有利になった譲渡性預金での短期運用を新たに開始するなどきめ細かい資金運用を行うことにより、低金利の状況下においても運用収入の上積みを図った。</p> <p>(2) 予算、収支計画及び資金計画等  ・人件費の抑制、予算執行時の節約努力、一般競争入札の徹底等による運営費交付金の収益化により当期総利益を計上した（～23年度）。  ・事務費について、平成23年度は、費用のかからない広報の実施等に努めた結果圧縮できた。また、平成24年度は、特別給付金支給事業の終了に伴い、消耗品等の購入中止や事務・事業の外部への委託を都道府県に委託する「入ソ調査」等の委託せざるを得ないものに限定するなどの効率的執行に努めた。  ・監査法人の監査報告書においては、財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案及び損失処理案も法令に適合しているとされている。  ・人件費は、平成18事業年度以降、平成22年9月までの4年6月間において4.5%以上削減し、平成22年度の人件費は140百万円であり、基準年度である平成17年度の人件費197百万円と比較し、57百万円の減額、率にして28.9%の削減となっており、目標を大幅に上回る削減を達成した。</p> <p>(3) 不要財産の国庫納付について  平成25年4月1日までに法人を解散し、その資産及び債務を国に承継することとされていることから、重要な財産であって将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるもの（不要財産）について、解散前に国庫納付を行うこととし、納付予定額や納付予定時期等について総務省と綿密に調整を図った上、4,450百万円について、平成24年12月20日に国庫納付に係る認可申請を総務大臣へ行い、平成25年2月8日に国庫納付した。</p> <p>「必要性」 政府から出資され、法人の業務運営に必要な経費の財源である基金の出資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等により健全な管理・運用を行うこと、適切な予算執行管理を行うことは、必要なことである。また、平成22年10月以降は特別準備金として、特別給付金事業に充てる財源であり、資金化に当たっては、同様の財務管理に努める必要がある。</p>
---------	------------------	---	---

			<p>「効率性」 資金の安全確実な管理・運用を行うために内部牽制等を実施していること、また、予算の執行実績について定期的に役員会で報告を行っていることは、効率的と判断できる。</p> <p>「有効性」 資金の適正な管理・運用及び適切な予算管理は、法人の業務運営に必要なものであることから、内部牽制等により健全な管理・運用を行うこと、また、役員会を通じて適切な予算管理を行うことは有効な施策と認められる。</p>
その他	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2 人事に関する計画</p>	B	<p>人事に関する計画については、個々の職員の業務遂行上の能力を向上させるとともに積極的に知識や最新情報を修得させ、意識向上を図るため、機会を捉えて外部機関の主催による研修に職員を派遣した。</p> <p>また、外部研修の内容については、供覧により職員全員に周知させ、知識の共有を図ったことにより、職員の能力開発が促進された。</p> <p>しかしながら、23年度計画及び24年度計画に記載しておらず、中期目標及び中期計画の内容が年度計画に的確に反映されているとは言えない。また、研修等には参加させているものの、例えば24事業年度に開催した勉強会と解散との関係が明確ではないなど、研修の選定基準等が適当であったとは必ずしも言えない。</p> <p>これらのことから「目標を概ね達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることは、適切な内部事務の遂行のために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることは、適切な内部事務を遂行するための効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 職員に研修等を受講させることは、職員の資質の向上と能力開発の推進と意識向上を図る上で有効な手段である。</p>
	<p>3 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 環境対策</p>	A	<p>環境対策については、国が毎年策定する「環境物品等の調達に関する基本方針」及び基金が毎年度策定・公表している環境方針に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進するとともに、役職員の日常業務における経常的な節電、ペーパーレス化、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取組を着実に実施した。</p> <p>また、東日本大震災後においては、さらに徹底した節電対策を実施した。</p> <p>これらのことから「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明し、環境に常に配慮して業務を運営することは必要である。</p>

		<p>「効率性」 「環境方針」を表明して限られた資源を有効活用し、環境物品等を調達する際に実践することは環境対策として効率的である。</p> <p>「有効性」 基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明し、実践することは、限られた資源を有効活用するために有効な施策である。</p>
(2) 危機管理	A	<p>資料館における危機管理については、住友ビル全館の訓練に合わせ、平成15年10月策定の危機対応マニュアル等に基づく一般電話を利用した通報訓練、避難訓練の実施及び職員の危機管理意識の向上を図った。</p> <p>また、総務省第二庁舎では、庁舎の自衛消防隊が設置され、その中で、通報連絡係、初期消火班、誘導班、避難器具班、防護措置班を担当し、災害時に対応することとした。</p> <p>平成23年3月の東日本大震災時には、誘導班誘導のもと緊急避難場所へ速やかに避難し、震災後には、緊急連絡網の再確認を行うとともに、自衛消防隊の業務及び職員等の避難経路の案内等を室内に掲示して、基金内の安全管理の徹底を図った。</p> <p>これらのことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 資料館には不特定多数の者が入館することから、予期しない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、各職員の役割分担を確認しておく等の危機管理の充実及び職員意識の向上を図ることは必要である。</p> <p>「効率性」 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、日頃から危機管理の意識を高めておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的である。</p> <p>「有効性」 資料館には不特定多数の者が入館することから、予期しない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、各職員の役割分担を確認しておく等により危機管理体制を充実し、職員意識を向上させておくことは災害発生時の被害を最小化するために有効な施策である。</p>
(3) 職場環境	A	<p>職場環境については、平成21年度の一時期において、更なる充実を図る余地が見られたものの、平成22年度においては改善を図ったほか、メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止に関する指針の職員への周知及び女性相談員の設置、人事院作成のメンタルヘルスのためのガイドブックを役職員に供覧周知、人権等への適切な対応及び女性に配慮した職場環境の形成等についての弁護士講演を行うなど、適切な職場環境の形成を図ったことから、第2期中期目標期間全体では「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のためにも必要な施策である。</p>

		<p>「効率性」 メンタルヘルス、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止の取組について、一層の配慮に努め、役職員に周知することは、問題発生を未然に防ぐ措置として効率的である。</p> <p>「有効性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のためにも有効な施策である。</p>
4 内部統制・ガバナンス強化	C	<p>定期的な役員会・理事会等の開催の他、特に特別給付金支給業務について頻繁に会議を開いて問題意識を共有し、組織一丸となって対応する等、基金において内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を行ったことが一定程度認められる。</p> <p>しかしながら、特別記念事業の「旅行券等引換券」の未引換え分への対応については、結果として特別記念事業の未引換え 750 件のうち 18 件について「旅行券等引換券」を送付することができず、基金解散後は当該未送付分については破棄処分をせざるをえなかった。</p> <p>そもそも、特別記念事業について、平成 20 年に受託業者から未引換え者が相当数いる旨の連絡があつて以降、救済措置は講じたものの十分な検討と明確な意思決定がなかったこと、基金の解散が延期された際にも救済措置の延長についての検討及び明確な対処方針の決定が行われず、救済措置を 22 年 9 月末で終了させてしまったこと、監事への報告も十分ではなかったこと、分科会に対しては第 30 回分科会において初めて報告がなされたが、その際、理事長から明確な説明がなされなかったこと、総務省からの照会に対する基金の回答において監査報告書との齟齬が見られたことがあったことを踏まえると、ガバナンス・内部統制が強化されているとは言えない。</p> <p>また、特別給付金の過少払い・過払い事案については解散までに対応できたが、そもそも特別給付金の過少払い・過払い事案が発生したのは、基金の認定・支給に係るチェック体制が必ずしも万全ではなかったことの証左であり、また、発覚したきっかけも外部からの問い合わせであったなど、内部統制が十分だったとは言えない。また、監事及び分科会への報告も適宜適切にできていたとは言えない。</p> <p>これらを踏まえると、基金における内部統制・ガバナンス強化が十分なされているとは言えず、改善の余地があることから、第 2 期中期目標期間全体では「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と認められる。</p> <p>「必要性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 内部統制・ガバナンスの強化をするためには、理事長がリーダーシップを発揮できる環境整備等を行うことは効率的である。</p> <p>「有効性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために有効な施策である。</p>

<p>第9 経過規定 4 基金の解散に向けた取組</p>	<p>C</p>	<p>基金の解散に係る取組については、基金において、総務省と連携し、文書移管準備、引継ぎマニュアルの作成、基金解散後に総務省において処理すべき残務の整理・確認、基金記録史・年報等の作成など、解散に向けた取組を行った。</p> <p>しかしながら、解散に向け編成した複数の会議・チームの必要性・有効性や、基金自らが主体的に取り組み成果を上げたという実績が十分明確ではなく、また、基金の規程集について総務省からの提出依頼にも関わらず最後まで提出されなかった。</p> <p>23 事業年度評価の際に、「今後は、法人としての業務整理及び総務省への円滑な引継に向け、基金自らが主体的に取り組むことを期待する。」という評価を受けたにも関わらず、上記のような状況であったことから、第2期中期目標期間全体では「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と認められる。</p> <p>「必要性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散のために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散に向けた効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散のために有効な手段である。</p>
----------------------------------	----------	--

独立行政法人平和祈念事業特別基金

項目別評価調書

## 第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書 目次

	頁		頁
第1 中期計画の期間		② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈	59
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		③ 引揚者に対する慰労品の贈呈	59
1. 業務経費の削減	1	特別記念事業の請求期間（*）	66
2. 外部委託の推進	6	特別記念事業に要する経費（*）	67
3. 組織運営の効率化	8	(2) 特別記念事業実施の周知	69
4. 随意契約の見直し	12	(3) 標準期間の設定	72
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立	75
1. 資料の収集、保管及び展示		6. 特別給付金支給事業	
(1) 資料の収集	16	(1) 特別給付金の支給	77
(2) 資料の保管	18	(2) 特別給付金支給事業の請求期間	85
(3) 資料の展示	21	(3) 特別給付金支給事業に要する経費	86
(4) 基金解散後の資料等の在り方	33	(4) 特別給付金支給事業実施の周知	88
(5) インターネット資料館の構築（*）	36	(5) 特別給付金の支給のための準備（*）	92
2. 調査研究		(6) 標準審査期間の設定	94
(1) 労苦の実態把握	39	(7) 申請者への通知	97
(2) 外国調査の実施	41	7. その他の重点事項	
3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等		(1) 効果的な広報	98
(1) 記録の作成・頒布	43	(2) ホームページの充実	101
(2) 講演会等の実施	47	(3) 地方公共団体との連携強化	104
(3) 語り部の積極的活用	53	(4) 関係資料館との連携	107
(4) 催し等への助成	55	(5) 外国の関係機関との関係強化	109
4. 書状等の贈呈事業	57	(6) 職員の雇用問題	111
5. 特別記念事業等		(7) 基金記録史の作成（*）	112
(1) 特別記念事業の実施	59	(8) 書状贈呈事業及び特別記念事業の 認定原議の電子化（*）	114
① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈	59	第4 予算、収支計画及び資金計画	116

第5	短期借入金の限度額（借入はない）	120
第6	重要な財産の処分等に関する計画（計画はない）	120
第7	余剰金の使途（該当はない）	120
第8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1.	施設及び設備に関する計画（計画はない）	122
2.	人事に関する計画	123
3.	その他業務運営に関する事項	
(1)	環境対策	126
(2)	危機管理	128
(3)	職場環境	130
(4)	内部統制・ガバナンス強化	132
第9	経過規定	
1.	基金の解散に向けた取組（*）	138

注（\*）の付された小項目は中期計画に記載なし



**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成20年4月から平成25年3月までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 業務経費の削減</p>
<p><b>■中期目標の記載事項</b></p>	
<p>第1 中期目標の期間 平成20年4月から平成25年3月までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 1 業務経費の削減</p> <p>(1) 業務の効率化を進め、平成22年9月までの2年6月間においては、経費総額（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。）について、前期末事業年度（平成19事業年度）に対する平成22事業年度の割合を75%以下とする。</p> <p>(2) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。</p> <p>(3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。</p> <p>（参考：当初の第2期中期目標）</p> <p>第1 中期目標の期間 平成20年4月から平成22年9月までの2年6月間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 1 業務経費の削減</p> <p>(1) 業務の効率化を進め、経費総額（事業費（特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く。）、管理費及び人件費の合計）について、前期末事業年度（平成19事業年度）に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を75%以下とする。</p> <p>また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成18事業年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととし、中期目標の期間の平成20事業年度から平成22事業年度の2年6月間においても、着実な取組を行う。</p> <p>(2) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。</p>	
<p><b>■中期計画の記載事項</b></p>	
<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 業務経費の削減</p> <p>(1) 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。）について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する平成22事業年度上半期（22年4月1日～同年9月30日）の割合を75%以下（通年ベース）とする。</p> <p>(2) 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）とともに、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。</p> <p>(3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。</p> <p>（参考：当初の第2期中期計画）</p>	

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務経費の削減

(1) 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額（事業費（特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く）、管理費及び人件費の合計）について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を75%以下（通年ベース）とする。

また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する。（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）

(2) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。

■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
-----	---------------------------

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務経費の削減

(1) 経費総額の削減

(1) 経費の削減に関しては、「経費総額（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。）について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する平成22事業年度上半期の割合を75%以下とする」との目標に対し、下記の主な実施状況などの取組の結果、平成22年度（通年ベース）の独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の業務運営に係る経費総額は722百万円であり、平成19年度の経費総額1,264百万円と比較すると、割合では57.1%（542百万円の減額、率にして42.9%の削減）となっており、目標を上回る削減を達成した。なお、その削減内訳には、書状等贈呈事業（平成20年度終了、△197百万円）のように、事業が平成22年度以前に終了したことによるもののほか、民間ビルから国の庁舎に入居することによる事務所等賃借料（△43百万円）、人員削減及び超過勤務の縮減による人件費（△57百万円）、通年の広告を見直し、展示時期に合わせた掲出期間を縮減したことによる交通広告経費（△9百万円）などによるものである。

（単位：百万円）

	平成19年度 （基準年度）	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度 参考	平成24年度 参考
経費総額 （通年ベース）	1,264	965	798	361 (722)	431	220
対前年度増△減 （〃）	—	△299	△167	△76 (△542)	—	—
対前年度比(%) （〃）	—	△23.7	△17.3	△9.5 (△42.9)	—	—

注1) 除外：特別記念事業に係る経費（平成19年度65億円、平成20年度89億円、平成21年度15億円、平成22年度1億円）、特別給付金支給事業に係る経費（平成22年度148億円（特別給付金支給業務共通経費を含む。）、平成23年度44億円、平成24年度5億円）

注2) 平成23年度以降、運営費交付金の予算措置無し

主な実施状況は次のとおりである。

- ① 事務室を民間ビルから総務省第2庁舎（新宿区若松町）へ移転及び特別記念事業等実施のため外部2か所（いずれも総務省第2庁舎の近隣）に借り上げていた事務所を第2庁舎内別棟に集約化したことにより賃貸料等を削減。
- ② 職員の削減（定員を下回り、かつ前年度よりも減員した体制で業務を執行）等により人件費を削減。
- ③ 広報について、交通広告は、従来の通年ベースでの実施を改め、実施時期を効果的な時期に絞って実施、また、総務省との連携を密にし、政府広報等を活用するなど効果的・効率的な広報を行うことなどにより広報経費を削減。
- ④ 「随意契約見直し計画」（平成19年12月策定）及び「随意契約等見直し計画」（平成22年4月30日策定）に基づき、可能な限り一般競争入札を実施したことにより、種々の業務経費を削減。
- ⑤ その他事業内容の見直し等による経費の削減。
  - ・ 労苦実態把握調査の委託等に係る調査研究費、平和祈念フォーラム及び番組制作コンクール等の実施経費及び平和祈念展等の実施経費について縮小するよう計画段階から見直したこと、タクシー賃借料は、使用を個人情報等の搬送等に限定したこと、印刷製本費は、印刷回数の減又は印刷廃止したこと等による経費の削減。

(2) 人件費の削減

(2) 人件費に関しては、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、平成18事業年度以降、平成22年9月までの4年6月間において、4.5%以上削減し、併せて国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で業務運営に着実に取り組む」という目標に対して、特別記念事業や特別給付金の支給業務の進捗等に合わせた計画的な人事異動及び職員の減員等を実施し、必要最小限の人員とするとともに、国家公務員に準じた人件費削減（給与改定）及び超過勤務の削減の取組も継続して実施するなど、各年度において業務量に応じた人員体制への見直し調整等を随時行うことにより、機動的に職員を配置して、業務遂行に支障無いように対応を図ってきた結果、平成22年度（通年ベース、9月までの6か月分×2）の人件費は140百万円であり、基準年度である平成17年度の人件費197百万円と比較し、57百万円の減額、率にして28.9%の削減となっており、目標を上回る削減を達成した。なお、基金の人件費の削減には、平成22年9月末の解散に向けて現員18名を13名と職員削減に努めたこと、更に特別給付金支給事業のための職員の増加を極力抑えて対応したこと、また、平成21年11月30日から平成22年8月15日まで理事長が不在及び非常勤化の時期があり、役員報酬の減（△5百万円）が重なったことなどの減も含まれる。

現員表

(単位：名)

H20.4	H20.5	H20.10	H21.4	H21.11	H22.4	H22.7	H22.10	H23.10	H24.4	H24.7	H24.10
18	17	16	15	16	13	15	15	14	11	10	9

注) H22.10 組織再編

(単位：千円)

	平成17年度 (基準年度)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 参考	平成24年度 参考
人件費	196,690	180,590	166,409	144,286	144,619	101,049

(通年ベース)	【197 百万】			【140 百万】		
対前年度増△減 【対平成17年度】	—	△17,301 【△16 百万】	△14,181 【△30 百万】	△22,123 【△57 百万】	333 【△52 百万】	△43,570 【△96 百万】
対前年度比(%) 【対平成17年度】	—	△8.7 【△8.2】	△7.9 【△15.4】	△13.3 【△28.9】	0.2 【△26.5】	△30.1 【△48.6】

(3) 給与水準の適正化等

(3) 給与水準について、「国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する」との目標に対し、対国家公務員指数（年齢勘案、各年度公表値）により検証すると、平成20年度116.9、平成21年度110.8、平成22年度109.0、平成23年度108.6、平成24年度109.2であったが、これは基金の事務所が東京都区部に所在することが主な要因であり、また、平成20、21年度が特に高いのは、小規模法人であり個人的な状況に影響されたことによるものであるが、年齢・地域勘案または年齢・地域・学歴勘案のいずれかでは、いずれの年度も100を下回っており、概ね適正な水準であると認められる。

平成23年度及び平成24年度の国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が100を上回っている理由は、「小規模法人であり個人的な状況に影響されたもの」である。

なお、職員の確保は、独自採用ではなく、国との人事交流に拠らざるを得ない特殊事情から基金独自の努力では指数の改善は困難な状況にあった。

また、給与水準の検証結果と措置の公表については、国家公務員分の給与改定に準じて給与引下げ等の見直しを行うとともに、基金の役職員の報酬・給与等の規程の改正を行い、ホームページにおいて公表した。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度対平成20年度
①対国家公務員指数（年齢）	116.9	110.8	109.0	108.6	109.2	
対前年度	1.1	△6.1	△1.8	△0.4	0.6	△7.7
②対国家公務員指数（年齢・地域）	103.5	97.5	94.9	95.1	95.0	
対前年度	1.3	△6.0	△2.6	0.2	△0.1	△8.5
③対国家公務員指数（年齢・地域・学歴）	99.1	94.0	95.8	101.0	101.5	
対前年度	△0.4	△5.1	1.8	5.2	0.5	2.4

■ 当該項目の評価 (A A~D)

A

参考・・・H20 (A) H21 (A) H22 (A) H23 (A) H24 (A)

※H23以降は「経費総額の削減」については年度計画に無いため評価は実施せず、「人件費の削減等」に係る評価のみである。

■ 評価結果の説明

業務経費の削減については、以下のことから、「目標を十分達成」と評価できる。

(1) 経費の削減については、下記のような取組の結果、平成 22 年度（通年ベース）の業務運営に係る経費総額は 722 百万円であり、平成 19 年度の経費総額 1,264 百万円と比較すると、割合では 57.1%（542 百万円の減額）となっており、目標を上回る削減を達成している。

①事務室の民間ビルから総務省第 2 庁舎へ移転及び外部借上げ事務所の第 2 庁舎内別棟への集約化。

②職員の削減等。

③広報について、交通広告の実施時期の見直しや政府広報等の活用など効率的な広報を行いつつ経費削減を実施。

④「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月策定）及び「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月 30 日策定）に基づき、可能な限り一般競争を実施。

⑤その他事業内容の見直し等。

(2) 人件費については、特別記念事業や特別給付金の支給業務の進捗等に合わせた計画的な人事異動及び職員の減員等を実施し、必要最小限の人員とするとともに、国家公務員に準じた人件費削減（給与改定）及び超過勤務の削減の取組も継続して実施するなど、各事業年度において業務量に応じた人員体制への見直し調整等を随時行うことにより、機動的に職員を配置して、業務遂行に支障無いように対応を図ってきた結果、平成 22 年度（通年ベース、9 月までの 6 か月分×2）の人件費は 140 百万円であり、基準年度である平成 17 年度の人件費 197 百万円と比較し、57 百万円の減額、率にして 28.9%の削減となっており、目標を上回る削減を達成している。

なお、基金の人件費の削減には、平成 22 年 9 月末の解散に向けて現員 18 名を 13 名と職員削減に努めたこと、更に特別給付金支給事業に向け職員の増加を極力抑えて対応したこと、また、平成 21 年 11 月 30 日から平成 22 年 8 月 15 日まで理事長が不在及び非常勤化の時期があり、役員報酬の減が重なったことなどの減も含まれる。

(3) 給与水準については、対国家公務員指数（年齢勘案、各年度公表値）により検証すると、平成 20 年度 116.9、平成 21 年度 110.8、平成 22 年度 109.0、平成 23 年度 108.6、平成 24 年度 109.2 であったが、これは基金の事務所が東京都区部に所在することが主な要因であり、また、平成 20、21 年度が特に高いのは、小規模法人であり個人的な状況に影響されたことによるものであるが、年齢・地域勘案または年齢・地域・学歴勘案のいずれかでは、いずれの年度も 100 を下回っており、概ね適正な水準であると認められる。

また、給与水準の検証結果と措置の公表については、国家公務員分の給与改定に準じて給与引下げ等の見直しを行うとともに、基金の役職員の報酬・給与等の規程の改正を行い公表している。

「必要性」業務経費の削減について、中期目標・中期計画を策定し、総額を管理することは、必要な施策と認められる。

「効率性」業務経費の総額を管理していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。

「有効性」業務経費の総額を中期目標・中期計画で管理することにより、経費削減には有効な施策と認められる。

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 外部委託の推進</p>
<p>■中期目標の記載事項 ※中期計画の「外部委託の推進」に対応する中期目標項目無し。（当初の中期目標も同様）</p>	
<p>■中期計画の記載事項 外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。  ※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>
<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 外部委託の推進</p>	<p>外部委託の推進に関しては、「外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る」との目標に対し、基金の主要業務である慰藉事業について、法人が直接実施しなければならない事務・事業を除き、次の観点を検討しつつ外部委託を推進し、効率的・効果的な事業の実施等を図った結果、前記「第2の1 業務経費の削減」の実施結果のとおり、平成22年度（通年ベース）の業務運営に係る経費総額（722百万円）は、平成19年度の経費総額（1,264百万円）と比較し、542百万円の減額となっている。</p> <p>①定型的な業務で、委託により事務の省力化、軽減が図られるもの ②各種イベント、調査研究などにおいて、委託により効果的な運営又は結果が期待できるもの ③専門的知識やノウハウを必要とする業務で、効率的・効果的な事業の実施に有効なもの ④高度の知識・技術等を要し、民間分野での技術革新の進歩が早いもの ⑤事業の実施が一時期に集中し、常時一定の職員を配置する必要のないもので、職員の弾力的配置等で対応できないもの ⑥その他、委託等により効果的な執行が期待できるもの</p> <p>具体的な実施状況は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の移管を見据えた整理手法や移管用基礎データの作成等に外部のノウハウを活用し、総務省への資料移管をスムーズに行うため、「所蔵資料等の整理業務」を企画競争により外部委託（主に③）（平成20年度）</li> <li>・ロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシスト記念館が保有する資料について、資料入手に係る交渉調整や入手すべき資料のリストをまとめた報告書の作成業務を外部委託（主に③）（平成20年度）</li> <li>・専門性の高い石碑制作と苑地整備工事を環境省、厚生労働省及び総務省の協力を得ながら適切に進めるため、「慰霊碑建設に伴うコンサルティング業務」を企画競争により外部委託（主に③）（平成21年度）</li> <li>・基金が保有する貴重な資料を、広く、見やすく、分かりやすく国民に公開するため、「インターネット資料館構築に係るウェブデザイン等業務」を一般競争入札により専門業者へ外部委託（主に③、④）（平成21年度）</li> <li>・平和祈念展（新宿西口展）の展示、講演会等について、会場設営、講演会等の運営については専門的知識や企画アイデアに外部のノ</li> </ul>

	<p>ノウハウを活用し、展示物の選定や説明文の作成等の事業のコアとなる部分については、基金がこれまで蓄積しているノウハウを活用することにより、効果的に事業を実施するため外部委託（主に②、③）（平成 21・22 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別給付金に係る国民からの電話相談及び約 7 万人の対象者からの請求書類に係る簡便な処理業務の一部について、外部のノウハウを活用することで、簡単な電話の応対や受付処理を早急に行うこととし、基金においては、処理業務の中核部分を担い、外部委託では処理が困難な案件に注力することにより効率的に事業を実施するため、「特別給付金の電話対応及び事務処理業務」の一部を外部委託（主に①、③、⑤）（平成 22・23 年度）</li> </ul> <p>なお、特別給付金支給事業の外部委託にあたっては、受託業者に対して作業の手順等を基金から示し、基金の監督の下で業務を行わせていたとともに、最終的な認定は基金が行っていたため、「第 3 の 6（1）特別給付金の支給」に記載している「特別給付金の過払事案等の発生」については、むしろチェック体制が不十分であったことが問題であったと考えており、外部委託したことそれ自体が影響を及ぼしたということは無いと基金は考えていた。</p>
<p>■ 当該項目の評価 （A A～D）</p>	<p style="text-align: center;"><b>B</b>    参考・・・H20（A）   H21（A）   H22（A）   H23（A）   H24（一）</p>
<p>■ 評価結果の説明</p>	<p>当該項目は中期目標に明示的に規定がないが、中期計画は中期目標を達成するために策定した計画であり、当該項目は当然に中期目標第 2 の 1「業務運営の効率化」に含まれるものである。また、第 1 期中期目標期間においても同様に評価していることから、第 2 期中期目標期間においても評価を行うもの。</p> <p>外部委託の推進については、平成 20 事業年度から 23 事業年度まで A 評価をしてきた。しかしながら、今回、22 事業年度において特別給付金の過払い・過少払いがあったことが判明し、その理由の一つとして、外部委託した民間業者におけるチェック体制が不十分であったことが挙げられる。中期計画における「外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の削減を図る」という目標には、外部委託による業務の効率化・経費削減のほか、当然、外部委託により適切に法人業務を遂行するという内容が含まれているところ、22 事業年度においてはそれが達成できなかったと評価できる。なお、22 事業年度の状況を踏まえ、23 事業年度以降は特別給付金支給業務に係る外部委託業者のチェック体制を強化している。このような 22 事業年度の結果を踏まえると、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、必要な手法である。</p> <p>「効率性」専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を、必要の都度、外部に委託することは、経費の削減のほか、質や仕上がりの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。</p> <p>「有効性」小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、有効な手法である。</p>

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

中期計画の該当事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 組織運営の効率化
■中期目標の記載事項	
2 組織運営の効率化 現行の運営体制を検証し、より機能的な組織体制の構築、人員配置の見直し等を行うことにより、組織運営の合理化・効率化を推進する。  ※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。	
■中期計画の記載事項	
各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金の課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う。  ※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。	
■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 組織運営の効率化	<p>組織運営の効率化については、「業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金の業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う」との目標に対し、基金が独立行政法人として発足（平成15年10月1日）した当初よりスタッフ制を採用（それ以前は、「課制」）し、業務の繁閑等に応じて適宜・適切に機動的な人員配置を実施してきたところである。</p> <p>各年度の具体的な実施状況は次のとおりである。</p> <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの運営体制を検証するため、PLAN（計画）、DO（実施と運用）、CHECK（監査）、ACTION（見直し）のPDCAサイクルによる改善手法を導入し、理事長が主催する毎週1回の連絡会（構成員は理事長、理事、部長及び担当参事（又は副参事））において、計画と実行と確認と見直しを徹底することとした。</li> <li>・その結果、監事が出席する役員会（構成員は理事長、理事、監事2名）において、平成20年5月から随意契約の状況（毎月）、資金運用状況（四半期毎）の報告が、11月からは予算執行見込み（四半期毎）についての報告が行われることになり、情報の共有化による内部牽制など、コンプライアンスに対する意識向上及び徹底が図られた。</li> </ul> <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務分担の分析・見直しを行い、書状等贈呈事業担当副参事を展示・フォーラム担当の業務に当たらせ、5月開催の特別企画展（那覇市）、8月開催の平和祈念展（新宿区）及び11月開催の直轄地方展示会（呉市）の企画運営を円滑に実施した（6月開催の直轄地方展示会（神戸市）は新型インフルエンザ蔓延により中止）。</li> <li>・「慰霊碑建設検討委員会」の事務については、所管の調査企画担当に加え、繁忙時期には企画・総務担当にも業務分担し、滞りなく実施した。</li> </ul>



【平成 22 年度】

・平成 22 年 4 月当初は、基金が 9 月末に解散することとなっていたことから、順次、業務を縮小する必要があったため、前年度末の 16 名体制から 3 名を削減して、13 名体制でスタート。

・戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号）が 6 月 16 日に成立し、即日公布・施行されたことに伴い、平成 25 年 4 月 1 日までの政令で定める日まで基金の解散が延期され、新たに特別給付金支給業務を実施することになったが、新規採用は 2 名にとどめ、人員配置の見直しにより、外部委託に関する業務や特別給付金支給のための準備に関する企画管理体制の構築を図った。

・特別給付金の認定、支給業務に適切に対応するため、請求受付開始月である 10 月に事業部を特別給付金「認定担当」と「支給担当」の 2 参事制に再編するとともに、総務部から事業部に 2 名を内部振替した。

【平成 23 年度】

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）等を踏まえ、以下のとおり特別給付金支給業務の処理の進捗に伴い、内部での振替や業務の減少に伴う人員削減といった業務に見合った効率的な人員配置等を実施するとともに、解散に向けた体制整備を行った。

①平成 23 年 4 月に事業部内の旧事業を担当する職員 2 名を認定担当に内部振替し、外部委託業者の監督や「入ソ事実等の調査」業務に 1 名配置、支給システムの管理・監督等業務に 1 名配置。

②支給システムの運用が軌道に乗った平成 23 年 10 月には、認定担当の支給システム担当 1 名を削減。

③平成 23 年 10 月の監事監査において、解散処理業務に関する決定機関、作業機関の人員体制等を整える必要性について指摘があり、平成 24 年 1 月に理事を総括とする移行委員会を設置（理事、両部長）し、移行委員会スタッフミーティング（以下「移行委員会 SM」という。理事、両部長、企画・総務担当 1 名、財務担当 1 名及び事業部から 2 名を配置。）メンバーのうち企画・総務担当副参事を対総務省の窓口担当とするとともに、業務内容確認と引継書作成のため、「平成 24 年度基金実施業務一覧」を作成した。

【平成 24 年度】

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）等を踏まえ、組織の合理化・効率化を図りつつ、以下のとおり、解散準備の業務について、各種組織を設置するとともに、限られた人員で機動的な人員配置を行うことにより、さまざまな検討課題について共通した認識をもって、各種会議において適切に反映させるなど解散に向けた準備業務をより効率的に遂行することができた。

・事務量減少に伴う人員削減

①平成 24 年 3 月末に、事業部の職員 3 名を削減し、平成 24 年 4 月以降、特別給付金支給業務の受付終了に伴う事務量減少に対応し、請求書類等の整理作業や電話相談業務を行わせる等機動的な人員配置を実施した。

②平成 24 年 6 月末に、特別給付金の支給事務の進捗に伴い、事業部の支給担当の職員 1 名を削減。また、企画・総務担当職員が異動したため、事業部の認定担当の職員を内部振替で後任に据えた。

③平成 24 年 9 月末に、特別給付金の支払関係業務の終了に伴い、総務部の職員 1 名を削減。

・「総務省・平和祈念事業特別基金連携会議」の設置

基金解散後に総務省において処理すべき残務について、予めこれを整理し総務省に円滑に引き継ぐため、平成24年7月1日に、総務省と共同で総務省・平和祈念事業特別基金連携会議（以下「連携会議」という。）を設置し、理事長、理事、両部長並びに企画・総務担当及び財務担当の4名の職員が構成員となった。

平成24年7月6日に初回の会合を開催後、計9回実施し、整理・引継方針の確定、実務者チーム（以下の「実務者チーム会議」の設置）を参照。）への作業指示及び実務者チームからの作業結果報告の承認等を実施した。

・「実務者チーム会議」の設置

連携会議で指示された事項を実務者間において協議し、結果を連携会議に報告する総務省と基金による実務者チームに参加した。基金は実務者チームのメンバーに企画・総務担当及び財務担当の職員4名を充てた。

以上により、基金から総務省に資産・債務、文書、事業成果・記録を移行した後、総務省が的確に処理できるよう、また、その引継ぎが整然と行われるよう、さらにはできる限り残務処理が発生しないよう、総務省と連携会議や実務者チームを開催して、一体となって移行・引継事務、残務処理事務を行った。

・「移行委員会・移行委員会SM」の開催

平成24年1月に設置した基金解散業務推進のための移行委員会の方針・指導の下、実務者チーム会議の中核メンバーが構成員である移行委員会SMにおいて、連携会議等で決定された事項及び基金内部で対処する事項について一括して協議検討することにより、解散準備業務を効率的に行うこととし、基金の事務の範囲において独自に決定していく必要のある事項についての方針決定を行った。具体的には、文書及び不用物品の廃棄の計画の策定、医薬品及び新聞・雑誌の購入中止の時期の決定、総務省への引継業務マニュアルの作成の方針決定であり、文書移管の作業及びマニュアル作成等の個別の作業は、移行委員会SMの指示を受け、各作業部会が業務を実施した。

以上により、解散準備業務作業の責任の明確化、連携会議等との円滑な連携が図られた。

・「解散業務準備プロジェクトチーム（以下「解散準備PT」という。）」の設置

基金の解散後に見込まれる業務を円滑に行えるようにすることを目的に、平成24年7月1日、理事長決定により、事業部職員を中心に総務部所管の解散準備業務を行う解散準備PTを設置した。（特別給付金事業の対外的な責任（窓口）を明確にしておく必要から事業部は存続）

解散準備PTの設置理由は、平成24年度の基金の主要な業務である解散業務が企画・総務担当及び財務担当の業務となっているものの、事業部は特別給付金支給事業について、提出期限経過後の請求に対する受付、却下処分、これらに関する説明等を行う必要があり、総務大臣に審査請求があった場合の作業、判定委員会業務、電話相談業務等もあることから、事業部としての組織の存続は必要であるため、業務配分の見直しを行ったものである。

主な業務は、評価調書、事業報告書の作成及びその他基金記録史、年報等の作成であるが、PT方式により、解散準備業務を平準化して行うことができた。

以上のような組織運営の合理化・効率化の取組により、従前からの慰藉事業の遂行のみならず、第2期中期目標期間に対応が本格化した特別記念事業及び新たな対応が必要となった特別給付金支給事業について、各々事業終了まで一部を除き円滑に業務を遂行するとともに、基金の解散に当たっての法人文書の移管及び引継マニュアルの作成などに関する様々な課題にも対応することができた。

■ 当該項目の評価 (A A～D)	B	参考・・・H20(A) H21(A) H22(A) H23(B) H24(B)
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>組織運営の効率化については、基金が独立行政法人として発足した当初よりスタッフ制を採用し、業務の繁閑等に応じて適宜・適切に機動的な人員配置を実施してきたところであり、20事業年度から22事業年度においては「目標を十分達成した」と評価できたが、24事業年度末の解散に向け、23及び24事業年度は特に組織運営の合理化・効率化を推進する必要があるところ、大幅な人員配置の変更を行ったとは言えず、また少人数の組織において多数の会議・チームを編成する理由が明確でないなど、両事業年度とも、組織運営の合理化・効率化を推進したとは必ずしもいえない評価となったことから、第2期中期目標期間全体では「目標を概ね達成」したと評価できる。</p> <p>「必要性」 業務体制の見直し及び業務内容に応じた人員配置は、組織運営の活性化のために必要な取組である。</p> <p>「効率性」 小規模な組織において、業務内容に応じて人員配置を行うことは、限られた人員で業務を円滑に遂行する上で、効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 小規模な組織において、業務体制の見直しを行うことは、限られた人員で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効な手法である。</p>		

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

中期計画の該当事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 随意契約の見直し
■中期目標の記載事項	
<p>3 随意契約の見直し</p> <p>(1) 「独立行政法人整理合理化計画に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。)に基づき、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表し、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>(2) 随意契約の見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査において、厳正にチェックを受けるものとする。</p> <p>さらに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、契約監視委員会において競争性のない随意契約等の見直しを行うなど、契約状況の点検・見直しを進めるものとする。</p> <p>(参考：当初の第2期中期目標)</p> <p>3 随意契約の見直し</p> <p>(1) 「独立行政法人整理合理化計画に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。)に基づき、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表し、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>(2) 随意契約の見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査において、厳正にチェックを受けるものとする。</p>	
■中期計画の記載事項	
<p>(1) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>(2) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを公表する。</p> <p>なお、監事による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>(参考：当初の第2期中期計画)</p> <p>4 随意契約の見直し</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。</p> <p>なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	
■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>4 随意契約の見直し</p>	<p>随意契約の見直しについては、「随意契約見直し計画」(平成19年12月)、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)に基づいて見直しの取組を着実に実施し、その取組状況や契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを適宜公表した。</p> <p>具体的な実施状況については次のとおりである。</p> <p>・「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)による要請に基づき、会計</p>

規程等の改正・整備や契約に関連した情報の公表など契約の適正化を図るための措置を適切に講じた。(平成 21 年 3 月 1 日施行)

- ・入札・契約の適正な実施についての基金監事によるチェックについては、前月に執行した契約に係る「物品、役務等の契約締結状況」を、翌月の役員会において担当から説明した後、監事からの質疑に適切に対応し、毎回了承を得た。
- ・「随意契約見直し計画」(平成 19 年 12 月)の実施状況(「競争性のない又は少ない随意契約等」から「より競争性のある契約」への移行状況)
  - ① 企画競争入札から一般競争入札に移行した主な業務  
特別企画展・平和祈念展(地方)の会場設営等業務、高校生平和祈念ビデオ制作コンクールの運営等業務、「語り部」の学校への派遣業務、平和祈念講演会の運営業務
  - ② 随意契約から一般競争入札に移行した主な業務  
ホームページの掲載業務、平和祈念展(東京)の会場設営等業務
  - ③ 随意契約から公募に移行した業務  
乗用自動車(タクシー)の供給業務

・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、総務省から契約状況の点検・見直しを行う機関を設置するよう要請があり、この要請に応じて、基金内部に独立行政法人平和祈念事業特別基金契約監視委員会(以下「契約監視委員会」という。)を平成 21 年 11 月 30 日に設置した。(基金監事及び外部有識者により構成)

- ・契約監視委員会からの提言の趣旨を踏まえ、ホームページへの入札説明書(仕様書)の掲載や 10 日以上の公示期間の確保を平成 22 年 2 月から実施した。
- ・平成 20 年度に締結した随意契約等について、契約監視委員会による点検・見直しに係る審議を受けた後、平成 22 年 4 月 30 日に新たな「随意契約等見直し計画」として策定し、即日ホームページに掲載して公表した。
- ・上記「随意契約等見直し計画」に基づき、平成 22 年度以降も随意契約、一者応札等の見直しの取組を促進した。
- ・契約監視委員会の委員長総括において、「一般競争入札等について、一者応札、一者応募に該当する競争契約がなかったことは評価できる。その他の契約についても、適切に処理されていると認められ見直しを実施するものはない。なお、競争性のない随意契約の見直しに関しては、可能な限り見直し・点検を実施していただきたい。」旨の発言があり、承認を受けている。

上記委員長発言を受けて、競争性のない随意契約の見直しについて、資料等の外部保管契約の値引交渉を実施したが、実績は上がらなかった。

(平成 22 年度～24 年度)

- ・契約監視委員会による、基金契約案件に係る点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップは、平成 22 年度以降着実かつ適切に実施され公表している。

以上の結果、平成 20 年度に 51 件あった随意契約が平成 21 年度 37 件(見直し計画を達成)、平成 22 年度 29 件、平成 23 年度 18 件、平成 24 年度 15 件と着実に減ってきている。

また、一者応札、一者応募となった一般競争入札等は、新たな「随意契約等見直し計画」策定以降皆無である。

なお、平成 23 年度及び平成 24 年度が前年度と比較して随意契約の割合が増加しているのは、平成 22 年度以降の事業の減少に伴い、全体の事業の契約件数が減る一方で、基金運営・存続に必要な事務に係る随意契約の件数があまり減らなかったことによるものである。

※契約状況一覧

(単位：件、千円)

	平成 20 年度実績		随意契約等見直し計画		平成 21 年度実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札等	33.8% 26	7.2% 677,936	50.6% 39	8.3% 779,621	42.2% 27	11.2% 203,222
競争入札	24.7% 19	5.9% 551,042	41.6% 32	7.0% 652,727	31.3% 20	10.3% 187,993
企画競争・公募	9.1% 7	1.4% 126,894	9.1% 7	1.4% 126,894	11.0% 7	0.8% 15,229
随意契約	66.2% 51	92.8% 8,707,481	49.4% 38	91.7% 8,605,797	57.8% 37	88.8% 1,614,302
合計	100.0% 77	100.0% 9,385,418	100.0% 77	100.0% 9,385,418	100.0% 64	100.0% 1,817,524

	平成 22 年度実績		平成 23 年度実績		平成 24 年度実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札等	50.0% 29	67.2% 329,915	25.0% 6	62.6% 114,975	11.8% 2	15.9% 7,562
競争入札	46.6% 27	64.7% 317,342	20.8% 5	60.4% 110,880	5.9% 1	7.3% 3,467
企画競争・公募	3.4% 2	2.5% 12,573	4.2% 1	2.2% 4,095	5.9% 1	8.6% 4,095
随意契約	50.0% 29	32.8% 160,776	75.0% 18	37.4% 68,680	88.2% 15	84.1% 39,987
合計	100.0% 58	100.0% 490,691	100.0% 24	100.0% 183,655	100.0% 17	100.0% 47,549

■ 当該項目の評価  
(AA~D)

A

参考・・・H20(A) H21(A) H22(A) H23(A) H24(A)

■ 評価結果の説明

随意契約の見直しについては、「随意契約見直し計画」(平成 19 年 12 月)、「随意契約等見直し計画」(平成 22 年 4 月)に基づいて、下記のような見直しの取組を着実に実施し、その取組状況や契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを適宜公表した結果、平成 20 年度に 51 件あった随意契約が平成 21 年度 37 件(見直し計画を達成)、平成 22 年度 29 件、平成 23 年度 18 件、平成 24 年度 15 件と着実に減らすことができた。なお、平成 23 年度及び平成 24 年度が前年度と比較して随意契約の割合が増加しているのは、平成 22 年度以降の事業の減少に伴い、全体の事業の契約件数が

減る一方で、基金運営・存続に必要な事務に係る随意契約の件数があまり減らなかったことによるものである。また、一者応札、一者応募となった一般競争入札等は、新たな「随意契約等見直し計画」策定以降皆無であった。これらのことから、「目標を十分達成」と評価できる。

- (1) 「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)による要請に基づき、会計規程等の改正・整備や契約に関連した情報の公表など契約の適正化を図るための措置を適切に講じた。
- (2) 入札・契約の適正な実施についての基金監事によるチェックについては、前月に執行した契約に係る「物品、役務等の契約締結状況」を、翌月の役員会において担当から説明した後、監事からの質疑に適切に対応し、毎回了承を得た。
- (3) 「随意契約見直し計画」の実施状況(「競争性のない又は少ない随意契約等」から「より競争性のある契約」への移行状況)については、①企画競争から一般競争に移行、②随意契約から一般競争に移行、③随意契約から公募に移行を着実に実施し、競争性及び透明性を十分確保するとともに執行経費の削減を図った。
- (4) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等に基づき、基金監事及び外部有識者等により構成される契約監視委員会を平成21年11月30日に設置し、契約監視委員会からの提言の趣旨を踏まえ、ホームページへの入札説明書(仕様書)の掲載や10日以上公示期間の確保を平成22年2月から実施したこと。また、平成20年度に締結した随意契約等について、契約監視委員会による点検・見直しに係る審議を受けた後、平成22年4月30日に新たな「随意契約等見直し計画」として策定し、即日ホームページに掲載して公表した。
- (5) 「随意契約等見直し計画」に基づき、平成22年度以降も随意契約、一者応札等の見直しの取組を促進した。
- (6) 契約監視委員会の委員長総括において、「一般競争入札等について、一者応札、一者応募に該当する競争契約がなかったことは評価できる。その他の契約についても、適切に処理されていると認められ見直しを実施するものはない。なお、競争性のない随意契約の見直しに関しては、可能な限り見直し・点検を実施していただきたい。」旨の発言があり、承認を受けた。
- (7) 契約監視委員会による、基金契約案件に係る点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップは、平成22年度以降着実かつ適切に実施され公表された。

「必要性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。

「効率性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施し、契約の適正化を推進することは、無駄を省くために効率的な手法である。

「有効性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施することは、適正に契約を行うために有効な手段である。

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示</p>
<p>■中期目標の記載事項</p>	
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集 関係者の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）の収集を行う。</p> <p>※「第6 経過規定」の「1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。」に基づき、平成22年10月以降、第3の1の該当業務は実施しない。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p>	
<p>(1) 資料の収集 ① 基金の解散を見据え、個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）のうち、未収集の重要な資料を効率的に収集する。 ② 既存の寄託品については、寄贈への切換え又は寄託の継続を所有者に依頼する。</p> <p>※「第9 経過規定」の「1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。」に基づき、平成22年10月以降、第3の1の該当業務は実施しない。</p> <p>※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集 ①関係資料の収集等 ②寄託から寄贈への切替え</p>	<p align="center">達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p> <p>関係資料の収集については、「基金解散を見据え、未収集の重要な資料を効率的に収集する」との目標に対して、関係団体を通じて寄贈の依頼をするなど効率的に収集活動を行った。第2期中期目標期間中に軍事郵便物（戦地から姉への手紙）、ソ連軍軍票（1円）、予防接種証明書など1,043点（寄贈者33人）の資料を収集できた。</p> <p>寄託品の寄贈への切替え等については、事業最終年度である平成22年9月末までにおいては、宛先不明による返戻や電話連絡不能などにより、143件（寄贈者19名）の寄託品が残ったが、引き続き寄託品所有者への寄贈切替え依頼等の事務を実施した結果、全ての寄託品について寄贈承諾を得るか、返却希望者には資料を返却することができた。</p>



※ 寄託品の寄贈への切替え結果					
	期首寄託品①	期末寄託品②	処理数③=①-②	処理率% ③/①	
平成 23 年度					
人数 (人)	19	0	19	100	
寄贈承諾 資料返還			13 6		
資料件数 (件)	143	0	143	100	
寄贈承諾 資料返還			74 69		
平成 22 年度					
人数 (人)	26	19	7	27	
資料件数 (件)	333	143	190	57	
平成 21 年度					
人数 (人)	32	26	6	19	
資料件数 (件)	349	333	16	5	
平成 20 年度					
人数 (人)	59	32	27	46	
資料件数 (件)	476	349	127	27	
■ 当該項目の評価 (A A~D)	B 参考・・・H20 (A) H21 (B) H22 (B) H23 (-) H24 (-)				
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>関係資料の収集については、関係団体を通じて寄贈の依頼をするなど効率的に収集活動を行い、第2期中期目標期間中に軍事郵便物、ソ連軍軍票、予防接種証明書など1,043点の資料を収集出来た。</p> <p>また、寄託品の寄贈への切替え等については、事業最終年度である平成22年9月末までにおいては、宛先不明による返戻や電話連絡不能などにより、143件の寄託品が残ったが、引き続き寄託品所有者への寄贈切替え依頼等の事務を実施した結果、全ての寄託品について寄贈承諾を得るか、返却希望者には資料を返却することが出来た。</p> <p>これらのことから「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 資料収集業務は関係者に対し慰藉の念を示すため、現存する資料を幅広く収集し後世に伝えていくために必要な業務である。近年は、関係者の高齢化に伴い、関係資料が散逸していくことが危惧される状況であるため、特に実施する必要性が高い。</p> <p>「効率性」 資料の収集について、平和祈念展示資料館（以下「資料館」という。）での受付とともに関係団体への協力要請を行うことは、経費の節減を含めて効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 基金の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには関係資料は不可欠の要素であり、関係資料を一体的に収集・保管・展示することは設立目的を達成するために有効な手段である。</p>					

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示</p>
<p><b>■中期目標の記載事項</b></p> <p>(2) 資料の保管</p> <p>① 保有している関係資料について、体系的な整理を行い、適切な保管を行う。</p> <p>② 保有している関係資料のうち、特に貴重なものについては、次代に確実に引き継ぐことができるよう、適切な保存措置を講ずる。</p> <p>③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に進める。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p><b>■中期計画の記載事項</b></p> <p>(2) 資料の保管</p> <p>基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討結果（以下「在り方の検討結果」という。）を踏まえつつ、次の事項を行う。</p> <p>① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。</p> <p>② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために、定温・定湿の倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。</p> <p>③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。</p> <p>(参考：当初の第2期中期計画)</p> <p>(2) 資料の保管</p> <p>基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況（以下「在り方の検討」という。）を踏まえつつ、次の事項を行う。</p> <p>① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。</p> <p>② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために、定温・定湿の倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。</p> <p>③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。</p>	
<p><b>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</b></p>	
<p>小項目</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示</p> <p>(2) 資料の保管</p> <p>①関係資料の体系的な保管、保管スペースの充実等</p>	<p align="center">達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p> <p>関係資料カルテの作成促進については、第2期中期計画期間中に寄贈された全ての資料（1,043点）について、寄贈の都度現状把握を行い、5段階（A：非常に良好な状態～E：崩れかかっている状態）のランク付け作業を行った。（平成20年度）</p> <p>また、これまで基金に寄贈された全ての資料について、A～Eの5段階基準を基に資料状態の再点検を行い、必要に応じてランク付けを見直した。（平成20年度）</p> <p>資料の適切な保管のための環境の整備については、これまで基金に寄贈された1万3千件に及ぶ実物資料は、資料館等で展示しているものを除き、美術品保管専用倉庫内で保管し、1万2千冊に及ぶ図書は、資料館資料室及び貸倉庫で保管した。</p> <p>保管スペースの充実については、収納方法を工夫することによって、保管スペースを10.5坪増やし37.5坪とした。（平成20年度）</p> <p>関係資料の修理等については、上記ランク付け及び再点検の結果、保存状態が著しく悪い資料について劣化防止処置、修復保存処置を行った。</p>

<p>②関係資料の適切な保存措置</p>	<p>関係資料の適切な環境での保存については、以下のとおり展示品を除く全ての資料について、適切な場所において良好に保管しつつ、劣化防止のための必要な措置や害虫駆除のための燻蒸処理を講じた。</p> <p>① 保管場所及び保存方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美術品保管用の定温定湿倉庫（室温 20 度、湿度 60%）に保管</li> <li>・ 紙類は、タトウ紙に包み中性紙製の資料袋に入れ、静電気防止素材のコンテナへ収納</li> <li>・ 木類、金属類、皮革類等の立体物はタトウ紙やビニール袋（空気穴あり）に入れ、静電気防止素材のコンテナへ収納</li> <li>・ 軍服等の布類は桐箱へ収納など、いずれも資料に負荷がかからないよう配慮</li> </ul> <p>しかしながら、平成 22 年度においては、特別企画展（3 回）と平和祈念展（新宿西口展）とを合わせて 6 か月で 4 回開催したことなどから、使用頻度の高い展示資料の一部などについて、指定された収納場所に収納されていないものが見受けられた。</p> <p>② 劣化防止</p> <p>第 2 期中期目標期間中に寄贈された紙資料のうち、ランク付け及び保管資料の再点検結果を踏まえ、保存状態が著しく悪い資料を選定し、劣化防止処置のための脱酸処理、エンキャプスレーション、防錆処理等を実施した。（平成 20 年度 89 点実施。平成 21 年度は紙資料 9 点のランク付け及び再点検の結果、保存状態が良好であったため措置せず。平成 22 年度は 12 点実施。そのほか 14 点の燻蒸処理を実施。）</p>
<p>③関係資料の電子データ化</p>	<p>関係資料の電子データ化の推進については、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 期中期目標期間中に、寄贈を受けた関係資料 1, 043 件について、資料管理システムに追加登録入力した。また、同様に寄贈図書 196 点についても図書管理システムに追加登録入力した。</li> <li>・ 関係資料等の棚卸しの結果、関係資料 55 点、図書 25 点の、入力漏れが判明したので、資料管理システム、図書管理システムにそれぞれ追加入力を行った。（平成 21 年 3 月）</li> </ul> <p>以上の結果、平成 22 年 9 月末に総務省へ下記関係資料のデータを移管した。</p> <p>※実物資料データ 12, 839 データ 図書資料データ 12, 006 データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、実物資料の画像化の推進については、国への引き継ぎ準備や新規事業の特別給付金支給事業の準備に多忙を極める中、実物資料 12, 839 件のうち、9, 253 件（約 72%）について画像化を図ることができた。</li> </ul>
<p>■ 当該項目の評価 （A A～D）</p>	<p><b>B</b>                                    参考・・・H20（A）   H21（B）   H22（B）   H23（－）   H24（－）</p>

## ■ 評価結果の説明

以下のことから、「目標を概ね達成」と評価できる。

- (1) 関係資料カルテの作成促進については、第2期中期目標期間中に寄贈された全ての資料について、寄贈の都度現状把握及び5段階のランク付け作業を行った。また、これまで基金に寄贈された全ての資料について、A～Eの5段階基準を基に資料状態の再点検を行い、必要に応じてランク付けを見直した。資料の適切な保管のための環境の整備については、これまで基金に寄贈された1万3千件に及ぶ実物資料は、資料館等で展示しているものを除き、美術品保管専用倉庫内で保管し、1万2千冊に及ぶ図書は、資料館資料室及び貸倉庫で保管した。保管スペースの充実については、収納方法を工夫することによって、保管スペースを10坪増やし37.5坪とした。関係資料の修理等については、上記ランク付け及び再点検の結果、保存状態が著しく悪い資料について劣化防止処置、修復保存処置を行った。しかしながら、平成22年度においては、特別企画展（3回）と平和祈念展（新宿西口展）とを合わせて6か月で4回開催したことなどから、使用頻度の高い展示資料の一部などについて、指定された収納場所に収納されていないものが見受けられるなど、必ずしも適切に保管されていないものもあった。
- (2) 関係資料の適切な環境での保存については、展示品を除く全ての資料について、適切な場所において良好に保管しつつ、劣化防止のための必要な措置や害虫駆除のための燻蒸処理を講じた。
- (3) 関係資料の電子データ化の推進について以下のとおり実施した。
- ・第2期中期目標期間中に寄贈を受けた関係資料1,043件について、資料管理システムに追加登録入力。
  - ・また、同様に寄贈図書196点についても図書管理システムに追加登録入力。
  - ・関係資料等の棚卸しの結果、関係資料55点、図書25点の入力漏れが判明したので、資料管理システム、図書管理システムにそれぞれ追加入力し、平成22年9月末に総務省へ下記関係資料のデータを移管したこと。  
※実物資料データ 12,839データ、図書資料データ 12,006データ
  - ・実物資料の画像化の推進については、国への引継準備や新規事業の特別給付金支給事業の準備に多忙を極める中、実物資料12,839件のうち、9,253件（約72%）について画像化を図ることができた。

「必要性」 資料保管業務は関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには、体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要である。

「効率性」 収集された実物資料等の移管業務を円滑に行うために、実物資料等の電子データ化は管理上欠かせない効率的な作業である。

「有効性」 収集している資料は、関係者に対し慰藉の念を示す基金にとって、重要かつ貴重な資料であるため、適切な措置を講じ、保管することは本来目的を達成するために有効な手段である。

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示</p>
<p>■中期目標の記載事項</p> <p>(3) 資料の展示</p> <p>① 関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、平和祈念展示資料館における展示内容を充実させ、運営体制の見直し、適切な広報活動等を行う。 平和祈念展示資料館への平成22年9月までの2年6月間における入館者数が13万人以上となるよう努める。</p> <p>② 平和祈念展示資料館における展示以外にも、全国各地において、展示会等を積極的に開催する。</p> <p>③ 平和祈念展示資料館の入館者等に対するアンケートを実施し、意見・要望の把握を行う。</p> <p>④ ホームページを利用した提供を行う。</p> <p>⑤ 展示の幅を広げるために、関係資料の貸出しを行う。</p> <p>(参考：当初の第2期中期目標)</p> <p>(3) 資料の展示</p> <p>① 関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、平和祈念展示資料館における展示内容を充実させ、運営体制の見直し、適切な広報活動等を行う。 平和祈念展示資料館への中期目標の期間の2年6月間における入館者数が13万人以上となるよう努める。</p> <p>② 平和祈念展示資料館における展示以外にも、全国各地において、展示会等を積極的に開催する。</p> <p>③ 平和祈念展示資料館の入館者等に対するアンケートを実施し、意見・要望の把握を行う。</p> <p>④ ホームページを利用した提供を行う。</p> <p>③ 展示の幅を広げるために、関係資料の貸出しを行う。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p> <p>(3) 資料の展示</p> <p>①平和祈念展示資料館 平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じグラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。 また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。 その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、平成22年9月までの2年6月間における入館者数を13万人以上とする。 (※平成22年度計画数値目標は、中期目標を達成するため7千人多く設定しているため、年度計画数値目標を合算すると13万7千人になる。)</p> <p>②特別企画展 関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3,000人以上とする。 (※各年度計画数値目標は3,300人以上と高めに設定)</p> <p>③平和祈念展 関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。 (※各年度計画数値目標は11,000人以上と高めに設定、年度目標入場者数は、平成20年度まで行っていた銀座のデパート催事場における平和祈念展開催を想定して設定。)</p> <p>④地方展示会 関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者数の目標を設定し、平成22年9月までの2年6月間における入場者数を4万人以上とする。 (※平成20・21年度計画数値目標は、直轄5,000人以上、委託17,500人以上、平成22年度計画（事業終了を踏まえ直轄事業は実施せず、数値目標も設定しなかった。）では、関係団体への委託により計画的に開催する。)</p> <p>⑤アンケートの実施 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。</p>	

⑥関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。

※上記中期目標「④ ホームページを利用した提供を行う。」に対応する中期計画項目は無いが、43頁の「インターネット資料館」関係を参照。

※平成22年度計画：第2の1（5）インターネット資料館の運用

資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、昨年度開設したインターネット資料館を適切に運用し、国へ移管する。

(参考：当初の第2期中期計画)

(3) 資料の展示

① 平和祈念展示資料館

平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、基金解散までの限られた期間ではあるが、関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じグラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。

また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。

その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間の2年6月間における入館者数を13万人以上とする。

② 特別企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3,000人以上とする。

③ 平和祈念展

関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。

④ 地方展示会

関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者数の目標を設定し、中期目標の期間の2年6月間における入場者数を4万人以上とする。

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。

⑥ 関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。

■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																									
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示 (3) 資料の展示 ① 平和祈念展示資料館	<p>資料館の「平成22年9月までの2年6月間における入館者数を13万人以上とする。」との目標に対しては、以下に記述するとおり、展示内容の充実やミニ展示会及び特別企画展を開催したほか、説明員等を常駐させ、入館者への資料等の説明を積極的に行うとともに、月曜日（休館日）の臨時開館措置、開館時間の弾力的運用、資料館広報の効果的・効率的実施など、目標達成に向け様々な対策を講じたが、結果として事業最終年度である平成22年度9月末までの2年6か月間における入館者数は、126,928人（達成率97.6%）にとどまった。</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成20年度</th> <th colspan="2">平成21年度</th> <th colspan="2">平成22年度</th> </tr> <tr> <th>目標</th> <th>実績</th> <th>目標</th> <th>実績</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度計画 入館者数</td> <td>52,000 人以上</td> <td>48,272</td> <td>52,000 人以上</td> <td>49,268</td> <td>33,000 人以上</td> <td>29,388</td> </tr> </tbody> </table>							平成20年度		平成21年度		平成22年度		目標	実績	目標	実績	目標	実績	年度計画 入館者数	52,000 人以上	48,272	52,000 人以上	49,268	33,000 人以上	29,388
	平成20年度		平成21年度		平成22年度																					
	目標	実績	目標	実績	目標	実績																				
年度計画 入館者数	52,000 人以上	48,272	52,000 人以上	49,268	33,000 人以上	29,388																				

累計入館者数	48,272	97,540	126,928
--------	--------	--------	---------

注1) 平成22年度計画数値目標は中期目標を達成するため7千人多く設定

注2) 平成22年度は平成22年9月末までの実績

ア 展示内容の充実等

【平成20年度】

・特設展示コーナーのテーマを決め、内容に応じて展示資料の入替えを行った。

平成20年8月31日NHK教育テレビで従軍写真家小柳次一氏の特集番組があり、資料館及び平和祈念展（銀座展）の様子が放映されることに併せて、同年9月から同コーナーに「切り撮られた戦場－陸軍従軍カメラマン小柳次一の足跡をたどって－」を開設した。

・平成20年5月から毎月テーマを設定し、ミニ展示会を開催した。

（ミニ展示会の開催）

年 月	テーマ
平成20年5月	娘は生きていた！－40年後の再会－
平成20年6月	黄海に死す－引揚船中で亡くなった兄を偲んで－
平成20年7月	祖国上陸第一歩－引揚証明書が物語る悲喜もろもろ－
平成20年8月	ある兵士の足跡－機関銃射手が見た戦場－
平成20年9月	シベリア抑留－老兵の身でシベリアへ－
平成20年10月	満州で別れた家族の軌跡－夫はシベリアへ、妻子2人の引揚げ－
平成20年11月	樺太引揚げ－生まれ故郷の樺太を追われて－
平成20年12月	軍隊手牒－記録された兵士の足跡－
平成21年1月	ある少年兵の戦争－国のため、故郷のため－

【平成21年度】

・特設展示コーナーのテーマを決め、内容に応じて展示資料の入替えを行った。

平成21年4月～7月の間「戦場で見せた兵士の素顔」及び「大連からの引揚げ」をテーマに元従軍カメラマン小柳次一氏の写真、松岡康人氏のスケッチを中心に展示

・同年8月～10月の間「水木しげるさんの戦争」、「西村晃氏の戦争」及び「満洲・終戦時の混乱」をテーマに写真パネル、絵画、実物資料を展示

・同年11月～平成22年1月の間「描かれた戦時下の風潮」、「描かれた収容所の生活」及び「漫画家たちの記憶」をテーマに抑留絵画、引揚漫画及び関係資料を中心に展示

・前年度に引き続き7月から毎月テーマを設定し、ミニ展示会を開催した。

（ミニ展示会の開催）

年 月	テーマ
-----	-----

平成 21 年 7 月	収蔵資料紹介—語り継ごう戦争体験の記憶—
8 月～9 月	終戦記念特別企画展
10 月～11 月	収蔵資料紹介 —当時の生活が分かる品々— (パート 1)
平成 21 年 12 月～22 年 1 月	収蔵資料紹介 —当時の生活が分かる品々— (パート 2)
平成 22 年 2 月～3 月	収蔵資料展 —資料が語る体験者の想い—

・平成 21 年 12 月～平成 22 年 2 月の間、寄贈を受けた自費出版等の、一般的には入手困難な図書を、「図書閲覧コーナー」の一角において「所蔵図書特別展示会」として公開した。

【平成 22 年度】

- ・平成 22 年 9 月末の閉館（基金による運営の終了）に向け、連続して 3 回の特別企画展を開催。テーマを持った展示資料の入替えのほか、語り部の配置、展示資料の解説講座開催を行い、関係資料の展示を着実に実施した。
- ・来館できない方にも「関係者の労苦について、理解を深め、関係者に対して慰藉の念を示すこと等」を目的として、インターネット資料館を平成 22 年 4 月に開設した。アクセス件数は 9 月末までの半年間で 193,131 件にも上り、極めて効果的に情報を発信できた。
- ・映像展示の充実のため、館内のビデオ・シアターで戦争体験の労苦を描いたビデオを上映 <5 月 25 日～7 月 13 日 15 回>
- ・「平和の尊さを語り継ぐ集い」（7 月 27 日）における樹木希林さんの戦争体験手記の朗読会の模様をビデオ上映<9 月 6 日～12 日毎日 4 回>

イ 説明員等の配置、開館日・開館時間の弾力化

- ・説明員及び総合説明員を館内に配置し、説明を希望する来館者に対応するのみならず、来館者に、「何かご説明しましょうか」と声をかけるなど適切に対応した。
- また、説明員等を常駐させることにより、予約無しで総合学習のため訪れた中学生グループなどに適宜対応することができた。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
説明員等による説明回数	114 回	148 回	79 回	341 回
説明を受けた入館者数	1,499 人	1,460 人	916 人	3,875 人

注) 平成 22 年度は平成 22 年 9 月末までの実績

- ・平成 20 年 7 月以降、休館日だった月曜日を開館することとした。また、平成 21 年度及び平成 22 年度において実施した平和祈念展（新宿区）開催中（9 時～20 時）は、閉館時間を 2 時間 30 分延長して 20 時までとするなど、弾力的な措置を講じた。

ウ 積極的な広報活動等

【平成 20 年度】



- ・平成20年度の資料館の広報については、これまでの交通広告のほか、以下のような広報媒体等を活用し実施した。
- ① 資料館のある新宿住友ビルの商店会主催のサマーフェア新聞折込広告（約12万部配布）への記事掲載。
- ② 東京周辺のコミュニティー新聞（約40万世帯配布）への記事掲載（3回）及び同新聞社による「平和祈念展示資料館見学会」企画の実施及び同社「受験フェア」における生徒・教員・保護者へのパンフレット配布を実施。  
さらに、同新聞社の親会社であるガス会社の料金センター等へのリーフレット設置配布。
- ③ 資料館の団体申込みをメールでも予約できるように、ホームページを修正した（5月末）。  
また、平成20年11月12日、全市区町村に対し、「平和祈念展示資料館への入館促進について」を送付し、団体見学の協力要請を行った。
- ④ 校内放送番組制作コンクールの参加校募集の際に全国の高等学校5,481校にパンフレット配布を実施。
- ⑤ 教育関連誌・雑誌等への広報（平成21年1月～3月）7誌への広告掲載。
- ⑥ ポケット型時刻表（JR新宿駅）への広告掲載（平成21年3月ダイヤ改正用）。
- ⑦ 資料館パンフレットの全国国公立小中高等学校への送付（平成21年3月）。
- ⑧ タウンガイド等情報誌（「東京ベストガイド」、「東京 修学旅行とっておきガイド」など）への無料広告掲載。
- ⑨ インターネット情報検索サイト（ヤフージャパン）への登載。
- ⑩ ミニ展示会、特別企画展等のポスターを、資料館が入居している新宿住友ビル1階エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置。
- ⑪ 住友ビル1Fの看板、交通広告、各種広告掲載等広報全般に渡って、資料館が「年中無休」であることを強調する等により、月曜も開館している旨周知。

**【平成21年度】**

- ・平成21年度の資料館の広報については、以下のとおり若年層への訴求や小学生の夏休みの自由研究への対応などを図った。
- ① 交通広告のデザインの変更  
4月から、水木しげるイラストを従来のものからアニメ調の柔らかい画風のものに入れ替え、より親近感をもたれるようにした。  
7月掲出については、「新宿西口展」の情報を入れ、また、冬期（1月末～3月末）掲出については、「特別企画展」及び「フォーラム」の情報を入れるなどして、デザインを工夫した。
- ② 若年層への広報  
「新宿ウォーカー」への広告及び記事広告掲載。特に、若い男女のモデルを起用し館内見学体験記風の記事広告により20～30代への訴求を図った。
- ③ 教員等教育関係者への対応（小中高校）  
「教育新聞」（12月7日号）に特別企画展を中心とした記事の無料広告掲載（発行部数23万部）。
- ④ 小学校高学年への対応  
「自由研究テキスト（改定版）」を平和祈念展（新宿区）会場で配布し、夏休みの小学生の来館者増を図った。
- ⑤ 外国語対応  
外国人来客者用の「英文パンフレット」を改訂（女優小林千登勢氏のピョンヤンからの引揚体験に係る「証言パネル」写真を新たに英訳して追加など）し、資料館に常置した。

②特別企画展

【平成 22 年度】

- ・交通広告は、館内に併設される特別企画展の開催時期に合わせて、ゴールデンウィーク及び夏休み期間の 2 回に分けて、それぞれ約 1 か月程度実施した。
- ・リピーター対策として、特別企画展の入館者等に計 5,864 通のダイレクトメールを送付した。
- ・住友ビルの入居企業に基金のチラシの配布  
住友ビルの入居企業を直接訪問し、基金のチラシを配布するとともに、資料館の概要説明を行い、特別企画展等の案内や、来館の要請を行った。

特別企画展の開催については、「各回の入場者数を 3,000 人以上とする」との目標に対して以下のとおり実施し、目標を大幅に上回る入場者数（平均 7,927 人）を達成している。

【平成 20 年度】

- ・平成 20 年度の特別企画展は「収蔵資料展」として、展示資料をこれまで常設展示等において使用しなかった資料の中から陸海軍関係のほか、国民生活に関わるものまで幅広いものとした。特別企画展の開催に当たり、特別企画展の展示品の寄贈者やこれまでの来館者等に案内状を送付するほか、JR・私鉄等の交通機関の車額ポスターでの広報及び「ニューファミリー新聞社」（京葉・常磐地区コミュニティー新聞）に広告を掲載した。（平成 21 年 2 月～3 月）

行事名	特別企画展「収蔵資料展」
会場	平和祈念展示資料館
会期	平成 21 年 2 月 17 日～3 月 15 日 26 日間 (2 月 22 日はビル全館休館日)
入場者数	3,359 人（年度目標 3,300 人）

【平成 21 年度】

- ・シベリア抑留と中国引き揚げをテーマにした絵画と漫画の特別企画展を沖縄県平和祈念資料館の協力を得て、初めて沖縄県で開催した。  
なお、開催期間中の中高生の修学旅行生を含めた旅行者及び地元住民等の入場者は、11,144 人となり、目標（3,000 人以上）を大幅に上回る成果を収めた。  
また、同会場で資料館紹介パンフレット、引き揚げ漫画「遙かなる紅い夕陽」、平和の礎選集 3 「戦争体験の労苦を語り継ぐために」を 1,720 部頒布し、啓発に努めた。

行事名	特別企画展「沖縄展」
会場	沖縄県平和祈念資料館
会期	平成 21 年 5 月 14 日～5 月 24 日 11 日間
入場者数	11,144 人（年度目標 3,300 人）

【平成 22 年度】

・関係資料の効果的な活用を図るため、テーマに合った収蔵資料を展示する特別企画展を 3 回開催した。

	期間	テーマ	今回の資料館入館者数	対前年同期間増減人数	同 左増減率 (%)
1	4/14～ 5/30	「祖国日本までの長い道のり—兵士が、抑留者が、引揚者が—」	7,312 人	848 人	13.1
2	6/4～ 7/25	「家族の肖像—生と死の記憶—」	5,515 人	△1,672 人	△23.3
3	7/30～ 9/12	「終戦記念特別展—65 年目の夏、あの日あのとき—」	12,305 人	1,392 人	12.8
計			25,132 人	568 人	2.3

・講演会等による資料館入館者の底上げについては、戦後生まれの世代が関係者の労苦を語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、参加者を交えたフリーディスカッションやトークショー等を取り入れたシンポジウム、フォーラム、朗読会を開催した。なお、3 回の講演会等の参加者数は、655 名であった。

講演会等において資料館への誘導のご案内を行ったことにより、講演会等が開催された当日の資料館の入館者数は、3 回合計で前年同時期の平均入館者数を 562 人上回り、約 2 倍の入館者となった。

	参加者数	今回の当日の資料館入館者数	対前年同月平均入館者増減数	同 左増減率 (%)
㊦ 6/6 シンポジウム	62 人	169 人	32 人	123.4
㊧ 8/8 フォーラム	306 人	597 人	300 人	201.0
㊨ 7/27 朗読会	287 人	378 人	230 人	255.4
計	655 人	1,144 人	562 人	196.6

③平和祈念展

平和祈念展については、平成 20 年までは毎年松坂屋銀座店で開催していたが、平成 21 年度に契約方式の見直しを行い、これまでの松坂屋との随意契約から一般競争入札へ契約方式を変更の上、平成 21 年度は新宿へと場所を移し、来客対象年齢層の範囲拡大及び資料館への誘導の働きかけ等を行った結果、「各回の入場者数を 1 万人以上とする」との目標に対し、全ての開催で中期目標の 1 万人を大幅に上回る入場者数（平均 37,211 人）を達成している。

各年度の主な開催状況は次のとおりである。

【平成 20 年度】

・平和祈念展（銀座展）「平和の礎—昭和の戦争からの伝言—」は、8月14日から19日の6日間、松坂屋銀座店7階催事場で開催したが、開催期間中の入場者は10,282人で中期目標（1万人以上）に達している。（年度目標（1万1千人以上）には未達）

【平成21年度】

・平和祈念展（新宿西口展）「戦争の悲惨さ、平和の大切さを知る場として」は、8月8日から11日の4日間開催し、「恩給欠格者」、「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦を物語る絵画・スケッチ類、写真等を展示するとともに、その労苦の実態を訴えるビデオの上映並びに出版物及び記念品の配布を行い、この時期に合わせて更新した資料館の来館記念スタンプも好評を得て、開催期間中の入場者は、44,520人で中期目標（1万人以上）、年度目標（1万1千人以上）ともに大幅に上回る結果となった。

なお、8月8日～10日の3日間は、新宿西口広場イベントコーナーの平和祈念展から資料館への誘導を行い、資料館の閉館時間を17時30分から20時に延長するなど、同館への集客に積極的に努めたことにより、8月8日～11日の4日間で2,429人の集客を図ることができ、前年の同期間と比較すると1,448人の増加集客を図ることができた。

【平成22年度】

・平和祈念展（新宿西口展）を終戦記念日の8月15日を含めた8月10日～15日までの6日間、新宿西口広場イベントコーナーにて開催した。人の往来が非常に多い場所であることから、昨年度に引き続き、視覚的効果のある写真、パネル等を中心に3問題に関する展示を実施した。

また、8月の終戦記念日前後は、特に国民の戦争犠牲に対する理解と関心が高まる時期ということもあり、56,832人の入場があった。（1日当たり9,472人が入場）

・資料館との連携企画として、展示内容に関連性を持たせた特別企画展「終戦記念特別展—65年目の夏、あの日あのとき—」の開催や、開館時間の延長（2時間30分延長20時まで）、記念品（鬼太郎の携帯クリーナー）の配布、立て看板（鬼太郎と目玉おやじ）による展示会場から資料館までの誘導等を実施したことなどにより、6日間における資料館への入館者数は3,628人となり、1日当たりの平均入館者数では、605人となった。平和祈念展（新宿西口展）開催期間を除く8月の1日当たりの平均入館者数259人と比較すると、2.3倍となった。

また、開催期間中、資料館の1日最多入館者数（8月15日：872人）を記録した。

地方展示会については、シベリア抑留等の関係者の労苦について、全国の方々にも理解を深めていただくことを目的として、基金直轄で開催したほか、全国組織を持った（財）全国強制抑留者協会など関係団体に事業を委託し、計画的に地方展示会を開催した結果、「平成22年9月までの2年6月間における入場者数を4万人以上とする」との目標に対して、事業最終年度である平成22年度9月末までにおける入場者数は、目標（4万人以上）を大幅に上回る入場者数（51,176人）を達成している。

（単位：人）

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		合計	
直轄	1か所	3,528	1か所	13,464	—	—	2か所	16,992
委託	15か所	13,823	10か所	14,386	6か所	5,975	31か所	34,184
計	16か所	17,351	11か所	27,850	6か所	5,975	33か所	51,176

注）平成22年度は平成22年9月末までの実績で直轄は開催無し

④地方展示会

各年度の開催状況は次のとおりである。

【平成 20 年度】

・基金直轄の平和祈念展（愛知展）「語り継ごう！戦争体験の記憶」は、6月13日から22日の9日間、名古屋市の愛知県図書館5階大会議室で開催した。開催に当たり、新聞、テレビ・ラジオ、名古屋市内の交通機関、教育機関へのチラシ等の配布など多角的に広報を実施したものの、開催期間中の入場者は3,528人となり、平成19年度の長野展より多くの入場者を得ることができたが、年度目標（5,000人以上）の70.6%にとどまった。

・委託事業では、シベリア抑留者及び恩給欠格者の関係者の労苦に対し、総務省、地方公共団体の後援を得て、地方在住の方々にも理解を深めていただくため、関係者の実態、心情をよく理解し得るなど深い見識があり、全国的に支部組織を持った（社）元軍人軍属短期在職者協力協会と（財）全国強制抑留者協会に委託し、地方展示会を15回（延べ64日）開催した。

開催に当たっては、それぞれの地域事情を詳細かつ的確に把握している各関係団体に委託することにより、地域ごと特色のある展示を実現した。

平成20年度の地方展示会の入場者は、延べ13,823人となり、年度目標（17,500人以上）の79.0%にとどまった。

【平成 21 年度】

・基金直轄の平和祈念展（神戸展）（6月4日～9日予定）は、5月16日、新型インフルエンザ患者が神戸市で確認され、その後、発症者が増加したことから、「平和祈念展」の開催は感染経路の拡大につながる恐れがあり、止むを得ず中止したが、神戸展の代わりに、11月18日（水）から23日（月）までの6日間、広島県呉市「呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）」の協力を得て、1階大和ホールで「平和祈念展（語り継ごう！戦争体験の記憶）」を開催した。開催に当たり、新聞、テレビ、教育機関等へのチラシ等の配布など多角的な広報を実施した結果、開催期間中の入場者は13,464人と目標（5,000人以上）を大幅に上回る大きな成果を得ることが出来た。

・委託事業では、前年度と同様に（社）元軍人軍属短期在職者協力協会と（財）全国強制抑留者協会に委託し、地方展示会を10回（延べ56日）開催し、入場者は、延べ14,386人となり、年度目標（17,500人以上）の82.2%であった。

【平成 22 年度】

・基金直轄事業は、資料館への来館者増加対策（特別企画展の実施並びに住友ビルにおけるシンポジウム、フォーラム及び朗読会を開催）及び新規事業（特別給付金支給事業）の準備のため実施無し。

・委託事業では、（財）全国強制抑留者協会に事業を委託し、年度計画を踏まえつつ計画的に地方展示会を開催し、入場者は、6回（延べ29日）で計5,975人であった。

⑤アンケートの実施

アンケートの実施については、「平均で過半数の者から満足した旨の回答を得る」という目標に対しては、アンケートを答えた者の8割以上の方々から「満足した」旨の回答を得ている。

また、「その結果を以後の展示内容に反映させる」という目標に対しては、アンケートに寄せられた要望のうち、「学校の長期休暇に併せて戦争体験を語って欲しい」、「展示を各地で行って欲しい」などを実現している。

アンケートの実施状況については次のとおりである。

ア 平和祈念展示資料館

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
入館者数（人）	48,272	49,268	29,388	126,928
回答者数（人） （回答率）	2,690 (5.6%)	2,915 (5.9%)	1,115 (3.8%)	6,720 (5.3%)
満足した旨の回答割合	84.4%	80%以上	80%	80%以上

・主な感想、要望等のうち、「着てみようコーナーのスペースを広くしてほしい」については外套や軍服を着用できるスペースを設置し、「展示を各地で行って欲しい」については、愛知、広島で地方展示会、沖縄で特別企画展を開催するなどにより実現した。

イ 特別企画展

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度			計
開催場所	資料館内	沖縄展	1 回目	2 回目	3 回目	
入館者数（人）	3,359	11,144	7,312	5,515	12,305	39,635
回答者数（人） （回答率）	194 (5.8%)	209 (1.9%)	289 (4.0%)	196 (3.6%)	452 (3.7%)	1,340 (3.4%)
満足した旨の回答割合	91.8%	90%	88%	82%	85%	82%以上

・主な感想、要望等のうち、「学校の長期休暇に併せて戦争体験を語って欲しい」については、夏季休暇期間中の語り部を増員設置し、「キャプションを見やすくしてほしい」については、キャプションの規格・印字サイズを大きくして見やすくするなどにより実現した。

ウ 平和祈念展

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
開催場所	銀座展	新宿西口展	新宿西口展	
入場者数（人）	10,282	44,520	56,832	111,634
回答者数（人） （回答率）	389 (3.8%)	556 (1.2%)	233 (0.4%)	1,178 (1.1%)
満足した旨の回答割合	80%以上	86.2%	90%	80%以上

・主な感想

「当時の辛さがわかり、心うたれた」、「終戦後、ソ連や満州から引き揚げる人々の状況がよくわかった」、「映画やテレビ、本等では戦争の悲劇を知っていましたが、より現実的にその惨状を知ることが出来ました」など。

エ 地方展示会（直轄）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
--	----------	----------	----------	---

開催場所	愛知展	広島展	-	
入場者数（人）	3,528	13,464		16,992
回答者数（人） （回答率）	879 (25%)	101 (0.8%)	-	980 (5.8%)
満足した旨の回答割合	87%	94.8%	-	87%以上

・主な感想

「平成生まれの私には新しく知ることばかりであった」、「実物の展示によって当時の姿が見えてくるようであった」など。

⑥ホームページを利用した提供

資料館における貴重な資料を、インターネットを通じて広く国民に公開し、誰でも、場所、時間に関係なく、戦争体験した方々の労苦を知り得る機会を提供し、次世代への労苦の継承を図ることを目的として、「インターネット資料館」を構築し、ホームページを利用した資料の展示を推進した。

④ 関係資料の貸出し

関係資料の貸出しについては、「関係資料の貸出しを積極的に行う」という目標に対し、地方公共団体や基金関係団体等における平和祈念展への展示や小学校の教科書への写真掲載などへの利用のため積極的に貸出しを実施した。

(資料数単位：点)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
自治体等数	9	12	2	23
貸出資料数	607	727	193	1,527

注) 平成22年度は平成22年9月末までの実績

各年度の主な貸出し状況は次のとおりである。

【平成20年度】

・(社)元軍人軍属短期在職者協力協会が実施する地方展示会において展示する資料の貸出しや宮崎県平和祈念資料展示室及び東京都新宿区が実施する展示会で展示する資料の貸出し、小学校の教科書への写真掲載等のための臨時召集令状の貸出し等であり、貸出し先は9自治体等、資料件数は607点である。

【平成21年度】

・(財)全国強制抑留者協会及び(社)元軍人軍属短期在職者協力協会が実施する地方展示会において展示する資料の貸出しや東京都町田市、埼玉県草加市、東京都中野区等が実施する「シベリア抑留展」等の資料の貸出し等であり、貸出し先は12自治体等、資料件数は727点である。

【平成22年度】

	・平成 22 年度は資料を国へ移管するため、貸出しを 9 月末までに返還できるもの限定し、東京都多摩市及び山口県長門市が実施する「平和展」等において展示する資料の貸出し等であり、貸出し先は 2 自治体、資料件数は 193 点である。
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A 参考・・・H20(B) H21(A) H22(A) H23(一) H24(一)
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>以下のことから、第 2 期中期目標期間全体では「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 資料館における資料の展示については、展示内容の充実、ミニ展示会及び特別企画展を開催したほか、説明員等を常駐させ、入館者への資料等の説明を積極的に行うとともに、月曜日(休館日)の臨時開館措置、開館時間の弾力的運用、資料館広報の効果的・効率的実施など、目標達成に向け様々な対策を講じ、結果として最終事業年度である平成 22 年度 9 月末までににおける 2 年 6 か月での入館者数は、126,928 人(達成率 97.6%)と目標(13 万人以上)のほぼ 100%を達成した。</p> <p>(2) 特別企画展の開催については、目標(3,000 人以上)を大幅に上回る入場者数(平均 7,927 人)を達成した。</p> <p>(3) 平和祈念展については、平成 21 年度に契約方式の見直しを行い、一般競争入札へ契約方式を変更の上、新宿へと場所を移し、来客対象年齢層の範囲拡大及び資料館への誘導の働きかけ等を行った結果、全ての開催で目標(1 万人以上)を大幅に上回る入場者数(平均 37,211 人)を達成した。</p> <p>(4) 地方展示会については、シベリア抑留等の関係者の労苦について全国の方々にも理解を深めて頂くため、基金直轄で開催したほか、全国組織を持った(財)全国強制抑留者協会など関係団体に事業を委託し、計画的に地方展示会を開催した結果、事業最終年度である平成 22 年度 9 月末までににおける入場者数は、目標(4 万人以上)を大幅に上回る入場者数(51,176 人)を達成した。</p> <p>(5) アンケートの実施については、アンケートを答えた者の 8 割以上の方々から「満足した」旨の回答を得た。 また、アンケートに寄せられた要望のうち、「学校の長期休暇に併せて戦争体験を語ってほしい」、「展示を各地で行ってほしい」などを実現していること。</p> <p>(6) ホームページを利用した資料の提供については、資料館における貴重な資料を、インターネットを通じて広く国民に公開し、誰でも、場所、時間に関係なく、戦争体験した方々の労苦を知り得る機会を提供し、次世代への労苦の継承を図ることを目的として、「インターネット資料館」を構築し、ホームページを利用した資料の展示を推進した。</p> <p>(7) 関係資料の貸出しについては、地方公共団体や基金関係団体等における平和祈念展への展示や小学校の教科書への写真掲載などへの利用のため積極的に貸出しを実施(23 の自治体等に 1,527 点の資料)した。</p> <p>「必要性」 関係資料を展示することにより、関係者の労苦を広く国民に周知することは、「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示すこと」を目的としている基金にとって必要な業務である。特に年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて必要なことであると考えます。</p> <p>「効率性」 平和祈念展示資料館、特別企画展、講演会等及び平和祈念展を連携し、企画、開催を行うことは、これらを一括で交通広告をするなど広報経費を含め、総経費を節減することにもつながり、効率的な実施方法である。</p> <p>「有効性」 関係資料を一体的に収集・保管・展示することは、関係者の労苦を広く周知するという基金の設立目的の達成のために有効な手段である。</p>	



第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示</p>
<p>■中期目標の記載事項</p> <p>(4) 基金解散後の資料等の在り方 基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況(以下「基金解散後の資料等の在り方の検討状況」という。)を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p> <p>(4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討結果を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p> <p>(参考：当初の第2期中期計画) (4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討状況を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料等の在り方</p>	<p>(1) 資料等の在り方 基金解散後の資料の在り方については、「資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める」という目標に対し、概ね準備スケジュールのとおり作業が進んだものの、移管時に実物資料の一部について使用関係がきちんと整理されていなかったり、指定された収納場所に収納されていないものがあること、寄託資料の寄贈切り替えが遅れ、国への移管期日までに間に合わなかった資料があったが、寄託品の寄贈切替は全て完了した。</p> <p>各年度の実施状況は次のとおりである。</p> <p>【平成20年度】 ・基金内部に学識経験者を加えた「資料整備等検討委員会（平成20年3月31日理事長決定）」を立ち上げて、寄贈等を受けた実物資料等の整理、記録保存等の方法について検討を行い、総務省への移管のために必要な目録データの整備、現物資料と目録データとの突き合わせ、移管用基礎データの作成等を行うことを決定した。これらを踏まえ、資料を整理するに当たり、資料の搬出を考慮した整理の仕方、現物と目録との突き合わせ及びデータ入力等の「所蔵資料等の整理業務」に民間企業のノウハウを活用するため、企画競争を実施の上、平成20年7月25日に外部業者に所蔵資料等の整理業務を委託した。</p> <p>また、平成21年3月27日に検討委員会を開催し、委託業者から収蔵資料について、資料の保存状況、年代情報、材質、複製、画像データ等の最終報告を受けた。</p>



「有効性」 実物資料は貴重な関係資料であることから、円滑かつ確実な引継のため、データとして整理することは有効な取組である。

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示</p>
<p>■中期目標の記載事項</p> <p>(4) 基金解散後の資料等の在り方 基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況(以下「基金解散後の資料等の在り方の検討状況」という。)を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p> <p>(4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討結果を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p> <p>[平成21年度計画] 第2の1(5) インターネット資料館の構築 資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。</p> <p>[平成22年度計画] 第2の1(5) インターネット資料館の運用 資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、昨年度開設したインターネット資料館を適切に運用し、国へ移管する。</p> <p>(参考：当初の第2期中期計画) (4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討状況を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示 (2) インターネット資料館の構築・運用</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p> <p>(2) インターネット資料館の構築・運用 基金は、関係者の労苦について広く国民の理解を深めること等により関係者に対して慰藉の念を示す事業の一つとして資料館において実物資料を展示する啓発広報業務を行ってきた。同資料館は立地的に東京1箇所であり、地方在住の方には、利便性の面で必ずしも満足できるものとなっていなかった。</p> <p>また、基金には、約13,000件の実物資料と、約12,000冊の図書資料を保有しているが、資料館においては一部展示物の入替えは行おうが445点程度しか公開できていない状況であることから、これら公開資料の範囲の拡大や来館出来ない国民に対する行政サービスの観点及び3問題の理解を深めて頂くための有効な手段としてインターネット資料館を整備することとし、平成21年度末までに構築を終了し、平成22年9月末に総務省へ移管した。</p> <p>インターネット資料館の主な構築・運用状況は次のとおりである。</p>

	<p>基金の解散を翌年に控え（当時）、平成 21 年度計画において「資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開することを目的にインターネット資料館を構築する」こととしたが、構築に当たり、（1）完成までの期間を1年とすること、（2）総務省に移管が可能なシステムであること、また、拡張機能を有していること、（3）インターネット資料館（以下「ネット資料館」という。）に展示する内容等は職員が主導的に検討すること、を前提に準備を開始し、平成 21 年度末に構築を完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年 4 月に本格稼働後、6 か月間のアクセス件数は 193,131 件に上った。</li> <li>・同年 9 月末にデータを総務省へ移管した。</li> </ul> <p>※ネット資料館構築に当たり基金職員の主導的な役割事例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①トップページ、バーチャル資料館資料紹介、用語解説、語り部映像、キッズコンテンツ、ジオラマビデオ、図書情報、ロゴ、及びサイトマップの決定に当たっては、プロジェクトチームを設け、平成 21 年 4 月から 9 月下旬にかけて週 1 回から 2 回の割合で 30 回以上の打合せを開催し、仕様書等の作成を検討。</li> <li>②用語解説に当たっては、外部の有識者による適切な助言を頂き整理を実施する必要があるとの理事長の判断のもと、外部有識者に別途、用語解説書の作成を依頼するなどの手続きを実施した。</li> <li>③10 月に一般競争入札により落札業者が決定した後において、3 月の納期までに進捗状況及び内容チェックを含め 20 数回の業者との調整会議を開催した。</li> <li>④基金職員が中央区の平和祈念バーチャルミュージアムを視察し、中央区の担当者と意見交換会を実施するなど参考意見を聴取した。</li> <li>⑤保管している実物資料に関して、ネット資料館で公開する実物資料の画像として使用できるように、順次、撮影及び画像整理を基金職員自らが実施した。</li> <li>⑤「ジオラマ」映像、「語り部ビデオ」の編集は段階的に進め、平成 22 年 3 月 15 日までに終了した。</li> </ol> <p>※構築されたネット資料館に付加した機能の特徴</p> <p>ネット資料館に付加した機能については、資料館において身近に説明できていない部分や是非国民の方々に分かっていたいただきたい部分について、解説など誤解を与えないように配慮するとともに、「資料館早わかり」ページでは、総務省移管後の拡張機能を持たせるなど留意した。</p> <p>また、ビデオライブラリーについても、高校生ビデオコンクール作品のほか特に貴重な語り部の動画を収録することとした。</p> <table border="0" data-bbox="706 1436 1484 1625"> <tr> <td>・ 語り部（恩給欠格者）</td> <td>3 人</td> <td>9 本</td> </tr> <tr> <td>・ 語り部（戦後強制抑留者）</td> <td>5 人</td> <td>16 本</td> </tr> <tr> <td>・ 語り部（引揚体験者）</td> <td>2 人</td> <td>4 本</td> </tr> <tr> <td>・ 証言コーナー</td> <td>6 人</td> <td>6 本</td> </tr> </table>	・ 語り部（恩給欠格者）	3 人	9 本	・ 語り部（戦後強制抑留者）	5 人	16 本	・ 語り部（引揚体験者）	2 人	4 本	・ 証言コーナー	6 人	6 本
・ 語り部（恩給欠格者）	3 人	9 本											
・ 語り部（戦後強制抑留者）	5 人	16 本											
・ 語り部（引揚体験者）	2 人	4 本											
・ 証言コーナー	6 人	6 本											
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>A 参考・・・H20(一) H21(AA) H22(A) H23(一) H24(一)</p>												
<p>■ 評価結果の説明</p>	<p>当該項目は中期目標・中期計画に明示的に規定がないが、年度計画は中期計画に基づくものであること、年度計画の基となる中期計画は中期目標を達成するためのものであることを踏まえると、当該項目は当然に中期目標第 3 の 1「資料の収集、保管及び展示」に含まれるものであるため、第 2 期中期目標期間において</p>												

も評価を行うもの。

インターネット資料館の構築・運用については、基金は、関係者の労苦について広く国民の理解を深めること等により関係者に対して慰藉の念を示す事業を行ってきており、その一つとして資料館において実物資料を展示する啓発広報業務を行っているが、立地的に東京1か所であり、地方在住の方には、必ずしも満足できるものとなっていなかった。また、基金には、約13,000件の実物資料と、約12,000冊の図書資料を保有しているが、資料館においては一部展示物の入替えは行うが445点程度しか公開できていない状況であったことから、これら公開資料の範囲の拡大や来館出来ない国民に対する行政サービスの観点及び3問題の理解を深めていただくための有効な手段としてインターネット資料館を整備することとし、ネット資料館構築に当たっては、業者任せにするのではなく、基金職員が下記のような取組を行った。

- ①PTを設け平成21年4月から9月下旬にかけて週1回から2回の割合で30回以上の打合せ会を開催し、仕様書等の検討を実施。
- ②用語解説書の作成に当たっては、外部の有識者に作成を依頼。
- ③業者決定後は、進捗状況及び内容チェックを含め20数回の調整会議を開催。
- ④中央区の平和祈念バーチャルミュージアムを視察し、担当者と意見交換会を実施するなど参考意見を聴取。
- ⑤保管している実物資料に関して、ネット資料館の実物資料の画像として使用できるように、順次、撮影及び画像整理を基金自らが実施するなど将来に向けての拡張準備を実施。
- ⑥平成22年4月に本格稼働後、6か月間のアクセス件数は193,131件に上った。

上記の積極的な取組を経て、平成21年度末までに構築を終了し、平成22年9月末に総務省へ移管したことから「目標を十分達成」と認められる。

「必要性」 ネット資料館は、資料館に来館できない国民に対し、より広く公開するため必要なものである。

「効率性」 ネット資料館は、資料館に来館できない国民に対し、身近に利用でき、「恩給欠格者」、「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦について理解を深めていただくために効率的といえる。

「有効性」 ネット資料館は、資料館に来館できない国民に対し、「恩給欠格者」、「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚者」の労苦について理解を深めていただくために身近で利用できるものであり、かつ若者に対する意識を広げるためにも有効な手段である。

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 調査研究</p>
<p><b>■中期目標の記載事項</b></p> <p>2 調査研究                  (1) 関係者の労苦についての調査研究を計画的に進め、その実態の把握を進める。                  (3) これまでの調査研究の成果を後世に分かりやすく伝えることができるよう、基金解散までの間にそのとりまとめを行う。</p> <p>※「第6 経過規定」の「1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。」に基づき、平成22年10月以降、第3の2の該当業務は実施しない。                  ※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p><b>■中期計画の記載事項</b></p> <p>(1) 労苦の実態把握                  基金の解散を見据え、関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。</p> <p>※「第9 経過規定」の「1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。」に基づき、平成22年10月以降、第3の2の該当業務は実施しない。                  ※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	
<p><b>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</b></p>	
<p>小項目</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 調査研究 (1) 労苦の実態把握</p>	<p align="center">達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p> <p>調査研究のうち労苦の実態把握に関しては、「基金の解散を見据え、関係団体への委託調査により関係者の労苦の実態を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う」との目標に対し、労苦の実態把握について、海外引揚者については追加的に手記を採録し、「平和の礎」追補版として刊行した。また、軍人軍属短期在職者については（社）元軍人軍属短期在職者協力協会に委託し、戦域別の労苦の実態を取りまとめ、シベリア強制抑留者については（財）全国強制抑留者協会に委託し、従事した作業別（伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等）の労苦の実態等を取りまとめを完了し関係者に配付した。</p> <p>なお、平成22年度計画に規定せず事業を終了させたのは、「労苦の実態把握」は、関係団体への委託により体験者の手記、聞き取り等の調査を行い、「平和の礎」を編纂・発行してきたが、団体によっては高齢化が進み業務の受託が困難な状況になってきたこと、また、平成22年9月末をもって基金が解散するという特殊事情もあり、平成21年度までに、「平和の礎」を基にした労苦の実態に関する取りまとめをしたものを編纂終了したこと（引揚は除く）をもって、「労苦の実態」の取りまとめは終了したとの判断から、事業の終了としたものである。</p>
<p><b>■ 当該項目の評価</b> (AA～D)</p>	<p align="center">A 参考・・・H20(A) H21(A) H22(一) H23(一) H24(一)</p>
<p><b>■ 評価結果の説明</b>                  調査研究のうち労苦の実態把握について、海外引揚者については追加的に手記を採録し、「平和の礎」追補版として刊行した。また、軍人軍属短期在職者につ</p>	

いては（社）元軍人軍属短期在職者協力協会に委託し、戦域別の労苦の実態を取りまとめ、シベリア強制抑留者については（財）全国強制抑留者協会に委託し、従事した作業別（伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等）の労苦の実態等を取りまとめるなど、研究成果の取りまとめを完了し関係者に配付した。

なお、平成 22 年度計画に規定せず、事業を終了させたことについては、「労苦の実態把握」は、関係団体への委託により体験者の手記、聞き取り等の調査を行い、「平和の礎」を編纂・発行してきたが、団体によっては高齢化が進み業務の受託が困難な状況になってきたこと等もあり、平成 21 年度までに、「平和の礎」を基にした労苦の実態に関する取りまとめをしたものを編纂終了したこと（引揚は除く）をもって、「労苦の実態」の取りまとめは終了したとの判断から、事業の終了としたことは、やむを得ないものと認められる。

これらのことから「目標を十分達成」したと評価できる。

「必要性」 労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民に分かりやすく解説することが必要である。特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の実態の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものとする。

「効率性」 地方組織を有しない基金が全国から労苦を採録するためには、関係団体に委託して調査を実施すること及び関係者の労苦の実態を熟知している関係団体に取りまとめを委託したことは効率的な手法と認められる。

「有効性」 関係者の労苦の実態について直接体験者本人から語っていただくことが、後世への継承という観点から極めて有効である。



第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 調査研究</p>
<p>■中期目標の記載事項</p> <p>(2) 外国に所在する関係資料の調査を行う。 (3) これまでの調査研究の成果を後世に分かりやすく伝えることができるよう、基金解散までの間にそのとりまとめを行う。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p> <p>(2) 外国調査の実施 これまで実施した旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集した資料の調査・研究成果の取りまとめを行う。</p> <p>※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。 ※中期目標第3の2(3)については、中期計画第3の2(2)に規定されている。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 調査研究 (2) 外国調査の実施</p>	<p>調査研究のうち外国調査の実施については、「これまでの調査・研究成果の取りまとめを行う」との目標に対し、まず平成14年度から平成19年度までに収集した資料（行政文書（露文）2,398件及びその和訳文書177件、書籍のコピー（露文）1,451点及びその和訳112点、記録映像2本、写真47点、その他の資料10点）について、所蔵館別、地域別、年代別に整理を行った。</p> <p>加えて平成20年度において、ロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館及びドイツ反ファシスト記念館が保有する①1945年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連軍と日本軍使との降伏条件についての話合いの様子、抑留者の武装解除、隊列の進行、收容所内風景等抑留者に関する部分の映像（1本）、②收容所内の抑留者の様子、抑留者の労働作業の状況等を撮影した写真資料（42枚）、③サハリンにある收容所の地図（3枚）、スケッチ（1枚）を入手し、上記の3公文書館等と使用契約を結んで基金の資料館で利用できるようにした。</p> <p>以上を含め、これまで旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等において収集した「強制抑留者が收容された收容所の状況」等の全ての資料（7,918点）について、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文（露文）が判明できるように整理を行った目次を作成し電子データ化（PDF形式）を図り、平成22年9月末に上記の全ての資料等を総務省へ移管した。</p> <p>なお、翻訳されている資料（「ドイツ人及び日本人捕虜の食糧供給基準量を公示するためのソ連邦内務人民委員部令第450号」など335点）については、基金の資料館において閲覧に供した。</p> <p>しかしながら、調査・研究成果の一応の取りまとめは行ったものの、中期目標における「後世に分かりやすく伝えることができるよう」な取りまとめの状況になっているとはいえない。</p> <p>なお、平成22年度計画に規定せず、事業を終了させたのは、「外国調査の実施」は、平成14年度以降収集してきた資料全てについて、平成21年度までに、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文（露文）が判明できるように整理された目次を作成し、電子データ化（PDF形式）したこと、翻訳資料については資料館において閲覧に供することが出来るようにしたこと等により、一応の取りまと</p>

	めを行うことができたこと、また、基金の解散を目前にしていたこともあり、平成 21 年度までの成果をもって事業を終了としたものである。
■ 当該項目の評価 (A A～D)	<b>B</b> 参考・・・H20 (B) H21 (A) H22 (一) H23 (一) H24 (一)
■ 評価結果の説明	<p>調査研究のうち外国調査の実施については、平成 14 年度から平成 19 年度までに収集した資料について、所蔵館別、地域別年代別に整理を行った。</p> <p>加えて、平成 20 年度において、ロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館及びドイツ反ファシスト記念館が保有する①1945 年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連軍と日本軍使との降伏条件についての話合いの様子、抑留者の武装解除、隊列の進行、収容所内風景等抑留者に関する部分の映像、②収容所内の抑留者の様子、抑留者の労働作業の状況等を撮影した写真資料、③サハリンにある収容所の地図、スケッチを入手し、上記の 3 公文書館等と使用契約を結んで基金の資料館で使用できるようにした。</p> <p>以上を含め、これまで旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等において収集した「強制抑留者が収容された収容所の状況」等の全ての資料について、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文（露文）が判明できるように整理を行った目次を作成し電子データ化（PDF 形式）を図り、平成 22 年 9 月末に上記の全ての資料等を総務省へ移管した。</p> <p>なお、翻訳されている資料については、基金の資料館において閲覧に供した。</p> <p>しかしながら、調査・研究成果の一応の取りまとめは行ったものの、中期目標における「後世に分かりやすく伝えることができるよう」な取りまとめの状況になっているとはいえない。</p> <p>なお、平成 22 年度計画に規定せず事業を終了させたのは、平成 14 年度以降収集してきた資料全てについて、平成 21 年度までに、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文（露文）が判明できるように整理された目次を作成し、電子データ化（PDF 形式）したこと、翻訳資料については資料館において閲覧に供することが出来るようにしたこと等により一応の取りまとめを行うことができたこと、また、基金の解散を目前にしていたこともあり、平成 21 年度の成果をもって事業を終了としたことは、やむを得ないものと認められる。</p> <p>これらのことから「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 基金の資料を国に引き継ぐために、これまで収集した戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにする関係資料を整理することは、貴重な資料の有効活用の観点からも必要なことである。</p> <p>「効率性」 次世代及び一般の国民にその労苦を伝えるには直接視覚に訴える映像・写真が有効であり、これらの関係資料を広く国民に対し周知する目的においても、地域別、年代別に整理することは、効率的な施策であると認められる。</p> <p>「有効性」 戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、関係国の公的機関が保有する資料の収集を整理することは、有効な手段である。</p>

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p>
<p>■中期目標の記載事項</p>	
<p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 (1) 記録の作成・頒布 ① 調査研究の成果等を有効に活用するため、これらの整理・電子データ化を進め、総合的な管理システムを構築する。 ② ホームページを利用した提供を行う。 ③ 調査研究の成果の出版、証言集の作成等を行う。</p> <p>※「第6 経過規定」の「1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。」に基づき、平成22年10月以降、第3の3の該当業務は実施しない。 ※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p>	
<p>(1) 記録の作成・頒布 ① 総合データベースの構築 調査研究の成果等について、後世に継承できるよう、電子データ化を推進する。 ② 調査研究の成果の出版等 調査研究の成果を「平和の礎」等として出版する。 また、これまでの調査研究の成果を基金解散後においても活用できるよう、取りまとめを行う。 ③ 出版物等の活用 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。 また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することにより、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を図る。</p> <p>※上記中期目標「② ホームページを利用した提供を行う。」に対応する中期計画項目は無いが、43頁の「インターネット資料館」関係を参照。 ※「第9 経過規定」の「1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。」に基づき、平成22年10月以降、第3の3の該当業務は実施しない。 ※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 (1) 記録の作成・頒布 ① 総合データベースの構築 ② ホームページを利用した提供</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p> <p>記録の作成・頒布のうち総合情報DBの構築については、「調査研究の成果等について電子データ化を推進する」との目標に対し、「平和の礎18」（130件）（平成20年度）及び「平和の礎19」（134件）（平成21年度）の総合情報DBへの取り込みを完了するとともに、「資料データ管理」システムについても、寄贈された資料の移管用データとしての情報の整理を行い、電子データ化を推進したこと。</p> <p>総合情報DBに取りこんだものについては、前期に引き続き、ホームページを通じて閲覧できるようにした。</p> <p>「調査研究の成果を『平和の礎』等として出版する」との目標に対しては、関係者の労苦調査結果を「平和の礎」と題し編纂し出版している。</p> <p>また、「調査研究の成果を基金解散後においても活用できるよう、取りまとめを行う」との目標に対しては、「平和の礎」については、</p>

③調査研究の成果の出版等

総集編、第1巻～第19巻、追補版（海外引揚者）を全て電子データ化し、基金ホームページ及びネット資料館にて公開し、国民がいつでも検索・閲覧出来るようにした。外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料については、基金解散後においても活用できるように電子データ化を図った。

「平和の礎」に係る主な実施状況等は次のとおりである。

・平成19年度に実施した恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦調査結果を「平和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦19」、「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦19」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦19」として、下記のとおり編纂し出版した。

なお、編纂に当たっては、これら手記等について戦史叢書、陸海軍辞典、地名・人名辞典のほか各種歴史書籍等との照合を行い、かつ必要な場合には、当該体験者に照会するなどの方法により、史実との整合性、客観性の担保等に努めた。（平成20年度）

①「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦19」は、手記（労苦体験記）17点、聞き取り調査記録54点

②「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦19」は、手記（労苦体験記）19点、聞き取り調査記録17点

③「海外引揚者が語り継ぐ労苦19」は、手記（労苦体験記）25点

「平和の礎」の電子データ化については、引揚関係分は第19巻の追補分を、抑留関係分は第1巻から第19巻まで、及び総集編を電子データ化し、基金のホームページ及びネット資料館においても検索・閲覧できるようにした。

④出版物等の活用

出版物等の活用については、「資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用し、全国の公立図書館、小中学校等に配布する」との目標に対し、下記のとおり出版物やビデオなどを積極的に活用するとともに、各方面に配布した。

各年度の主な出版物等の活用状況等は次のとおりである。

【平成20年度】

①資料館の図書コーナーでは、基金の「平和の礎」等の出版物を含め図書約2,500冊を常設している。隣接する証言コーナーでは、3問題関係者の証言を聴ける機材を6台設置しているほか、個人視聴ブースでは、希望するビデオ・DVDで視聴できるようにした。

また、啓発用ビデオ映像は、1日7回、ビデオ・シアターにおいて上映した。

②戦争体験者の労苦の記録としての「平和の礎」を、大人から子供まで関心を持っていただけるように編纂した「平和の礎選集3」及び満州からの引揚を漫画にした「遙かなる紅い夕陽」については、入手を要望する来館者等が多いことから、必要部数を増刷し、前年度に引き続き、資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布した。

③調査研究の成果として編纂した「平和の礎18」及び「平和の礎19」を作成し、資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布するとともに、全国の国公立図書館等（2,320か所）に頒布した。

④「戦後強制抑留史」の英訳版をアメリカ、イギリス、韓国、ロシア等の諸外国の図書館・大学等（780か所）に配布するとともに、ホームページに掲載し、国外からも戦後強制抑留の実態が周知されるようにした。

なお、ホームページの「戦後強制抑留史」へのアクセス件数は平成20年度中で4万件を超えている。

【平成21年度】

活用等の状況は平成 20 年度の①、②と同じ。

【平成 22 年度】

(1) 出版物

① 出版物の展示

- ・展示状況は平成 20 年度①と同じ。
- ・入館者アンケートには、展示物に照らし合わせながら関係する図書を読むことができ良かった旨の声も寄せられた。

② 図書の出版

・「平和の礎（海外引揚者が語り継ぐ労苦）追補版」を刊行し、関係者の労苦について理解を深めてもらうため、図書館、関係資料館、都道府県等に 2,448 部を配布し、ホームページでも公開。

・「平和の礎」の出版は、平成 20 年度をもって完了としていたが、引揚の関係者から多数の寄稿があり、それらの出版について強い要望が寄せられていたことから、追補版を出版した。

この結果、寄稿者から感謝の声が多数寄せられた。

- ・「遥かなる紅い夕陽」（引揚漫画）は、好評につき資料館等での頒布用として 6,300 部を増刷。

③ 図書の頒布

・平成 22 年度は基金直轄の地方展示会を開催しなかったため、資料頒布の機会が少なかったが、資料館及び平和祈念展（新宿西口展）で、人気が高い引揚漫画の「遥かなる紅い夕陽」等の図書資料 12,022 部を頒布。

(2) 資料館ビデオ・シアターでの啓発ビデオの上映

① 基金制作ビデオについて、平成 22 年 4 月から 9 月まで定期的に 1 日 7 回上映を実施した。（10 時から 16 時 30 分まで。特別イベント等でビデオ・シアターが使用できない場合を除く。）

ビデオを見た方からのアンケートでは、「ビデオ・シアターは良かった。館内の 3 つのコーナーが、どういうコーナーなのか良く分かった。小学生の子供が歴史に興味をもったので来てみたが良かった。」など好評価であった。

② 樹木希林さん朗読会のビデオ上映（新企画）

平成 22 年 7 月 27 日に開催した「平和の尊さを語り継ぐ集い」の樹木希林さん朗読会の模様を 9 月 6 日～12 日の 7 日間、毎日 4 回（1 回当たり 35 分）上映した。期間中の入館者数は 960 名で大半の方が足を止めて、ビデオ鑑賞した。ビデオ鑑賞者からは、樹木希林さんの朗読によって当時の引揚げの様子が手に取るように分かってよかったなどの感想を頂いた。

③ 3 問題関連映画の上映会の実施（新企画）

・資料館内のビデオ・シアターにおいて、戦争体験の労苦を描いた映画を上映。

・上映会は 3 問題に関連する内容の映画を基金が購入又は企画のために借上げた計 5 本であり、平成 22 年 5 月 25 日～7 月 13 日までの間に各 3 回、合計 15 回実施。

・開催期間中の合計の入館者数は 1,505 名（前年同期比 88 人増）であり、中でも「月光の夏」は人気が高く、上映時の入館者数が増加している。（3 日間で 442 名（前年同期比 167 人増））

<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>A 参考・・・H20(A) H21(A) H22(A) H23(一) H24(一)</p>
<p>■ 評価結果の説明 記録の作成・頒布については、以下のことから、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>(1) 記録の作成・頒布のうち総合情報DBの構築については、「平和の礎 18」(130件)及び「平和の礎 19」(134件)の総合情報DBへの取り込みを完了するとともに、「資料データ管理」システムについても、寄贈された資料の移管用データとしての情報の整理を行い、電子データ化を推進した。</p> <p>(2) ホームページを利用した提供については、総合情報DBに取り込んだものについてホームページを通じて閲覧できるようにした。</p> <p>(3) 調査研究の成果の出版等については、関係者の労苦調査結果を「平和の礎」と題し編纂し出版した。 また、「平和の礎」について、総集編、第1巻～第19巻、追補版(海外引揚者)を全て電子データ化し、基金ホームページ及びインターネット資料館にて公開し、国民がいつでも検索・閲覧出来るようにしたこと。外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料については、基金解散後においても活用できるように電子データ化を図った。</p> <p>(4) 出版物等の活用については、出版物やビデオなどを積極的に活用するとともに、各方面に配布した。</p> <p>「必要性」 記録の作成・頒布事業は、関係者の労苦を後世に語り継ぐ事業であり、国民の理解を深めるための新たな手段として基金が保有する資料を基金ホームページで公開することや、関係者の労苦についてその事実を記録に留め、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。</p> <p>「効率性」 基金が保有する資料や出版した印刷物をインターネットで公開することは、比較的安価に国民が家に居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段である。 また、出版した印刷物を、図書館等へ提供したこと、一般の閲覧に供したこと、一部の刊行物を資料館及び平和祈念展等で自由頒布したことは、関係者の労苦を、資料館に来館された方だけではなく印刷物等を閲覧した方等も含め、広く国民に周知するのに効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 3問題の慰藉事業を推進するに当たり、国民の理解を深めるための情報を発信する手段として、出版物やビデオ、基金ホームページ等の多様な情報発信源を活用することは有効な方法である。特に、地方組織を有しない基金にとって、インターネットによる情報発信は有効な施策と認められる。</p>	

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等								
<b>■中期目標の記載事項</b>									
(2) 講演会等の実施 関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、全国各地において、講演会等を積極的に実施する。  ※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。									
<b>■中期計画の記載事項</b>									
(2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、平成22年9月までの2年6月間において 10回以上開催する。 ② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、平成22年9月までの2年6月間において30回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。 ③ 校内放送番組制作コンクールの実施 関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代の労苦理解の一層の促進を図るとともに、一般国民の関心の喚起を図る。  (参考：当初の第2期中期計画) (2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、中期目標の期間の2年6月間において10回以上開催する。 ② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、中期目標の期間の2年6月間において30回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。 ③ 校内放送番組制作コンクールの実施 関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代の労苦理解の一層の促進を図るとともに、一般国民の関心の喚起を図る。									
<b>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</b>									
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）								
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 (2) 講演会等の実施	講演会等の開催については、「平成22年9月までの2年6月間において10回以上開催する」との目標に対し、下記のとおり目標を上回る計14回開催した。  (単位：回) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>フォーラム</th> <th>講演会</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td align="center">2</td> <td align="center">3</td> <td align="center">5</td> </tr> </tbody> </table>		フォーラム	講演会	合計	平成20年度	2	3	5
	フォーラム	講演会	合計						
平成20年度	2	3	5						

① 講演会等の開催

平成 21 年度	2	4	6
平成 22 年度	1	2	3
計	5	9	14

注) 22 年度は年度計画に無し

各年度の主な開催状況等は次のとおりである。

【平成 20 年度】

①平和祈念フォーラム 2008「平和への願いを語り継ごう～戦争体験の労苦を通して～」(舞鶴市)を、平成 20 年 9 月 6 日舞鶴市総合文化会館大ホールにおいて開催し、入場者は 1,012 人と年度目標(1,000 人)を達成した。

・フォーラムに参加したきっかけをアンケートにより徴したところ、回答者のうち 304 人の方(65.9%)が「戦争時代や平和について関心があった」、189 人の方(41.0%)が「出演者に興味を引かれた」と回答している。

・更に、「フォーラムに参加して、心に残ったと感じたことがありましたら、お書き下さい」という質問においては、引揚経験者からは「当時を思い出しながら聞いた」、「今後も末永く、語り継がれて行かれんことを祈念します」などの回答が、それ以外の者からは「祖父母の世代が体験したことを子供達に語り継いで行くために、よい機会を頂いた」「戦争を知らない私達は、正しく過去のことを学ぶ義務があると思う」などの回答を得た。

②平和祈念フォーラム 2008「語り継がなくてはならない体験があります」(新宿区)を、平成 21 年 2 月 22 日東京都新宿区の明治安田生命ホールにおいて、「校内放送番組制作コンクール表彰式」と同時開催した。

・同時開催したことにより、100 人を超える高校生が参加した第 1 部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」において、司会者がビデオ制作で感じたことなどを会場の高校生に質問をするなど、若い世代の入場者参加型のパネルディスカッションを実施することができた。

・開催に当たっては、基金ホームページの応募フォームにより参加を募集したほか、首都圏の JR、東京メトロ等に交通広告(12 月 24 日～)、首都圏の学校等へのポスター及びチラシの配布、資料館における応募受付、報道機関への情報提供など事前の広報、当日参加の呼びかけなどを実施したが、雪による交通機関の乱れにより参加予定の北海道の高校生(23 人)が当日参加できないなど、入場者数の目標 300 人を下回る 284 人であった。

・また、入場者数の 54%にあたる 154 人からアンケートを徴し、第 1 部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」の印象については、回答者の 86%の方から「よかった」との回答を得た。第 2 部「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和へ尊さ」の印象については、回答者の 84%の方から「よかった」との回答を得た。

③関係者の労苦を後世に語り継ぐ事業の重要性についての講演会(講師:青木基金理事長)

・平成 20 年 10 月 9 日(木) 岩手県盛岡市 高松公園 参加人員 230 人

・平成 20 年 10 月 19 日(日) 三重県四日市市 三重北勢地域地場産業振興センター 参加人員 150 人

・平成 20 年 11 月 11 日(火) 鳥取県琴浦町 まなびタウンとうはく 参加人員 55 人



【平成 21 年度】

①平和祈念フォーラム 2009「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦等」（札幌市）を、平成 21 年 11 月 22 日札幌市の共済ホールにおいて開催した。

・第一部では、昨年高校生ビデオ制作コンクールにおいて優秀な成績を収めた札幌藻岩高等学校のビデオや出展校の中から札幌北高等学校のビデオを放映した。また、第二部では、生島ヒロシ氏の司会により、タレントで引揚経験者である板東英二氏の講演と 3 問題経験者の体験発表がなされ、田久保忠衛基金顧問（杏林大学客員教授）が解説を行った。入場者数は目標 300 人を下回る 230 人であった。

②平和祈念フォーラム 2009「労苦体験者が語る平和の尊さ等」を平成 22 年 3 月 14 日新宿区の明治安田生命ホールにおいて、前年度と同様に「高校生平和祈念ビデオ制作コンクール表彰式」と同時開催した。

・第一部では、パネリストとして黒沢文貴基金監事（東京女子大学教授）及び小菅信子山梨学院大学教授を招いて、3 問題の体験者の体験談等を通じ、戦争を通じた平和の尊さについて、生島ヒロシ氏の司会により、パネルディスカッションが進められた。司会の生島氏が体験者から上手に話を引き出すことにより、話し手も聞き手も当時の状況が非常に手に取るように感じられ、解説者の助言等も多く的高中生、参加者を意識したものであった。また第二部において上映された高校生ビデオ作品は、現代の感覚で戦争と平和をとらえる力作となっており、コンクールの趣旨がよく理解され、参加校、出展数も増加している。参加している高校生に活力が感じられるものとなっている。入場者数は、目標 300 人を上回る 306 人であった。

③関係者の労苦を後世に語り継ぐ事業の重要性についての講演会（講師：青木基金理事長）

・平成 21 年 9 月 6 日（日）石川県金沢市「ラブロー片町」 参加人員 70 人

④資料館講演会「資料が語る体験者の思い」（講師：古館基金学芸員）

・資料館内（収蔵資料展資料展示スペース）

開催日	参加人員
2 月 20 日（土）	65 人
3 月 14 日（日）	72 人
27 日（土）	58 人

【平成 22 年度】

①「平和祈念 2010 シンポジウム」を、平成 22 年 6 月 6 日新宿住友ビル 47 階住友スカイルームにおいて開催した。

・第一部では、加藤聖文人間文化研究機構助教を講師として、「海外からの引揚」をテーマとし、「遥か祖国への道のり」と題する講演を行った。

・第二部では、増田基金理事長をコーディネータとして、加藤聖文氏、小菅信子山梨学院大学教授を交え、加藤氏の講演内容に係るディスカッション、さらに、シンポジウム参加者を交えたフリーディスカッションを行った。

・参加者は、62 人であった。（目標設定無し。以下同じ。）

② 「平和 22 年度平和の尊さを語り継ぐ集い」—樹木希林氏による平和祈念朗読会—を、平成 22 年 7 月 27 日新宿住友ビル B 1 住友ホールにおいて開催した。

・第一部では、高校生平和祈念ビデオ制作コンクール優秀作品（「終わらぬ戦争尽きぬ想い」（北海道帯広緑陽高等学校）、「まだ何も終わっていない」（鹿児島県立鶴翔高等学校）、「語られる想い」（長野県立梓川高等学校）の 3 作品を上映した。

・第二部では、樹木希林氏による平和祈念朗読会を行った。朗読会において、戦争体験記「平和の礎」の中から「ごめんね、純子」（阿部とし子著）、「生き地獄から戻った私！」（苗村富子著）の 2 点について朗読した。

・参加者数は、281 人であった。

③ 「平和祈念フォーラム 2010」を、平成 22 年 8 月 8 日新宿住友ビル B 1 住友ホールにおいて開催した。

・第一部では、「教科書では学べない、戦争体験の労苦」と題し、引揚体験者の板東英二氏（タレント、引揚体験者）による講演、高校生平和祈念ビデオ制作コンクールの最優秀作品（第 4 回、第 5 回、第 6 回）を上映した。

・第二部では、「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和の尊さ」をテーマに、生島ヒロシ氏の司会により、3 問題の体験者、板東英二氏、加藤正寿氏（シベリア強制抑留体験者）、新谷 綾子氏（引揚体験者）による体験談に、小菅信子山梨学院大学教授による当時の時代背景等の解説を交えたパネルディスカッションを行った。

・参加者数は、306 人であった。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催については、「平成 22 年 9 月までの 2 年 6 月間において 30 回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う」との目標に対し、開催に当たって、地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、全国的に展開して開催し、また、開催地域の関係者の資料を展示する地方展示会と併設して開催する等して、経費の節減や集客の相乗効果を図るなど、効率的な運営に努め、下記のとおり、目標回数の倍近い計 58 回開催した。

委託先	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		合計	
	会場	参加人数	会場	参加人数	会場	参加人数	会場	参加人数
(社) 元軍人軍属短期在職者協力者協会	6	1,457	8	1,276	—	—	14	2,733
(財) 全国強制抑留者協会	18	1,919	18	1,892	7	843	43	4,654
(社) 引揚者団体全国連合会	1	75	—	—	—	—	1	75
合計	25	3,451	26	3,168	7	843	58	7,462
※うち地方展示会との一体的開催	11		15		6		32	

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

校内放送番組制作コンクールの実施については、「校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代の労苦理解の一層の促進を図るとともに、一般国民の関心の喚起を図る」との目標に対し、多角的に参加の呼びかけを行うことにより 30 校以上かつ 50 作品以上の提出を得るなど高校生の関係者の労苦への理解を促進した。また、制作コンクール表彰式の様子が C S 及び B S で全国放映さ

れるなど、国民の関心を大いに喚起した。

校内放送番組制作コンクールの主な実施状況等は次のとおりである。

- ・高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国のすべての高校約 5,300 校を対象に募集パンフレットを発送するとともに、関係教師へのコンクール告知 FAX の送信、コンクール、コンテスト専門誌への募集広告、協力媒体での募集告知など参加の呼びかけを多角的に行った結果、全国各地の高校が参加し、多数の作品の提出を得た。
- ・提出された作品について、基金における第 1 次審査で上位 10 作品を選定し、映像制作の専門家や 3 問題体験者等を交えた審査委員会による第 2 次審査において、最優秀賞 1 校、優秀賞 2 校を決定した。
- ・また、同表彰式を新宿区の明治安田生命ホールにおいて平和祈念フォーラム（新宿区）と同時開催した。表彰式にはコンクール参加校の高校生を含め多数の来場者を得て、全作品のダイジェスト版を上映するとともに、入賞作品のビデオを全編上映した。
- ・表彰式には、ゲストとして、引揚げの体験者でありシベリア抑留中に死亡した兵士を父親にもつ松島トモ子氏を招き（平成 20 年度）、ご自身の体験談等のお話を伺ったりしている。
- ・表彰式の様子については、平成 20 年度は CS テレビ局である朝日ニュースターにて、平成 21 年度は BS フジにてそれぞれ放送された。

	平成 20 年度	平成 21 年度
参加高校数	31	33
前年度比	+7	+2
提出作品数	51	55
前年度比	+21	+4

■ 当該項目の評価  
(AA~D)

A

参考・・・H20 (A) H21 (A) H22 (A) H23 (一) H24 (一)

■ 評価結果の説明

講演会等の開催については、下記のことから、「目標を十分達成」したと認められる。

- (1) 講演会等については、目標を上回る計 14 回開催した。
- (2) 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催については、開催に当たって、地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、全国的に展開して開催し、また、開催地域の関係者の資料を展示する地方展示会と併設して開催する等して、経費の節減や集客の相乗効果を図るなど、効率的な運営に努め、目標回数の倍近い計 58 回開催した。
- (3) 校内放送番組制作コンクールの実施については、多角的に参加の呼びかけを行うことにより 30 校以上かつ 50 作品以上の提出を得るなど高校生の関係者の労苦への理解を促進した。また、制作コンクール表彰式の様子が CS や BS で全国放映されるなど、国民の関心を大いに喚起した。

「必要性」講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。

「効率性」 地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部を一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫していることは、効率的な手法である。

また、東京で開催した平和祈念フォーラムと校内放送番組制作コンクールの表彰式とを2部構成により同時開催して経費の削減に努めている。

なお、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。

「有効性」 国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説に加え、平和祈念ビデオ制作を通じて平和の尊さ、戦争の悲惨さを学び、その作品を発表する場を設けるなど、若者が参加しやすい構成を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で有効な施策と認められる。

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p>										
<p>■中期目標の記載事項</p>											
<p>(3) 語り部の育成 関係者が体験した労苦を伝えることができるよう、いわゆる「語り部」を育成する。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>											
<p>■中期計画の記載事項</p>											
<p>(3) 語り部の積極的活用 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、いわゆる「語り部」を前中期目標期間中に育成して、平和祈念展示資料館に配置しているところであるが、基金の解散を見据え、これまでに育成してきた「語り部」を教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資するなど、積極的に活用する。</p> <p>※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>											
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>											
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>										
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 (3) 語り部の積極的活用</p>	<p>語り部の積極的活用については、「これまでに育成してきた『語り部』を教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資するなど、積極的に活用する」との目標に対し、比較的若年層の入館者が多いゴールデンウィークや夏休み期間中などに集中的に「語り部」を配置した。</p> <p>さらに、平成20年度及び平成21年度には、東京近郊の28小学校、72クラス、2,275人の児童に対して「語り部」（延34人）から体験談を語りかけるなど、小学生への戦争体験の労苦理解を一層促進した。</p> <p>①「語り部」の資料館配置 ゴールデンウィークや夏休み期間中は、労苦の実体験などを生の声で次世代に語り継ぐ「語り部」を資料館に配置し、多くの入館者に積極的に語りかけることにより、理解と感銘を与えた。</p> <table border="1" data-bbox="602 1545 1762 1650"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>語り部（延人数）</td> <td>35人</td> <td>62人</td> <td>66人</td> <td>163人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）平成22年度は平成22年9月末までの実績</p> <p>②「語り部」の学校派遣 東京近郊の小学校に基金から「語り部」を派遣している旨の案内を行った結果、28の小学校から要請があり、これを受けて「語り部」を派遣した。総合学習の場などを通じて「語り部」自らの体験談について、世界地図を用いて具体的な場所を指したり、本人の当時の</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	計	語り部（延人数）	35人	62人	66人	163人
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計							
語り部（延人数）	35人	62人	66人	163人							

経験を紙芝居にするなど、子どもたちに分かりやすくする工夫をしながら、直接語りかけ、質問等に対しても時間の許す限り丁寧に対応し、関係者の労苦や平和の尊さについて語り継ぐ事業を行った。

小学校への派遣状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
語り部派遣数	20	14	—	34
学校数	14	14	—	28
クラス数	35	37	—	72
生徒数	1,127	1,148	—	2,275

注) 平成 22 年度は計画無し

③ 来館者及び児童からの感想等

基金がお願いしている「語り部」は3問題の体験者であり、強い使命感を持って、自身の体験を語り継いでいるものであり、内容が実話であるため、聞く人の関心は非常に高く、「語り部」から説明を受けた来館者、小学校の教師及び児童からは「実際に戦争を体験し、大変な労苦をされた方の話を直接聞くことができ、戦争の悲惨さ、恐ろしさを実感することができたことはよかった」などの感想や礼状等が多数寄せられた。

■ 当該項目の評価  
(AA~D)

A

参考・・・H20(AA) H21(A) H22(A) H23(一) H24(一)

■ 評価結果の説明

語り部の積極的活用については、比較的若年層の入館者が多いゴールデンウィークや夏休み期間中などに集中的に「語り部」を配置した。

さらに、平成 20 年度及び平成 21 年度には、東京近郊の 28 小学校、72 クラス、2,275 人の児童に対して「語り部」(延 34 人)から体験談を語りかけるなど、小学生への戦争体験の労苦理解を一層促進した。

この結果、「語り部」から説明を受けた来館者、小学校の教師及び児童から感想や礼状等が多数寄せられた。

これらことから「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」 関係者の労苦を広く国民に周知するためには、資料館に語り部を配置し、来館者に対し、体験談によって深い感銘を与えることは必要な施策である。

「効率性」 「語り部事業」は、関係者の労苦を広く国民に周知するに当たり、3問題の関係者に「語り部」を依頼しており、外部の能力を活用した効率的な施策である。

「有効性」 「語り部事業」は、単に資料を展示するだけでなく、実体験を生々の声で語りかけることにより資料館入館者に対し、その体験談から深い感銘を与える声の展示品であり、関係者の労苦を後世に継承するためには、有効な施策である。

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等																																								
<b>■中期目標の記載事項</b>																																									
<p>(4) 催し等への助成 関係団体が実施する慰霊事業等に対する助成を行う。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>																																									
<b>■中期計画の記載事項</b>																																									
<p>(4) 催し等への助成 関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。</p> <p>※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>																																									
<b>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</b>																																									
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																																								
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 (4) 催し等への助成	<p>催し等への助成については、「関係団体が実施する慰霊の催しなどの開催等に対し、助成を行う」との目標に対し、以下のとおり、(財)全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業（慰霊祭及び慰霊訪問）及び日・露交流シベリア抑留関係事業（シンポジウム）に対し、中期目標期間中1億2千4百万円の助成を行った。</p> <p>また、同協会の戦後強制抑留関係者特別慰藉基金についても、実施要領に基づき各年度の収入・支出計画を適切に承認するとともに、事業終了後に実績報告書の説明を受けるなど適切に指導・監督を行った。</p> <p align="center"><b>催し等への助成額</b> (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>慰霊祭・慰霊訪問</td> <td align="right">34,900</td> <td align="right">34,310</td> <td align="right">27,634</td> <td align="right">96,844</td> </tr> <tr> <td>日・露シンポジウム</td> <td align="right">14,876</td> <td align="right">12,638</td> <td align="center">-</td> <td align="right">27,514</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td align="right">49,776</td> <td align="right">46,948</td> <td align="right">27,634</td> <td align="right">124,358</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成22年度は「日・露シンポジウム」事業の計画無し</p> <p align="center"><b>催し等の開催実績等</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央慰霊祭の参加人数</td> <td align="center">約800人</td> <td align="center">約800人</td> <td align="center">約650人</td> <td align="center">約2,250人</td> </tr> <tr> <td>地方慰霊祭 (所)</td> <td align="center">18</td> <td align="center">18</td> <td align="center">15</td> <td align="center">51</td> </tr> <tr> <td>(参加人数)</td> <td align="right">1,951</td> <td align="right">1,750</td> <td align="right">1,607</td> <td align="right">5,308</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計	慰霊祭・慰霊訪問	34,900	34,310	27,634	96,844	日・露シンポジウム	14,876	12,638	-	27,514	計	49,776	46,948	27,634	124,358	事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計	中央慰霊祭の参加人数	約800人	約800人	約650人	約2,250人	地方慰霊祭 (所)	18	18	15	51	(参加人数)	1,951	1,750	1,607	5,308
事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計																																					
慰霊祭・慰霊訪問	34,900	34,310	27,634	96,844																																					
日・露シンポジウム	14,876	12,638	-	27,514																																					
計	49,776	46,948	27,634	124,358																																					
事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計																																					
中央慰霊祭の参加人数	約800人	約800人	約650人	約2,250人																																					
地方慰霊祭 (所)	18	18	15	51																																					
(参加人数)	1,951	1,750	1,607	5,308																																					

	慰霊訪問地域（地域数） （参加人数）	5 51	7 57	4 34	16 142	
■ 当該項目の評価 （A A～D）	A	参考・・・H20（A） H21（A） H22（A） H23（－） H24（－）				
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>催し等への助成については、以下のことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>（1）（財）全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業（慰霊祭及び慰霊訪問）及び日・露交流シベリア抑留関係事業（シンポジウム）に対し、中期目標期間中1億2千4百万円の助成を行った結果、全国延べ54か所で慰霊祭が実施され参加人数約7,600人、シベリア慰霊訪問が延べ16地域で実施され参加人数142人、日・露シンポジウムが日露両国で計4回開催される実績を挙げた。</p> <p>（2）戦後強制抑留関係者特別慰藉基金についても、実施要領に基づき各年度の収入・支出計画を適切に承認するとともに、事業終了後に実績報告書の説明を受けるなど適切に指導・監督を行った。</p> <p>「必要性」 関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するために助成することは、関係者に対して慰藉の念を示すという基金の目的を実現するために必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 関係者を中心として構成されている関係団体に助成することは、より関係者の心情に沿った事業が実施できるようになることから、効率的である。</p> <p>「有効性」 全国規模で参加者を公募して実施される「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」等は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する有意義な事業であり、その円滑な実施に資するために助成することは、関係者に対して慰藉の念を示す有効な施策と認められる。</p>						





いくことを考慮すれば効率的な処理をしたものとする。

「有効性」 書状等贈呈事業に対するフォローアップ調査（平成 15 年 1 月実施）結果によっても、贈呈を受けた方の 9 割以上が国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった」、「よかった」、「私自身の青春も無駄でなかった」、「両親の仏前に供えた」などの感想があり、法人の目的である関係者に対し慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められたものであり、平成 19 年 3 月 31 日に受付を終了する前に申請された案件を着実かつ迅速に処理することは、その本旨に沿ったものである。

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等</p>
<p>■中期目標の記載事項</p>	
<p>5 特別記念事業等 (1) 特別記念事業の実施 関係者本人に対して慰労品を贈呈する特別記念事業を実施する。</p> <p>※「第6 経過規定」の「1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。なお、これらの残務処理を適切に行うものとする。」に基づき、平成22年10月以降、第3の5の該当業務は実施しない。 ※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p>	
<p>(1) 特別記念事業の実施 関係者からの慰労品の請求の受付は平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間とする。</p> <p>① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈 旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。 ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品 イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯</p> <p>② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する慰労品の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。</p> <p>※「第9 経過規定」の「1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。なお、これらの残務処理を適切に行うものとする。」に基づき、平成22年10月以降、第3の5の該当業務は実施しない。 ※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等 (1) 特別記念事業の実施</p>	<p align="center">達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p> <p>特別記念事業の実施については、請求期間が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間という短期間であることを踏まえ、出来る限りの広報をするとともに、過去に書状等の贈呈を受けているが、未だ請求の手続きをしていなかった者約67万6千人に対して、特別記念事業の実施の「お知らせ」を送付し、対象者に1人でも多く請求していただくように直接働きかけを行った。</p> <p>さらに、「お知らせ」が宛先不明等により返送されてきたものについては電話確認をし、確認が取れたものについて再度「お知らせ」を送付する等のきめの細かい請求の働きかけを行うなど、積極的に請求の促進を行った。</p> <p>① 広報の実施</p>

請求期限が平成 21 年 3 月 31 日であることを踏まえて、新聞広告、ラジオによる広報、ホームページへの掲載、都道府県・市区町村広報誌への掲載の依頼、テレビによる広報等出来る限りの広報を展開した。

② 「お知らせ」の送付

特別記念事業の特別慰労品の贈呈対象者は、過去に書状等の贈呈を受けた者であることから、過去に書状等の贈呈を受け、未だ請求の手続きをされていなかった者（約 67 万 6 千人）に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」（お知らせ文書、請求書及び返信用封筒を同封）を送付し、対象者に 1 人でも多く請求していただくように直接働きかけをし、さらに、「お知らせ」が宛先不明等により返送されてきたものについては、電話により住所の確認をし、確認が取れたものについては再度「お知らせ」を送付する等積極的に請求の働きかけをした。

また、「お知らせ」に同封した請求書には、書状贈呈時のデータを利用して、住所、氏名等を印字し、請求者本人が記載する欄は、請求年月日、本人の署名及び希望する特別慰労品の選定のみとし、請求者本人の負担の軽減を図るなど請求促進の工夫を図った。

この結果、約 32 万 8 千人の方から請求を受け付け、そのうち約 31 万 6 千人の方を認定し、該当の慰労品を贈呈した。

特別記念事業の受付件数・認定件数

	年度	恩給欠格者	戦後強制抑留者	引揚者	全 体
受付件数 (件)	19	69,071	33,247	24,160	126,478
	20	97,288	39,704	64,548	201,540
	計	166,359	72,951	88,708	328,018
認定件数 (件)	19	53,628	33,036	17,851	104,515
	20	95,458	36,771	38,385	170,614
	21	8,826	1,266	31,144	41,236
	計	157,912	71,073	87,380	316,365

注 1) 事業開始が平成 19 年度のため、前中期目標期間の平成 19 年度も参考掲載

注 2) 最後の認定は平成 22 年 2 月 25 日

①恩欠者 ア（外地）

5 万円相当の慰労の品	慰労品別件数 単位：件			
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	合 計
旅行券等引換券	27,403	46,731	3,507	77,641
置 時 計	10,950	22,239	963	34,152
万 年 筆	2,513	6,081	317	8,911
文 箱	1,047	2,620	140	3,807

楯	2,518	4,644	366	7,528
合計	44,431	82,315	5,293	132,039

①恩欠者 イ（内地）

3万円相当の慰労の品	慰労品別件数 単位：件			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
旅行券等引換券	4,945	7,690	2,367	15,002
銀杯	4,252	5,453	1,166	10,871
合計	9,197	13,143	3,533	25,873

②強制抑留者

慰労の品	慰労品別件数 単位：件			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
旅行券等引換券	24,883	23,614	922	49,419
置時計	5,264	8,524	203	13,991
万年筆	1,161	2,035	59	3,255
文箱	577	1,214	35	1,826
楯	1,151	1,384	47	2,582
合計	33,036	36,771	1,266	71,073

③引揚者

慰労の品	慰労品別件数 単位：件			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
銀杯	17,851	38,385	31,144	87,380

③ 特別記念事業に係る旅行券等引換券の未引換問題への対応

ア 事業内容及び問題の発端

特別記念事業において、戦後強制抑留者及び恩給欠格者に対する特別慰労品の一つとして「旅行券等引換券」を贈呈し、当該引換券を受けた者は、引換券を受託業者に持参し、又は同封した封筒で郵送により、「旅行券」「商品券」「食事券」又は「通販券」（郵送のみ）と引き換えて利用することとした。

平成24年7月、「旅行券」等に引換えなかった者が、750人（4,174万円）存在していることが判明した（未引換率 件数ベース：0.53%、金額ベース：0.45%）。

「旅行券等引換券」の贈呈実績

対象者	認定件数	金額 (千円)	未引換件数	未引換金額 (千円)
戦後強制抑留者(10万円)	49,419件	4,941,900	148件	14,800
恩給欠格者・外地(5万円)	77,641件	3,882,050	444件	22,200
恩給欠格者・内地(3万円)	15,002件	450,060	158件	4,740
計	142,062件	9,274,010	750件	41,740

イ 旅行券等引換券発行の経緯

- 国会での議論や関係議員との調整を踏まえ、基金において総務省とも相談の上、慰労品として被贈呈者の氏名を記名した「旅行券等引換券」を贈呈することとした。
- 旅行券等引換券に有効期限を付した経緯については次の通り。
  - ・ 旅行券等引換券については、企画競争入札を実施（有効期限については要件とされていなかった）。
  - ・ 応募があった3社について、外部有識者等で構成した特別慰労品審査委員会で審査した結果、旅行券等引換券の価格が5パーセント程度安価であること、商品券の利用可能店舗数が競争に参加した3社の中で最も多いこと等を理由に、受託業者が選定された。（この際、受託業者の提案は有効期限（発行から1年）付き。）
  - ・ 受託業者との旅行券等引換券売買・梱包契約において、引換券に有効期限を記載することとされた。

基金からは、第30回平和祈念事業特別基金分科会（平成25年3月28日開催）において、「旅行券等引換券の引換有効期限は、基金の解散（平成22年9月末予定）を控え、早期の引換えを惹起する必要があること、対象者はそれまで慰労品を待ち望んでおられたことから速やかに引き換えていただけるものと考えられたこと等から、発行から1年とする有効期限を設けることとしたものである」との説明が行われた。

なお、結果的に、平成24年7月時点での未引換え（750件：4,174万円）の未引換率は件数ベースで0.53%、金額ベースで0.45%にとどまったため、未引換者が出たことを踏まえても受託業者（5%程度安価：推定金額4.5億円）との契約の方が他社よりも有利な契約であったことが推測される。

ウ 未引換者に対するこれまでの対応（「救済措置」）

平成20年5月、受託業者から基金に対し、未引換のまま同年6月末に引換期限が到来するものが相当数ある旨の連絡があった。上記連絡を受け、基金は、高齢の慰藉事業対象者が引換不能となってしまう事態は適当でないと考え、当時の理事長の指示により、以下の対応をとった。（当時の解散予定である平成22年9月末までに「救済措置」による引換えを含めすべて終了させる方針だった。）

- （ア）受託業者に対し、引換期限を経過したものについても引換えに応じるよう要請し、受託業者は引換えに応じてくれることになった。
- （イ）受託業者から期限満了約1か月前に、まだ引き換えていないもののリストを受け、文書により「有効期限までに引き換えないと無効になる旨」を通知（平成20年5月～平成22年9月まで）。
- （ウ）早急に引き換えるよう電話による催促（平成20年5月～平成22年9月まで）。
- （エ）期限経過者に対し、本人の承諾を得て「商品券」を発送（平成21年12月～平成22年6月まで）。

なお、基金の「救済措置」は、受託業者と正式な文書を取り交わしたのではなく、決裁文書等の組織としての意思決定の明示もない曖昧な性格のものであり、当時の理事長の指示に基づく事実上の措置であった。「救済措置」の意味付けや契約の見直し等について、当時、基金内で十分な検討は行われなかった。

平成22年6月に成立した戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法により、基金の解散が平成25年4月1日まで延期されたが、基金の「救済措置」は平成22年9月末で終了し、受託業者による引換えも平成23年1月末で終了した。

これにより、7,300人いた未引換者の減少に努め、最終的に750人の未引換者が残った。

基金の解散延期に合わせて「救済措置」の延長をせず、平成22年9月末で「救済措置」を終了させた理由について、第30回平和祈念事業特別基金分科会における基金の説明は、「本事業の目的があくまで引換券を含む『慰労品』の贈呈であり、慰労品たる『旅行券等引換券』の贈呈をもって事業は終了するというのが当時の理事長以下基金職員全員の一貫した認識であり、旅行券等引換券の発送後のその先の旅行券等への引換催促等は、いわばサービスで、引き換えるか否かは最終的にはご本人の問題であるとの認識だった」というものである。

総務省で当時の資料の確認等を行ったところ、基金の解散が延期された際、「救済措置」の延長について基金内で十分な検討が行われず、明確な対処方針の決定も行われなかった。また、そもそも基金内で「救済措置」について十分な検討がなされなかったため、未引換え問題についての切実な認識が基金になかったものと推測される。また、この当時、理事長・理事の交代に加え、特別給付金支給事業の準備等に追われる中で、交代後の理事長等への未引換え問題の適切な引継ぎや説明は行われなかった。

(注) 理事長：平成22年8月に福井健一氏が就任。

理事：平成22年4月に福井健一氏が就任、平成22年8月に大西一夫氏が就任。

#### エ 旅行券等引換券の未引換問題判明後の対応

平成24年7月、基金の解散を目前に控え、これまで行ってきた事業の整理をしていたところ、特別記念事業については、未だ旅行券等引換券の未引換えのものが相当数あることが判明した。かかる事態に基金内で再検討を行った結果、初めて、「旅行券等引換券が引換期限を経過して引き換えられない状態にあるのでは、関係者を慰藉したことにならないのではないか」と認識するに至った。

(ア) 上記の認識の下、理事長指示により、直ちに、受託業者に連絡を取り検討を重ねた結果、未引換者750人に対し、引換期限を無期限とする「旅行券等引換券」を送付し、受託業者において無期限で引換えに応じることとした。これに要した費用は、受託業者との契約（旅行券等引換券印刷費用、引き換えられた旅行券等の発送費用）に約152万円、その他事務経費等を加えて約190万円であった。

(イ) その「旅行券等引換券」を平成25年1月23日付けで発送し、受託業者において引換えに応じているところである。

(ウ) 「旅行券等引換券」(750件)の送付状況は、以下のとおりである。

- ・送付済み件数 732 件
- ・未送付件数 18 件
- ・旅行券等申込み(受託業者) 586 件

(エ) 送付できなかったものの対応について

(イ)において、宛先不明等により送付出来なかったものについては、総務省の協力のもと、現住所等を確認の上、再送している。また、官報公告、基金ホームページにより対象者に注意を喚起した。

なお、最終的に送付できなかったものについては、今回の措置は、基金と受託業者との間で行う未引換者に対する救済措置であ

	<p>ることから、実施期間は基金解散までとなる（ただし、送付済みの旅行券等引換券は、無期限で受託業者において引き換えることで合意され、その際の手数料は受託業者で負担である。）。したがって、未送付となった旅行券等引換券は廃棄処分することになった。また、問い合わせについても、基金解散後は対応することができないことから、旅行券等引換券を送付する際にその旨お知らせしている。</p> <p>(オ) 監事への報告 本件については、平成 24 年 7 月の役員会において監事への報告が行われた後、同年 11 月に改めて詳細な説明が行われた。監事からは、契約を締結した平成 19 年度及び「救済措置」を開始した平成 20 年度に詳細な説明が行われておらず、その後も役員会等において詳細な報告を受けていなかったことについて、理事長以下役職員に対し遺憾の意が示された。</p> <p>(カ) 平和祈念事業特別基金分科会への報告 「旅行券等引換券」の未引換について対応を行っていた平成 20 年度から平成 22 年度の評価に際して平和祈念事業特別基金分科会に報告がなく、第 30 回平和祈念事業特別基金分科会（平成 25 年 3 月 28 日開催）で初めて報告があった。ただし、第 30 回平和祈念事業特別基金分科会においても、基金から明確な説明はなされなかった。</p> <p>(キ) 主務省への報告 平成 25 年 3 月に、総務省から基金に対して事実関係の照会があった（3 月 5 日付け、3 月 28 日付け）ため、照会内容について回答している（3 月 15 日付け、3 月 29 日付け）。 なお、3 月 29 日付けの回答内容については、以下の例のように、監事監査報告書との齟齬が見られるものであった。 ・ 監事監査報告書において「最初の契約時には役員会での報告を受けておらず、その後も契約締結後の報告であり、解約時も含めて詳細な報告は受けていないため遺憾であり、理事長等職員に対し、口頭で遺憾の意を示した。」と記載されている一方で、総務省への回答には「契約の主要な内容については、役員会に報告されていたことは十分に推察できる」、「役員会終了後に個別の契約事案について説明していたと確認できた」と記載されている。</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>C 参考・・・H20(B) H21(A) H22(一) H23(一) H24(一)</p>
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>特別記念事業については、2 年間という短期間の請求期間を踏まえ、広報のほか、過去に書状等の贈呈を受けた者に対する「お知らせ」の送付や電話確認を行うなど、積極的に周知を図った結果、約 31 万 6 千人に慰労品を贈呈することができた。</p> <p>一方、基金の解散が延期されたにもかかわらず未引換者に対する「救済措置」を延長せず 22 年 9 月末に終了させたこと、22 年 10 月から 24 年 6 月までは本件について「救済措置」を行わなかったこと、解散を目前に控えた 24 年 7 月に「旅行券等引換券」の未引換え分が 750 件あることが判明したため、引換期限を無期限とする「旅行券等引換券」を送付し、受託業者が無期限で引換えに応じることとしたが、当該送付作業が始まったのが 25 年 1 月であり、結果として 750 件中 18 件は送付できず、未送付分について基金解散後は破棄処分せざるを得ないことを踏まえれば、改善の余地があると認められる。</p> <p>これらのことから「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>「必要性」 特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、基金の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p> <p>「効率性」 過去に基金から書状等の贈呈を受け、未だ特別慰労品の請求手続きを行っていない者（約 67 万 6 千人）に対して特別記念事業の実施の「お知ら</p>	



せ」を送付し、直接、関係者に対し請求の働きかけをし、請求を促したことは、請求者の負担の軽減及び事務処理の効率化及び迅速化にも繋がり、業務運営の効率性が図られたと認められる。

「有効性」 特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった」、「よかった」などの感想が多数寄せられたことは、基金の目的である関係者に対しあらためて慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等
<b>■中期目標の記載事項</b>	
(2) 特別記念事業の請求期間 関係者からの慰労品の請求の受付は平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間とする。  ※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。	
<b>■中期計画の記載事項</b>	
※上記の中期目標(2) 特別記念事業の請求期間に対応する中期計画項目及び年度計画項目は無い。	
<b>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</b>	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等 特別記念事業の請求期間	慰労品の請求は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行わなければならないとされ、当該期間内に請求をしなかった者には、慰労品を贈呈しないこととされている。
<b>■ 当該項目の評価</b> (AA～D)	— 参考・・・H20(—) H21(—) H22(—) H23(—) H24(—)
<b>■ 評価結果の説明</b>	
特別記念事業の請求期間については、平成21年3月31日までと決められており、評価にはなじまないため、評価はしない。	
「必要性」 — 「効率性」 — 「有効性」 —	

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等																																
<b>■中期目標の記載事項</b>																																	
<p>(3) 特別記念事業に要する経費 上記請求期間内に受け付ける特別記念事業に要する費用については、廃止法第2条の規定に基づき、基金の資本金を取り崩して充てることとし、その総額は200億円を目途とする。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>																																	
<b>■中期計画の記載事項</b>																																	
※上記の中期目標(3) 特別記念事業に要する経費に対応する中期計画項目及び年度計画項目は無い。																																	
<b>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</b>																																	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																																
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等 特別記念事業に要する経費	<p>特別記念事業に要する経費の実績については以下のとおりである。</p> <p>特別記念事業（慰労品等贈呈事業）内訳</p> <p align="right">（単位：万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>慰労品 支給総額</th> <th>事務費</th> <th>経費総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td align="right">582,455</td> <td align="right">66,811</td> <td align="right">649,266</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td align="right">820,130</td> <td align="right">73,526</td> <td align="right">893,656</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td align="right">131,667</td> <td align="right">12,225</td> <td align="right">143,892</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td align="right">976</td> <td align="right">0</td> <td align="right">976</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td align="right">1,535,228</td> <td align="right">152,562</td> <td align="right">1,687,790</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 慰労品支給総額には、送料等の支出額を含む。</p> <p>特別記念事業（慰霊碑建設事業）</p> <p align="right">（単位：万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>慰霊碑建設費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td align="right">1,125</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td align="right">13,723</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td align="right">14,848</td> </tr> </tbody> </table>		慰労品 支給総額	事務費	経費総計	平成19年度	582,455	66,811	649,266	平成20年度	820,130	73,526	893,656	平成21年度	131,667	12,225	143,892	平成22年度	976	0	976	計	1,535,228	152,562	1,687,790		慰霊碑建設費	平成21年度	1,125	平成22年度	13,723	計	14,848
	慰労品 支給総額	事務費	経費総計																														
平成19年度	582,455	66,811	649,266																														
平成20年度	820,130	73,526	893,656																														
平成21年度	131,667	12,225	143,892																														
平成22年度	976	0	976																														
計	1,535,228	152,562	1,687,790																														
	慰霊碑建設費																																
平成21年度	1,125																																
平成22年度	13,723																																
計	14,848																																

<b>■ 当該項目の評価</b> (AA~D)	ー 参考・・・H20(一) H21(一) H22(一) H23(一) H24(一)
<b>■ 評価結果の説明</b> 特別記念事業に要する経費については、対象者から請求があれば贈呈をするものであり、外的な要因により経費が増減するものであるため、評価にはなじまず、評価はしない。  「必要性」 ー 「効率性」 ー 「有効性」 ー	

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等</p>
<p>■中期目標の記載事項</p>	
<p>(4) 特別記念事業実施の周知 特別記念事業の実施に当たっては、できる限り多くの関係者に慰労の品を贈呈できるよう、特別記念事業の意義及び内容について積極的かつきめ細かに広報活動を実施するとともに、書状等贈呈事業の既贈呈者へのお知らせを実施することにより、その周知の徹底を図る。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p>	
<p>(2) 特別記念事業実施の周知 本事業の請求期限が平成21年3月31日までと迫っていることから、一人でも多くの関係者への周知を図るべく、地方公共団体及び関係機関との間で緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼等多方面にわたり周知活動を展開するものとする。 また、これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者については、個別にお知らせを行うものとする。</p> <p>※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等 (2) 特別記念事業実施の周知</p>	<p>特別記念事業実施の周知については、「請求期限が平成21年3月31日までと迫っていることから、多方面にわたり周知活動を展開すること、これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者については、個別にお知らせを行うこと」との目標に対し、全都道府県及び市区町村へのポスターの配布（平成20年12月）や都道府県担当者会議等の開催（平成20年9月）などの取組を幅広く実施したほか、次のようなさまざまな周知活動を展開した。</p> <p>また、平成20年4月から6月の間に、過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある者で未だ請求手続きを行っていない者（約67万6千人）に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」（請求書を同封。）を送付し、直接、特別慰労品の請求について案内をした。</p> <p>① 関係団体との緊密な連携 関係団体に対しては、団体の機関紙への記事掲載及び団体が主催する地方展示会におけるポスターの掲示、請求書の頒布等の実施を要請するとともに、団体の地方支部及びその会員の方々に対して請求書を頒布し、申請を積極的に働きかけるよう要請した。 また、大連からの引揚者の団体である「日本大連会」の協力を得て、同団体のホームページに特別記念事業のチラシを掲載し、平成21年1月の会報を会員に配布するときにチラシを同時に配布していただいた。 更に、「奉天会」、「牡丹江会」などの引揚関係の10団体に対しては、会報などの機関誌への記事掲載を依頼するとともに団体の会合においてチラシの配布をお願いするなど、引揚者からの申請を促進するため積極的な働きかけを行った。</p> <p>② 老人福祉関係機関に対する広報</p>

	<p>ア 全国老人クラブ連合会機関誌掲載（平成 20 年 5 月）  イ 全国老人福祉協議会会員にポスターを掲示依頼（平成 20 年 7 月、12 月）  ウ 全国老人クラブ大会におけるチラシの配布（平成 20 年 11 月）</p> <p>③ 講演会等での相談員の配置  東京（銀座松坂屋デパート）及び名古屋市内で開催した「平和祈念展」（平成 20 年 8 月、9 月）、並びに舞鶴市内で開催した「平和祈念フォーラム」（平成 20 年 9 月）においては、ポスターを掲示するとともに、請求案内パンフレット及び請求書類を備え、特別記念事業「相談コーナー」を開設し、関係者への周知と相談応答業務を実施した。  なお、舞鶴市での「平和祈念フォーラム」では、引揚者に特化したチラシを作成し会場において配布した。</p> <p>④ 新聞・ラジオ・テレビ等を活用した広報  ア 全国紙（全 5 段）またはブロック紙・地方紙（半 5 段）に新聞広報（平成 20 年 6 月から平成 21 年 3 月まで毎月交互掲載）  イ 全国紙 4、ブロック紙 3 の突き出し広報（平成 20 年 8 月及び平成 21 年 3 月）  ウ ラジオによる広報（平成 20 年 8 月～平成 21 年 3 月）  平成 20 年度から新たな媒体として取り入れたものであり、予想以上の反響があった。  エ テレビによる広報（平成 21 年 2 月）  政府広報により実施  オ 雑誌媒体への広告掲載は、以下の各誌について、平成 20 年 12 月～平成 21 年 2 月までの間に 1 回掲載。  「週刊文春」、「週刊新潮」、「趣味の園芸」、「文芸春秋」、「きょうの料理」、「きょうの健康」、「いきいき」、「安心」、「壮快」</p> <p>⑤ 都道府県・市区町村の広報紙への掲載等  ア 「例文」を示して自治体広報紙(誌)に掲載依頼（平成 20 年 7 月、12 月）  イ 管区行政評価局長・行政評価事務所長会議で周知（平成 20 年 5 月、6 月）</p> <p>以上のほか、関係者からの問い合わせに対応する相談コーナーを特別記念事業担当事務室や基金主催の平和祈念展、フォーラムの会場に設け、資格要件、申請手続き等について相談に応じた。平成 20 年度における窓口相談件数は、事務室内では 991 件、平和祈念展等では 340 件であった。  なお、無料電話の電話相談窓口には、特別記念事業の制度、資格の照会、請求の方法についての照会、請求後の事務処理状況等の問い合わせがあり、平成 20 年度の 1 年間で 103,994 件であった。</p>
<p>■ 当該項目の評価  (AA~D)</p>	<p>A 参考・・・H20(A) H21(一) H22(一) H23(一) H24(一)</p>
<p>■ 評価結果の説明</p>	<p>特別記念事業実施の周知については、全都道府県及び市区町村へのポスターの配布（平成 20 年 12 月）や都道府県担当者会議等の開催（平成 20 年 9 月）などの取組を幅広く実施したほか、下記のようなさまざまな周知活動を展開したほか、平成 20 年 4 月から 6 月の間に、過去に基金から書状等の贈呈を受けたことが</p>

ある者で未だ請求手続きを行っていない者（約 67 万 6 千人）に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」（請求書を同封。）を送付し、直接、特別慰労品の請求について案内した。

① 関係団体との緊密な連携

団体の機関紙への記事掲載及び団体が主催する地方展示会におけるポスターの掲示、請求書の頒布等の要請。

② 老人福祉関係機関に対する広報

全国老人クラブ連合会機関誌に掲載、全国老人福祉協議会会員にポスターを掲示依頼、全国老人クラブ大会におけるチラシの配布。

③ 講演会等での相談員の配置

「平和祈念展」（平成 20 年 8 月、9 月）、「平和祈念フォーラム」（平成 20 年 9 月）において、ポスター掲示するとともに、特別記念事業「相談コーナー」を開設し、関係者への周知と相談応答業務を実施。

④ 新聞・ラジオ・テレビ等を活用した広報

全国紙またはブロック紙・地方紙に新聞広報、ラジオによる広報、テレビによる広報（政府広報により実施）、雑誌媒体への広告掲載。

⑤ 都道府県・市区町村の広報紙への掲載等

これらのことから「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」 特別記念事業の対象者等の高齢化が進む中、一人でも多くの関係者に特別慰労品を贈呈するためには、市区町村広報紙（誌）の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知することが必要である。

「効率性」 新聞広報及びラジオ広報等により電話による照会が増す傾向から、定期的に全国紙・地方紙に法人事業の新聞広告を掲載し、また、ラジオ等により全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。

さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙（誌）への掲載や地方展示会等の催しでの周知は、費用対効果に優れたものと認められる。

「有効性」 対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙（誌）等各種媒体を通じて本件事業を周知することは、有効な施策である。

また、副次的な効果ではあるが、自治体広報紙（誌）への掲載依頼の過程を通して、各自治体に対し、特別記念事業の意義の重要性が改めて理解され、その裾野が広がったことは評価できる。

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等
-----------	---

<b>■中期目標の記載事項</b>	
<p>(5) 標準期間の設定 関係者による請求から認定までの標準的な審査期間を次のとおりとする。</p> <p>① 書状等贈呈事業の贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については3週間 ② 書状等贈呈事業の贈呈者であって、①以外の者については1か月 ③ 上記以外の者については3か月</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	

<b>■中期計画の記載事項</b>	
<p>(3) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間を、書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は1か月（上記(2)のお知らせを受けて請求した者については、3週間）、それ以外の者からの請求案件の審査期間は3か月とする。</p> <p>※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	

**■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果**

小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																						
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等 (3) 標準期間の設定	<p>標準期間の設定については、「申請者負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理方法の見直しを行い、書状等贈呈者からの請求案件の審査期間は1か月（うち基金からの「お知らせ」を受けて請求した者については3週間）、それ以外の者からの請求案件の審査期間は3か月とする」との目標に対し、既に書状等を受けた者の請求書については記載事項を簡易にし、また、「お知らせ」に係る請求書については書状等贈呈事業認定審査時のデータを利用して住所、氏名等を印字し、請求者には署名及び贈呈の品の記載をしていただくだけにする等請求者の負担の軽減を図った。</p> <p>また、標準的な審査期間内の処理率については、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>標準審査期間</th> <th>平成20年度</th> <th colspan="2">平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3週間もの</td> <td>88% (※1)</td> <td colspan="2">100%</td> </tr> <tr> <td>1か月もの</td> <td>73% (※1)</td> <td colspan="2">100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3か月もの</td> <td rowspan="3">73% (※1)</td> <td>恩給欠格者</td> <td>84% (※1)</td> </tr> <tr> <td>戦後強制抑留者</td> <td>91% (※1)</td> </tr> <tr> <td>引揚者</td> <td>29% (※2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成21年度の3か月ものについては、3問題申請者毎の処理率が大幅に乖離するため、それぞれに掲げた。</p>			標準審査期間	平成20年度	平成21年度		3週間もの	88% (※1)	100%		1か月もの	73% (※1)	100%		3か月もの	73% (※1)	恩給欠格者	84% (※1)	戦後強制抑留者	91% (※1)	引揚者	29% (※2)
標準審査期間	平成20年度	平成21年度																					
3週間もの	88% (※1)	100%																					
1か月もの	73% (※1)	100%																					
3か月もの	73% (※1)	恩給欠格者	84% (※1)																				
		戦後強制抑留者	91% (※1)																				
		引揚者	29% (※2)																				



(※1) 標準審査処理期間内に処理できなかったものは、請求書の記載事項が不備のため請求者本人への照会を必要としたものや請求書の記載事項について厚生労働省又は都道府県において履歴確認、引揚の事実確認を必要としたもの等であるが、回答が遅れた関係省庁又は都道府県に対しては、処理の促進について申し入れを行い処理の促進に努めた。

(※2) 平成21年度において引揚者からの請求書の処理についてかなりの遅れが出たことは、以下の理由によるものである。

- ① 引揚者については申請が低調であったことから、平成20年度後半から生存をしている引揚の家族全員が請求することができる等特に力を入れて広報した結果、詳細請求（初めての請求）が、平成21年1月から3月にかけて集中して行われ（1月3,718件、2月6,697件、3月24,652件）、3か月間の請求が35,067件（平成20年度受付の70%相当）となったため、その審査事務に相当な時間を要したこと。

平成20年4月～平成21年3月の請求書受付の推移

年 月	恩給欠格者	強制抑留者	引揚者	計
20.4	6,319	768	9,421	16,508
5	15,965	8,017	3,937	27,919
6	33,489	12,030	2,009	47,528
7	14,952	8,224	1,544	24,720
8	5,717	2,849	1,890	10,456
9	3,880	1,663	3,368	8,911
10	3,037	1,253	2,257	6,547
11	2,267	685	1,864	4,816
12	1,884	581	2,183	4,648
21.1	2,300	939	3,977	7,216
2	2,136	1,337	7,143	10,616
3	5,342	1,358	24,955	31,655
計	97,288	39,704	64,548	201,540

② これらの請求者は、

ア 引揚当時幼児であったため、引揚時の記憶が定かではないこと

イ 高齢により当時の記憶が薄れていること

等から、請求書の記載内容に不備のものが多く見られた。当該請求書の審査に当たっては、1件1件個別に電話又は文書等により照会し、不備の点を補完する必要があるが、本人に連絡がつくまでに相当な時間を要することとなったこと。

③ 上記②のとおり、審査が困難を極めたため、急遽、基金内のベテラン職員を配置したが、前記①のように平成21年1月～3月における請求件数は、予測をはるかに超えるものであり、また、当該審査事務等には知識と経験が不可欠であることから新たな人員

	を採用することで対応することが困難であったこと。							
■ 当該項目の評価 (A A～D)	B	参考	・・・	H20 (B)	H21 (B)	H22 (一)	H23 (一)	H24 (一)
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>標準期間の設定については、既に書状等を受けた者の請求書については記載事項を簡易にし、また、「お知らせ」に係る請求書については書状等贈呈事業認定審査時のデータを利用して住所、氏名等を印字し、請求者には署名及び贈呈の品の記載をしていただくだけにする等請求者の負担の軽減を図った。</p> <p>一方、請求書の記載事項が不備のため請求者本人への照会を必要としたものや請求書の記載事項について厚生労働省又は都道府県において履歴確認、引揚の事実確認を必要としたことから標準審査処理期間内に処理できなかったものがあった。</p> <p>また、引揚当時幼児であったため引揚時の記憶が定かではないことや、高齢により当時の記憶が薄れていること等から、請求書の記載内容に不備のものが多く見られ、請求書の審査に当たっては、1件1件個別に電話又は文書等により照会し、不備の点を補完していることから本人に連絡がつくまでに相当な時間を要することとなった結果、平成21年度において、引揚者からの請求書の処理についてかなりの遅れが出た。</p> <p>これらのことから「目標を概ね達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、特別慰労品の請求についての請求及び事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に慰労の品を贈呈することは、基金の重要な業務であり、これらの事務処理期間を適切に管理することは重要な施策である。</p> <p>「効率性」 特別記念事業の事務の改善を図り、また、請求書の処理期間を決め、事務処理について管理の徹底を図ることは、特別記念事業の業務運営の的確化を図り、請求者へのサービスにも資することとなり、効率的かつ有効な施策と認められる。</p> <p>「有効性」 特別記念事業の請求書の処理期間を管理することは、特別記念事業の業務の効率的、的確な運営に資する有効な施策と認められる。</p>								

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等
■中期目標の記載事項	
<p>(6) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑を、関係者等と調整の上、各々建立する。なお、これに要する経費については、廃止法第2条の規定に基づき基金の資本金を取り崩して充てる。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
■中期計画の記載事項	
<p>(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、専門の委員会を設置するとともに、関係機関と調整しつつ基金解散までの間に各々慰霊碑を建立する。</p> <p>※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	
■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 特別記念事業等 (4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立</p>	<p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立については、「専門の委員会を設置するとともに、関係機関と調整しつつ基金解散までの間に各々慰霊碑を建立する」との目標に対し、平成20年度に政府部内の調整を図り、1か月遅れ、平成21年度において外部有識者による慰霊碑建設検討委員会を立ち上げ、慰霊碑のデザインコンペを実施し、慎重かつ公平な審査を行い、最優秀作品（慰霊碑（2基）と慰霊碑の広場のデザイン）を決定した。</p> <p>千鳥ヶ淵戦没者墓苑横の慰霊碑の設置場所について、総務省、厚生労働省及び環境省と十分な調整を行いつつ、平成22年7月までに慰霊碑2基（戦後強制抑留に伴う死没者のための「追悼慰霊碑」及び引揚げに伴う死没者のための「平和祈念碑」）を建立するとともに、慰霊碑の広場を造成し、同年9月30日、国に移管した。</p> <p>なお、戦後強制抑留及び引揚に伴う死没者の遺族等を招いて、平成22年8月4日、慰霊碑の除幕式を執り行い、その模様がテレビ、新聞等で報道されたことにより、関係者の戦争犠牲による労苦について広く国民の理解を一層深めるとともに、関係者に対し慰藉の念を示すことができた。</p>
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A 参考・・・H20(B) H21(A) H22(A) H23(一) H24(一)
■ 評価結果の説明	
<p>戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立については、平成20年度においては、慰霊碑の立地場所や近隣との調整などについては慎重に検討すべきものであることから、「総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する」との年度目標の達成が、平成21年4月と1か月ずれ込んだものの、平成21年度において外部有識者による慰霊碑建設検討委員会を立ち上げ、慰霊碑のデザインコンペを実施し、慎重かつ公平な審査を行い、最優秀作品（慰霊碑（2基）と慰霊碑の広場のデザイン）を決定した。</p> <p>千鳥ヶ淵戦没者墓苑横の慰霊碑の設置場所について、総務省、厚生労働省及び環境省と十分な調整を行いつつ、平成22年7月までに慰霊碑2基を建立すると</p>	

ともに、慰霊碑の広場を造成し、同年9月30日、国に移管した。

戦後強制抑留及び引揚に伴う死没者の遺族等を招いて、平成22年8月4日、慰霊碑の除幕式を執り行い、その模様がテレビ、新聞等で報道されたことにより、関係者の戦争犠牲による労苦について広く国民の理解を一層深めるとともに、関係者に対し慰藉の念を示すことができたこと。

これらのことから、第2期中期目標期間全体では「目標を十分達成」と認められる。

「必要性」 戦後強制抑留、引揚に伴う死没者のための慰霊碑の建設は、関係者にとっては意義が深く、慰藉の念を示す基金の目的に照らして必要な施策である。

「効率性」 関係者の労苦を広く国民に理解してもらうとともに関係者に対する慰藉の念を示すことを目的に慰霊碑の建設を推進することは、慰藉事業として効率的な事業である。

また、慰霊碑の建立に向けて、基金解散までの短期間の中で、総務省等関係機関との連携を取りながら調整を進めたことや、事前準備のための検討を進めたことは、慰霊碑建立の円滑な実現に資する上で効率的であったと認められる。

「有効性」 戦後強制抑留、引揚に伴う死没者のための慰霊碑の建設は、関係者にとっては意義が深く、慰藉の念を示す基金の目的に照らして有効な施策である。

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業（平成22年7月の改定時に追加）
■中期目標の記載事項	
6 特別給付金支給事業（平成22年7月の改定時に追加） （1）特別給付金の支給 戦後強制抑留者（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）に対して特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。	
■中期計画の記載事項	
（1）特別給付金の支給 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）（以下「戦後強制抑留者」という。）の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。	
■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業 （1）特別給付金の支給	<p>特別給付金の支給については、「早期支給を目指す」との理事長指示の下、外部委託による業務の効率化により基金における審査業務体制を充実するなど、種々の対応を図ることにより処理に全力をあげた結果、法案立案時の推計対象者数約6万7千件に対して、最終的に特別給付金の請求受付件数は、69,466件、認定・支給件数は、68,847件（総額約193億円）となり、推計を大幅に上回って業務を終了することができた。</p> <p>特別給付金支給事業に係る主な取組は次のとおりである。</p> <p>（1）平成22年10月25日の受付開始から2週間余りの間に約4万2千件の申請が行われたことから、時間外勤務、休日出勤で対応するとともに、11月下旬からは、事務処理体制の拡充、昼夜交替制勤務等を積極的に行うことにより認定事務の促進を図った。 その結果、平成22年度の内に特別給付金の請求受付件数62,277件に対し、認定件数は56,448件となり、このうち51,802人の方に支給（支給総額約145億円）することが出来た。</p> <p>（2）事業の実施に当たっては、</p> <p>① 特別給付金の電話対応及び事務処理業務などの外部委託の推進を図り、基金における審査業務体制を一層充実、</p> <p>② 種々の広報を展開したほか、 請求期限である平成24年3月31日（土曜閉庁日）に、電話及び請求書持参者への対応のため職員5名が休日出勤するなど、業務量の変動する中、外部委託の活用等を行いつつ、臨機応変に対応し、限られた体制で基金として種々の対応を図り、処理に全力をあげた結果、法案立案時推計約67,000人に対して、受付累計件数は69,466件、認定・支給累計件数は68,847件（約193億円）となり、推計を大きく上回ることとなった。</p> <p>特に、広報等の結果、認定累計件数68,847件のうち、前回事業で認定を受けなかった者（特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者）からの請求が12,889件にのぼった。</p>

また、特別給付金の請求期限到来間際には、請求を促す種々の広報を実施するとともに、請求期限到来に向け、基金及び委託先のコールセンターにおいてさらに態勢を整え、適切に期末処理を行った。

なお、特別給付金制度は議員立法により創設されたものであり、平成 24 年 4 月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。

(3) これらの請求に対する「戦後強制抑留者」及び「帰還の時期」の確認においては、基金で保有する過去事業の関係資料での確認、都道府県等への照会、基金内に設置した外部有識者から構成される「判定委員会」での審査など、慎重かつ適切な対応を行った。

(4) 戦後強制抑留者が高齢であることを踏まえ、次のとおり、申請者の立場に立った様々なサービスの提供に努め、申請者の負担軽減を図った。

① 特別給付金の請求に当たり、帰還時期等については申請者に書類の添付を求めずに、基金で保有する過去事業の関係資料あるいは都道府県等への照会により確認を行った。

② 請求書の記入不備は、基金から電話で本人に直接確認し、補記することにより迅速な処理を実施した。

また、請求書添付書類の不備は、返信用封書を添えて不備書類の提出を求め、電話又は文書により連絡を密にすることで不備書類の補完を促進した。

③ 審査の結果、却下処分となった申請者に対しては、直接、電話により理由を丁寧に説明した。このため大きなトラブルはなかった。

④ 申請者等からの電話対応業務を行う委託業者に対しては、戦後強制抑留という過酷な経験をした申請者の立場を詳細に説明し、応答振りについての Q & A 集を作成し、親切かつ丁寧な対応を指導した。

これらの取組により、特別給付金の受給者等から、「60 年以上も前のことを基金でよく調べていただきありがたい」などの多くのお礼の声（1,401 件）が寄せられた。

(5) 特別給付金を請求後に申請者が亡くなり振込不能となった場合は、基金から直ちに遺族に連絡し、特別給付金の請求手続きについて説明するとともに、相続人用の請求書を送付するなど、相続人への迅速な支給に努めた。これについては、相続人から、迅速かつ丁寧な対応へのお礼のお手紙も寄せられた。

(6) 上記のほか、特別給付金の認定通知書を送付する際に、内閣総理大臣からの書面も同封することにより、戦後強制抑留者の労苦の慰藉に資するように努めた。

(7) 東日本大震災で被災した対象者への取組

① 東日本大震災による被災者への対応として、震災により特別給付金の振込先金融機関が被災した 2 件について振込みができない状況となったが、当該金融機関の復旧状況をつぶさに確認し、復旧後直ちに振込みを実施した。

② 東日本大震災で被災した特別給付金支給対象者の避難先が不明であったため、特別給付金の認定通知書及び内閣総理大臣の書面が基金に返送されたもの（14 件）について、次のような取組により、平成 23 年夏頃までに、個人情報保護に留意しながらすべて確実に届けることができた。

- ア 市役所・町村役場自体が避難している場合は、インターネット等により情報を収集し、当該市役所・町村役場の連絡先を探し出した。
- イ 市役所・町村役場の復旧のタイミングを見計らって、基金から当該担当者に電話をし、特別給付金の目的や、戦後強制抑留という過酷な経験をした対象者の立場を説明し、復興に向けて忙しい中ではあるが、対象者を探し出し、対象者から直接基金に連絡してほしい旨を伝えてもらうよう依頼した。
- ウ 対象者からの連絡を受け、速やかに対処した。

(8) 特別給付金の過少払事案等の対応について

① 事案の発端

平成 22 年 12 月、特別給付金の認定を受けた者から「支給額が少ないのではないか」という問い合わせがあり、調査をしたところ、支給金額に誤りがあることが判明した。直ちに申請者に連絡をとり、過少払いとなった経緯を丁寧に説明し、早急に振込みの手続きを取った。

その後においても同様の問い合わせがあり、誤りが判明したことから、同月後半から、既認定のものについて、再チェックを実施したところ、下記の過少払事案及び過払事案が判明した。

② 過少払事案について

ア 過少払いの原因

①の調査により、47 件の過少払事案が判明した。

この過少払事案の認定時期は、平成 22 年 11 月認定 4 件、同年 12 月認定 40 件、平成 23 年 1 月認定 1 件、同年 2 月 1 件、同年 4 月 1 件であり、平成 22 年 10 月の請求受付開始後、審査事務処理の集中した平成 22 年末の認定に集中していた。

その主たる発生原因は、以下のとおり。

- ・ 特別給付金の支給額は「帰還の時期」に応じて定められており、「帰還の時期」の確認は基金において保有している帰還当時の資料に基づき行っている。
- ・ 予想をはるかに超える請求（2 週間で約 4 万 2 千件）があり、大量な請求書類の滞留の解消をするために、委託業者に加え急遽外部から審査担当者を導入（平成 22 年 12 月：派遣 53 名、非常勤 33 名、平成 23 年 1 月：派遣 12 名、非常勤 29 名）し、人員の確保を図った。
- ・ こうした措置を取ったものの、人員増に対応したチェック体制が十分なものとはならなかったこと及び事務処理の習熟度や質のばらつき（頻繁な要員の交替もあった）も影響し、申請者と同姓同名の他人の資料に拠ったものを見逃したこと等による認定ミスを招いたものと思われる。

イ 過少払事案の対応

㊦ 過少払事案が判明後、直ちに理事長に報告したところ、理事長からは、早急に申請者に連絡をとり、過少払いとなった経緯を丁寧に説明の上、早急に振込みの手続きを取るよう指示があった。

㊧ 過少払事案について、認定（給付金額）を訂正するとともに、申請者に対して事前に電話により追加で給付（支給）すべき金額（本来支給すべき金額と支給済み金額との差額）が発生した経緯を丁寧に説明した上で、支給額を訂正した旨の通知をするるとともに、早急に差額を指定口座に振込む措置を講じた。

㊨ 過少払い分の振込みは、平成 22 年度 32 件（550 万円）、平成 23 年度 15 件（530 万円）であり、平成 23 年度中に全て終了している。

ウ 過少払事案についての監事への報告

- ・ 平成 25 年 3 月の役員会で、初めて監事への報告を行った。
- ・ 監事からは、平成 25 年まで報告がなされなかったことについて「遺憾」である旨表明され、理事長以下に対し注意が行われた。

③ 過払事案について

ア ①の調査により、35件の過払事案が判明した。

この過払事案の認定時期は、平成22年11月認定1件、同年12月認定32件、平成23年2月認定2件であり、やはり、平成22年10月の請求受付開始後、審査事務処理の集中した平成22年末の認定に集中しており、過少払事案と同様の原因によるものである。

なお、平成23年度以降の認定分に係る過払いは発生していない。

イ 過払事案への対応

過払い判明後、直ちに、認定（給付金額）を訂正するとともに、チェック担当者を更に増員し、複数のチェック担当者による二重目視確認などのチェック機能の充実を図るよう体制を整えた。

一方、役員会において、監事に報告し、全数チェックの実施について報告した。

また、平成24年1月には、万が一、基金解散時未回収の場合を想定して、その対応策について検討するよう理事長から指示が出され、対応策の一案として「債権の消滅」について監査法人に確認した結果、未だ国への債権の引き継ぎの可否が定まっていなかったことを前提にしたものではあったが、理事長への稟議により「債権の消滅は可能」との感触を得ている。

ウ 過払金債権の回収状況等

過払い判明後、直ちに認定（給付金額）を訂正するとともに、申請者に対して事前に電話により過払いが発生した経緯を丁寧に説明した上、過払金の返納について文書により依頼し、期限までに返納しない者に対しては、督促状の送付、更には催告書（内容証明郵便）の送付や、経費面等を勘案しつつ直接訪問が可能な者に対しては訪問催告（東京都区部の督促状によっても返納しない者（1件）に対しては2回実施）等を実施することにより、35件全てを完済（平成22年度：13件、161万円分、平成23年度：20件、214万円分、平成24年度：2件、20万円、計：35件、395万円分）させることができた（最後の返納は平成25年3月29日（1件、分納分3万円））。

エ 監事への報告

（ア）平成23年8月の役員会において監事への報告を行い、監事からの過払事案発見のいきさつ、他に発生する可能性等についての質問に対し回答している。

（イ）定期監事監査において、計7回報告し、監事からの債権回収上の問題点、最終的に債権が残った場合の対応策等の質問に対し回答している。

④ 過払い・過少払いにはならなかったが他人の書類により認定を行った事案について

②③以外にも、同様の原因により他人の書類により認定を行ったが、帰還日が同じ支給区分だったため結果として過払い・過少払いにはならなかった事案が相当数あった。本件については、基金は自己評価調書に記載しておらず、第30回平和祈念事業特別基金分科会（平成25年3月28日開催）において総務省から報告した。

また、本件について、基金は監事への報告を行っていない。

⑤ 評価の際にこれまでの実績に記載しなかったことについて

過少払事案又は過払事案を発見した際に、直ちに、請求者に電話により過少払い又は過払いが発生した経緯について丁寧に説明するとともに、過少払事案については、速やかに振込みの手続きを取り過少金額について振り込みを行ったこと、また、過払事案については、返納について依頼し、過払い全35件のうち32件が一括で返納されるとともに、残りの3件についても分割で返納されることになり、順調に返納されていたことから、基金としては、事務処理時における認定誤りについて評価の対象として実績に記載すべき事項であるということまでは考えが及ばずに、結果として記載が漏れてしまい、実績への記載の要否の判断等についての認識が不足していた。

また、④については、「支給額に変更のなかったものについては、入力データ（帰還年月日）の整理を行ったものであり、自己評価調書への記述は必要ないと考える」ため、報告不要であると基金として考えた。

○ 特別給付金の額別認定件数



(単位：件)

特別給付金の額	帰還の時期	認定件数	請求人区分による内訳		前事業実績による内訳	
			本人分	相続人分	前回事業認定分	新規認定分
250,000 円	昭和 23 年 12 月 31 日まで	52,610	49,128	3,482	43,190	9,420
350,000 円	昭和 24 年 1 月 1 日から 昭和 25 年 12 月 31 日まで	15,771	14,687	1,084	12,417	3,354
700,000 円	昭和 26 年 1 月 1 日から 昭和 27 年 12 月 31 日まで	0	0	0	0	0
1,100,000 円	昭和 28 年 1 月 1 日から 昭和 29 年 12 月 31 日まで	182	172	10	136	46
1,500,000 円	昭和 30 年 1 月 1 日以降	284	260	24	215	69
合 計		68,847	64,247	4,600	55,958	12,889

## ○ 特別給付金の都道府県（申請時現住所）別認定件数

(単位：件)

都道府県名	認定件数	都道府県名	認定件数
北海道	4,978	滋賀県	571
青森県	1,023	京都府	1,023
岩手県	1,349	大阪府	2,938
宮城県	1,737	兵庫県	2,463
秋田県	1,223	奈良県	615
山形県	1,511	和歌山県	580
福島県	1,867	鳥取県	594
茨城県	1,438	島根県	906
栃木県	1,092	岡山県	1,217
群馬県	1,039	広島県	2,104
埼玉県	2,411	山口県	1,158
千葉県	2,368	徳島県	500

東京都	4,931	香川県	641
神奈川県	3,083	愛媛県	902
新潟県	2,412	高知県	516
富山県	643	福岡県	2,637
石川県	568	佐賀県	640
福井県	564	長崎県	824
山梨県	698	熊本県	1,503
長野県	2,048	大分県	1,027
岐阜県	1,049	宮崎県	822
静岡県	1,740	鹿児島県	1,472
愛知県	2,451	沖縄県	166
三重県	771	外国	34
		合計	68,847

(外国内訳)

(単位：件)

国名	認定件数	国名	認定件数
ブラジル	15	ロシア	1
アメリカ	8	タイ	1
パラグアイ	5	インドネシア	1
オーストラリア	1	カナダ	1
ニュージーランド	1	合計	34

■ 当該項目の評価  
(AA~D)

**B**

参考・・・H20(一) H21(一) H22(A) H23(AA) H24(B)

■ 評価結果の説明

特別給付金の支給については、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、外部委託による業務の効率化により基金における審査業務体制を充実するなど、下記のような種々の対応を図ることにより処理に全力をあげた結果、法案立案時の推計対象者数約6万7千件に対して、最終的に特別給付金の請求受付件数は、69,466件、認定・支給件数は、68,847件（総額約193億円）となり、推計を大幅に上回って業務を終了することができた。

(1) 平成22年10月25日の受付開始から2週間余りの間に約4万2千件の申請が行われたことから、時間外勤務、休日出勤で対応するとともに、11月下旬からは、事務処理体制の拡充、昼夜交替制勤務等を積極的に行うことにより認定事務の促進を図った結果、平成22年度の内に特別給付金の請求受付件数62,277件に対し、認定件数は56,448件となり、このうち51,802人の方に支給（支給総額約145億円）することが出来た。

(2) 事業の実施に当たっては、

- ① 特別給付金の電話対応及び事務処理業務などの外部委託の推進を図り、基金における審査業務体制を一層充実、
- ② 種々の広報を展開したほか、

請求期限である平成 24 年 3 月 31 日（土曜閉庁日）に、電話及び請求書持参者への対応のため職員 5 名が休日出勤するなど、業務量が増加する中、外部委託の活用等を行いつつ、臨機応変に対応し、限られた体制で基金として種々の対応を図り、処理に全力をあげた結果、法案立案時推計約 67,000 人に対して、受付累計件数は 69,466 件、認定・支給累計件数は 68,847 件（約 193 億円）となり、推計を大きく上回る事となった。

特に、認定累計件数 68,847 件のうち、前回事業で認定を受けなかった者（特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者）からの請求が 12,889 件にのぼった。

また、特別給付金の請求期限到来間際には、請求を促す種々の広報を実施するとともに、請求期限到来に向け、基金及び委託先のコールセンターにおいてさらに態勢を整え、適切に期末処理を行った。

なお、特別給付金制度は議員立法により創設されたものであり、平成 24 年 4 月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。

(3) これらの請求に対する「戦後強制抑留者」及び「帰還の時期」の確認においては、基金で保有する過去事業の関係資料での確認、都道府県等への照会、基金内に設置した外部有識者から構成される「判定委員会」での審査など、慎重かつ適切な対応を行った。

(4) 戦後強制抑留者が高齢であることを踏まえ、次のとおり、申請者の立場に立った様々なサービスの提供に努め、申請者の負担軽減を図ったこと。

- ① 特別給付金の請求に当たり、帰還時期等については申請者に書類の添付を求めずに、基金で保有する過去事業の関係資料あるいは都道府県等への照会により確認を行った。
- ② 請求書の記入不備は、基金から電話で本人に直接確認し、補記することにより迅速な処理を実施した。  
また、請求書添付書類の不備は、返信用封書を添えて不備書類の提出を求め、電話又は文書により連絡を密にすることで不備書類の補完を促進した。
- ③ 審査の結果、却下処分となった申請者に対しては、直接、電話により理由を丁寧に説明した。このため大きなトラブルはなかった。
- ④ 申請者等からの電話対応業務を行う委託業者に対しては、戦後強制抑留という過酷な経験をした申請者の立場を詳細に説明し、応答振りについての Q & A 集を作成し、親切かつ丁寧な対応を指導した。

これらの取組により、特別給付金の受給者等から、「60 年以上も前のことを基金でよく調べていただきありがたい」などの多くのお礼の声（1,401 件）が寄せられた。

(5) 特別給付金を請求後に申請者が亡くなり振込不能となった場合は、基金から直ちに遺族に連絡し、特別給付金の請求手続きについて説明するとともに、相続人用の請求書を送付するなど、相続人への迅速な支給に努めた。これについては、相続人から、迅速かつ丁寧な対応へのお礼のお手紙も寄せられた。

(6) 特別給付金の認定通知書を送付する際に、内閣総理大臣からの書面も同封することにより、戦後強制抑留者の労苦の慰藉に資するように努めた。

(7) 東日本大震災で被災した対象者への取組

- ① 東日本大震災による被災者への対応として、震災により特別給付金の振込先金融機関が被災した 2 件について振込みができない状況となったが、当該金融機関の復旧状況をつぶさに確認し、復旧後直ちに振込みを実施した。
- ② 東日本大震災で被災した特別給付金支給対象者の避難先が不明であったため特別給付金の認定通知書及び内閣総理大臣の書面が基金に返送されたもの

について、次のような取組により、平成23年夏頃までに、個人情報の保護に留意しながらすべて無事に届けることができた。

ア 市役所・町村役場自体が避難している場合は、インターネット等により情報を収集し、当該市役所・町村役場の連絡先を探し出した。

イ 市役所・町村役場の復旧のタイミングを見計らって、基金から当該担当者に電話をし、特別給付金の目的や、戦後強制抑留という過酷な経験をした対象者の立場を説明し、復興に向けて忙しい中ではあるが、対象者を探し出し、対象者から直接基金に連絡をしてほしい旨を伝えてもらうよう依頼した。

ウ 対象者からの連絡を受け、速やかに対処した。

(8) 一方で、過少払い・過払いについては、平成22年度及び23年度に発生・判明したものである。

過少払いについては、22年度及び23年度で追加給付対応済みである。

過払いについては、基金において、申請者に対し事前に過払いが発生した経緯を丁寧に説明した上、文書で依頼し、分納希望者には再三にわたり電話等で返納を依頼するとともに基金職員が直接債権者宅まで出向く等を行った結果、解散までにすべて回収できた。

しかしながら、そもそも過払い等の案件が発生したこと、また、22年度及び23年度の評価において過払い等について基金から平和祈念事業特別基金分科会に説明がなされず、過少払い・過払いにはならなかったが他人の資料で認定した事案について自己評価調書にも記載されないなど、過少払い・過払いに関する問題意識が十分ではなかった面が見られた。

以上を踏まえ、「目標を概ね達成」と評価できる。

「必要性」 特別給付金支給事業は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため特別給付金を支給するというものであり、基金が行う慰藉の念を示す事業として必要な施策である。

「効率性」 戦後強制抑留者に対し、特別給付金の支給を行い、その支給にあわせて内閣総理大臣の書面を同封したことは、その労苦を慰藉する手法として効率的な施策である。

「有効性」 特別給付金支給事業は、強制抑留者に対する慰藉の念を示す事業として有効な施策である。

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業（平成22年7月の改定時に追加）
■中期目標の記載事項	
(2) 特別給付金支給事業の請求期間（平成22年7月の改定時に追加） 戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から平成24年3月31日までとする。	
■中期計画の記載事項	
(2) 特別給付金支給事業の請求期間 戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から平成24年3月31日までとする。	
■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業 (2) 特別給付金支給事業の請求期間	特別給付金の請求は、平成22年10月25日から平成24年3月31日までの間の行わなければならないとされ、当該期間内に請求をしなかった者には、特別給付金は支給しないこととされていることに則って、適正に受付処理を行った。 なお、請求期間経過後の請求が6件あり、請求者に十分な説明をした上すべて却下処分とした。
■ 当該項目の評価 (AA～D)	— 参考・・・H20(－) H21(－) H22(－) H23(－) H24(－)
■ 評価結果の説明 特別給付金支給事業の請求期間は法定事項であり、平成24年3月31日までと決められており、評価にはなじまないため、評価はしない。  「必要性」 — 「効率性」 — 「有効性」 —	

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業（平成22年7月の改定時に追加）
-----------	---

■中期目標の記載事項

(3) 特別給付金支給事業に要する経費（平成22年7月の改定時に追加）  
特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。

■中期計画の記載事項

(3) 特別給付金支給事業に要する経費  
特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。  
特別給付金の額は、本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する。

本邦への帰還の時期の区分	金額
昭和23年12月31日まで	25万円
昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円
昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円
昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円
昭和30年1月1日以降	150万円

■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）					
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業 (3) 特別給付金支給事業に要する経費	特別給付金支給事業に要する経費の実績については以下のとおりである。					
	（単位：万円）					
		特別給付金 支給総額	事務費・ 人件費計	事務費	人件費	総経費
	平成22年度	1,447,770	34,837	27,128	7,709	1,482,607
	平成23年度	435,385	43,125	28,663	14,462	478,510
平成24年度	46,700	21,966	11,861	10,105	68,666	
計	1,929,855	99,928	67,652	32,276	2,029,783	
また、これまでの支給金額区分別認定件数は以下のとおりである。						

	支給金額	件数(件)	支給額(万円)				
	25万円	52,610	1,315,250				
	35万円	15,771	551,985				
	70万円	0	0				
	110万円	182	20,020				
	150万円	284	42,600				
	計	68,847	1,929,855				
	■ 当該項目の評価 (AA~D)	— 参考・・・H20(一) H21(一) H22(一) H23(一) H24(一)					
■ 評価結果の説明	<p>当該項目は対象者の請求により増減するものであることから、法定給付金であり、評価になじまないものとして年度計画では評価をしなかった項目であり、中期目標期間においても評価にはなじまないものである。</p> <p>事務費の削減に努めたことについては、中期目標・中期計画・年度計画のいずれにも記載がないため、評価にはなじまない。</p> <p>「必要性」 —  「効率性」 —  「有効性」 —</p>						

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業（平成22年7月の改定時に追加）</p>
<p>■中期目標の記載事項</p>	
<p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知（平成22年7月の改定時に追加） 特別給付金支給事業の実施に当たっては、確実に対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p>	
<p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知 特別給付金支給事業の実施に当たっては、確実に対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業 (4) 特別給付金支給事業実施の周知</p>	<p>特別給付金支給事業実施の周知については、「特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る」との目標に対し、特別記念事業の特別慰労品を受けられた方など72,559名に「特別給付金請求のご案内」を送付したほか、都道府県及び市区町村に事業実施の通知及び広報誌への掲載依頼を発出、ポスター等の配布、新聞・ラジオ等広報、基金ホームページでの情報発信、政府広報の活用などによりさまざまな広報を展開し、対象者へのきめ細かい周知の徹底を図った。</p> <p>特別給付金支給事業に係る主な広報活動状況等については次のとおりである。</p> <p>(1) 特別記念事業の既贈呈者へのご案内 特別記念事業の特別慰労品を受けられた方など72,559名に「特別給付金請求のご案内」を平成22年10月18日付けで送付した。また、ご案内が返送されてきた者に対し、電話により住所確認の調査を行い、940人の方に請求の案内を再度行った。</p> <p>(2) 地方公共団体への広報等実施依頼 ① 都道府県及び市区町村に、特別給付金支給事業の実施について周知するとともに、特別給付金について問い合わせがあった際は基金の相談窓口をお伝えするよう依頼した（平成22年7月2日）。 ② 都道府県及び市区町村に、その時々に応じた広報内容を例示の上、広報誌への掲載を依頼した（平成22年9月21日、平成23年10月25日、平成24年2月2日）。</p> <p>(3) ポスター、パンフレットの頒布 ① 平成22年10月15日 ・ポスター、パンフレットの頒布 都道府県及び市区町村 1,730団体</p>



	<p>老人福祉施設 25,847 か所</p> <p>② 平成 23 年 8 月 11 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスターの頒布</li> <li>都道府県及び市区町村 1,970 団体</li> <li>老人医療施設及びシベリア関係団体 26,013 か所</li> </ul> <p>(4) 新聞広告の実施 (平成 22 年 10 月 16 日又は 17 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央紙 5、ブロック紙 3、地方紙 65、計 73 紙</li> <li>記事下、半 5 段 (19×17cm)</li> </ul> <p>(5) ラジオ広告の実施 (平成 23 年 3 月 14 日～同月 27 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国ネットで 26 本のスポット CM を実施。(民放 3 社)</li> </ul> <p>(6) 雑誌による広報 (平成 23 年 8 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の購読層が高い週刊誌 2 誌、月刊誌 4 誌に広告を掲出した。</li> </ul> <p>(7) 基金ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金ホームページに請求受付開始の情報を掲載 (平成 22 年 10 月) し、その後、特別給付金の支給事業に係る詳細情報を掲載し、受付件数等の処理状況については毎月情報掲載を行った。また、特別給付金の請求受付の終了 (平成 24 年 3 月 31 日) に伴い、その旨を掲載し周知を図った。</li> </ul> <p>(8) 政府広報等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FM ラジオ広告の実施 (平成 22 年 10 月 29 日、平成 24 年 2 月 25 日～26 日)</li> <li>・総務省広報誌への掲載 (平成 22 年 11 月号、平成 23 年 8 月号)</li> <li>・政府広報オンライン (インターネット) への掲出 (平成 22 年 11 月 29 日)</li> <li>・視覚障害者用音声広報 CD を作成、頒布 (平成 22 年 11 月 30 日)</li> <li>・全国 71 紙の新聞に突出し広告 (平成 24 年 2 月 20 日～26 日)</li> </ul> <p>(9) 以上のほか、特別給付金の請求期限の到来について報道発表を実施したところ、NHK から取材要請があり、資料提供等取材協力を行った結果、平成 24 年 3 月 18 日の「おはよう日本」、「BS ニュース」でテレビ放映されたほか、NHK ラジオでも放送され、多数の請求、問合せがある等、大きな反響があった。</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA～D)</p>	<p style="text-align: center;">A</p> <p style="text-align: center;">参考・・・H20 (一) H21 (一) H22 (A) H23 (A) H24 (A)</p>
<p>■ 評価結果の説明</p>	

特別給付金支給事業実施の周知については、下記のとおり、特別記念事業の特別慰労品を受けた者など 72,559 名に「特別給付金請求のご案内」を送付したほか、都道府県及び市区町村に事業実施の通知及び広報誌への掲載依頼を発出、ポスター等の配布、新聞・ラジオ等広報、基金ホームページでの情報発信、政府広報の活用などにより様々な広報を展開し、対象者へのきめ細かい周知の徹底を図ったことから、「目標を十分達成」と認められる。

(1) 特別記念事業の既贈呈者への案内

特別記念事業の特別慰労品を受けた者など 72,559 名に「特別給付金請求のご案内」を平成 22 年 10 月 18 日付けで送付した。

また、案内が返送されてきた者に対し、電話により住所確認の調査を行い、940 人の方に請求の案内を再度行った。

(2) 地方公共団体への広報等実施依頼

① 都道府県及び市区町村に、特別給付金支給事業の実施について周知するとともに、特別給付金について問合せがあった際は基金の相談窓口を伝達するよう依頼した。

② 都道府県及び市区町村に、その時々に応じた広報内容を例示の上、広報誌への掲載を依頼した。

(3) ポスター、パンフレットの頒布

① 平成 22 年 10 月 15 日にポスター、パンフレットを都道府県及び市区町村 1,730 団体、老人福祉施設 25,847 か所に頒布。

② 平成 23 年 8 月 11 日にポスターを都道府県及び市区町村 1,970 団体、老人医療施設及びシベリア関係団体 26,013 か所に頒布。

(4) 新聞広告の実施（平成 22 年 10 月 16 日又は 17 日）

・中央紙 5、ブロック紙 3、地方紙 65、計 73 紙

(5) ラジオ広告の実施（平成 23 年 3 月 14 日～同月 27 日）

・全国ネットで 26 本のスポット CM を実施。（民放 3 社）

(6) 雑誌による広報（平成 23 年 8 月）

・高齢者の購読層が高い週刊誌 2 誌、月刊誌 4 誌に広告を掲出した。

(7) 基金ホームページ

・基金ホームページに請求受付開始の情報を掲出（平成 22 年 10 月）し、その後、特別給付金の支給事業に係る詳細情報を掲出し、受付件数等の処理状況について毎月情報提供を行った。また、特別給付金の請求受付の終了（平成 24 年 3 月 31 日）に伴い、その旨を掲載し、その周知を図った。

(8) 政府広報等

・FM ラジオ広告の実施（平成 22 年 10 月 29 日、平成 24 年 2 月 25 日～26 日）

・総務省広報誌への掲載（平成 22 年 11 月号、平成 23 年 8 月号）

・政府広報オンライン（インターネット）への掲出（平成 22 年 11 月 29 日）

・視覚障害者用音声広報 CD を作成、頒布（平成 22 年 11 月 30 日）

・全国 71 紙の新聞に突出し広告（平成 24 年 2 月 20 日～26 日）

(9) 以上のほか、特別給付金の請求期限の到来について報道発表を実施したところ、NHKから取材要請があり、資料提供等取材協力を行った結果、平成 24 年 3 月 18 日の「おはよう日本」、「BS ニュース」でテレビ放映されたほか、NHK ラジオでも放送され、多数の請求、問合せがある等、大きな反響があった。

「必要性」 一人でも多くの戦後強制抑留者に特別給付金を支給するために、様々な広報媒体を利用し、きめ細かい広報活動を積極的に展開することは、必要な施策である。また、請求受付終了に伴い、その周知徹底を図ることは必要である。

「効率性」 全国に居住する戦後強制抑留者に対し、広く周知するために、雑誌、新聞、ラジオでの広報の実施、全国の老人関係福祉施設等へのポスターの頒布等を行うことは、効率的な施策である。また、国民に対して、特別給付金に係る支給実績の全体像について周知するため基金のホームページに掲載することは効率的な手段である。

「有効性」 請求の促進を図るために、雑誌、新聞、ラジオでの広報の実施、全国の老人関係福祉施設等へのポスターの頒布等を行うことは、有効な施策である。また、特別給付金の請求受付終了や支給実績の周知を図るため、基金のホームページに掲載することは有効な手段である。

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業（平成22年7月の改定時に追加）</p>
<p>■中期目標の記載事項 ※中期目標には「特別給付金支給のための準備」の記載無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項 記載なし。 [平成22年度計画] 第2の4（5） 特別給付金支給のための準備 「特別給付金の支給事務実施規程」を策定し、特別給付金の円滑な支給のための事務処理体制を整えとともに、受付開始に向けて早急かつ確実に準備事務を行う。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業 (5) 特別給付金の支給のための準備</p>	<p>特別給付金支給のための準備については、『特別給付金支給事務実施規程』を策定し、特別給付金の円滑な支給のための事務処理体制を整えとともに、受付開始に向けて早急かつ確実に準備事務を行う」との目標に対して、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号）が可決・成立（平成22年6月16日）して以降、平成22年10月25日に受付を開始するまでの4か月余の短期間に、特別給付金の認定及び支給事務の円滑な実施を図るため、以下のような種々の事前準備を行った。しかしながら、特別給付金支給システム開発後に十分な評価・修正期間が確保出来ず、受付開始当初は、スムーズな処理ができなかったなど、準備事務の一部に十分でないところが見受けられ、確実に準備事務を行うというまでには至らなかった。</p> <p>なお、上記のような受付開始前の準備不足の結果、「第3の6（1）特別給付金の支給」で記載している「特別給付金の過払事案等の発生」に繋がったかもしれないことは完全には否定できないと思われるが、基金としては、過払事案等の発生の主な原因は、受付開始後の大量請求に対応したチェック体制を十分組めなかったことにあると考えているので、本件が直接的に影響したとは言えないと考えていた。</p> <p>① 特別記念事業において特別慰労品を受けられた方など70,749人に対し、平成22年10月18日付けで直接「特別給付金請求のご案内」を送付した。 また、上記の方以外にも、平成22年6月16日以降、請求書の送付依頼のあった1,810人に対し、同様の案内を送付した。 この結果、受付開始2週間余りという短期間に、約4万2千件という全体の6割に当たる大量の申請があるなど、事前準備が奏功した反面、迅速な受付・処理の実施には支障を来すこととなった。</p> <p>② 請求書の受付から特別給付金の口座への振込みまでを一元的に電算処理する特別給付金支給システムを開発した。しかしながら、受付開始までが4か月余りという短期間であったため、十分な評価・修正期間を確保出来なかったことなどから、当初はスムーズな運用ができなかった。</p> <p>③ 基金職員及び受付入力業務の委託業者に対しては、特別給付金の請求書の書式や支給手続き方法等を定めた「戦後強制抑留者に対</p>

	<p>する特別給付金の支給事務実施規程」を策定し、事前研修を行った。 電話対応業務の委託業者（コールセンター）に対しては、特に高齢者に対する親切、丁寧な応答に配慮したQ &amp; Aを配布し、応答ぶりについて指導を行った。</p> <p>④ 請求者が高齢であるため、記入負担を少しでも軽減させる取組として、以下の事項を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特別記念事業の特別慰労品を受けた者については、記入部分を簡略化した簡易請求書を作成し、前記「特別給付金請求のご案内」に同封して配布した。</li><li>・請求書の記入事項のうち帰還当時に関する部分については、覚えている範囲で記入すればよいこととした。（基金において公的資料等により確認、補完）</li></ul> <p>⑤ 事業部に「特別給付金認定担当参事」と「特別給付金支給担当参事」を設置するなどの組織改編を行い、特別給付金の認定及び支給事務の円滑な実施を図ることとした。しかしながら、受付当初に予想を上回る膨大な申請（受付開始から2週間余りの間に22年度分の3分の2を超える、約42,000件）が集中したことから、これに対応出来る十分な事務処理体制を整えることが困難であったため、当初の認定に遅れが生じた。</p>
■ 当該項目の評価 (AA~D)	C 参考・・・H20（一） H21（一） H22（C） H23（一） H24（一）
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>当該項目は中期目標・中期計画に明示的に規定がないが、年度計画は中期計画に基づくものであること、年度計画の基となる中期計画は中期目標を達成するためのものであることを踏まえると、当該項目は当然に中期目標第3の6「特別給付金支給事業」に含まれるものであるため、第2期中期目標期間においても評価を行うもの。</p> <p>特別給付金の支給のための準備については、種々の事前準備を行ったものの、特別給付金システムを開発したが当初はスムーズな処理ができなかった等、十分であるとは言えなかった。</p> <p>今回、22年度及び23年度に過少払い・過払いが発生したことが判明した。これは、当初、22年10月25日の受付開始後11月末までに3万件の請求を見込んでいたところ、2週間で4万2千件という膨大な請求があったため、急遽人員増を図ったが、チェック体制が十分なものとならなかったためであり、見込みが甘く準備が不十分であったと言えること、一方、過少払い・過払いは合計82件であって、22年度及び23年度の認定件数68,100件のうち0.12%程度に過ぎなかったことから、「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>「必要性」 事務処理体制を整えるとともに、早急かつ確実に準備事務を行うことは、特別給付金の認定事務の迅速化、円滑化を図るため、必要な施策である。</p> <p>「効率性」 認定のため必要とする資料等を事前に準備することは、認定事務を効率的に進める上で重要な施策である。</p> <p>「有効性」 高齢な請求者のために認定業務の迅速化は不可欠であり、そのための十分な事前準備は有効な施策である。</p>	

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業（平成22年7月の改定時に追加）</p>				
<p>■中期目標の記載事項</p>					
<p>(5) 標準期間の設定（平成22年7月の改定時に追加） 関係者による請求から認定までの標準的な審査期間を次のとおりとする。 ① 特別記念事業の既贈呈者であって、上記（4）のお知らせを受けて請求してきた者については1か月 ② 上記以外の者については3か月</p>					
<p>■中期計画の記載事項</p>					
<p>(5) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。 ① 特別記念事業の既贈呈者であって、上記（4）のお知らせを受けて請求してきた者については1か月 ② 上記以外の者については3か月</p>					
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>					
<p>小項目</p>	<p align="center">達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>				
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業 (6) 標準審査期間の設定</p>	<p>標準期間の設定については、「申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を、特別記念事業既贈呈者については1か月、それ以外の者については3か月とする」との目標に対し、標準審査期間内処理が1か月ものについては、平成22年度23.3%であったものの、平成23年度97.5%、平成24年度100%となった。</p> <p>また、3か月ものについては、平成22年度24.6%であったものの、平成23年度92.1%、平成24年度100%の処理と、平成23年度からは事務処理期間の劇的な改善が為され、速やかな特別給付金の審査が実施されるようになった。</p> <p>更に、早期認定を実施するために、業務に見合った職員配置や外部委託の推進により、基金内の審査体制を充実させた。</p> <p>(1) 特別給付金に係る標準的な審査期間を次のとおりとした。 ① 特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けた者であって、平成22年10月の「特別給付金請求のご案内」を受けて請求をしてきた者については、既に「入ソ」の事実確認が出来ており、帰還年月日の調査のみを行うことから、1か月 なお、特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けた方にかかる標準審査期間については、特別記念事業の際には3週間であったものを、帰還年月日の調査等を考慮して、1か月とした。 ② 前記①以外の者については、新たに「入ソ」の事実及び帰還年月日の調査が必要になるほか、ケースによっては、外部有識者から構成される判定委員会に諮る必要もあることから、審査に時間を要することになるため、3か月</p> <p>(2) 各年度における審査処理実績は、以下のとおりである。 ① 標準審査期間を1か月とするもの</p> <table border="1" data-bbox="575 1864 2270 1904"> <tr> <td></td> <td></td> <td align="center">審査に要した期間</td> <td></td> </tr> </table>			審査に要した期間	
		審査に要した期間			

年度	審査対象件数	1か月以内	2か月以内	2か月を超えたもの	未処理
平成22年度	53,899件	12,553件 (23.3%)	24,725件 (45.9%)	15,751件 (29.2%)	870件 (1.6%)
平成23年度	2,139件	2,086件 (97.5%)	6件 (0.3%)	0件 (0.0%)	47件 (2.2%)
平成24年度	81件	81件 (100.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)

② 標準審査期間を3か月とするもの

年度	審査対象件数	審査に要した期間		未処理
		3か月以内	3か月を超えたもの	
平成22年度	8,378件	2,060件(24.6%)	1,003件 (12.0%)	5,315件 (63.4%)
平成23年度	4,916件	4,526件(92.1%)	12件 (0.2%)	378件 (7.7%)
平成24年度	353件	353件 (100.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)

注) 平成24年度の審査対象件数は、平成24年3月末までの消印のあるもの等、平成24年3月末までに請求があったもの(428件)及び請求期限経過後に請求のあったもの(6件)である。

③ 平成22年度において処理に時間を要した主な要因は、以下のとおりである。

- ・受付開始の平成22年10月25日から同年11月10日までの短期間において、処理能力の想定を超えた約42,000件(平成22年度内の総申請件数62,277件の67.4%)もの申請があった。
- ・申請者に電話又は文書により確認を必要とする資料については、本人に連絡をとる必要があるが、なかなか連絡がつかないため時間がかかった(約7,300件)。
- ・帰還日については、基金において保有している帰還当時の資料により調査・確認する必要があるが、申請者に同姓同名の方(約5,500人)や帰還後に改姓した方(約6,900人)が多く見られ、調査に時間を要した。

④ 上記③の処理遅延に対応するため、時間外勤務、休日出勤により事務処理体制を拡充して対応したほか、委託業者に対し昼夜交替制の勤務体制を指示、さらには派遣職員の導入などの対応を実施した。

⑤ また、審査に時間を要したものについては、申請者に「受付のお知らせ」を送付し、請求書を受け付けたこと及び多数の申請があり審査終了まで相当な日数を要することについて周知した。

⑥ 平成23年度における標準審査期間内の処理率は、標準審査期間を1か月とするものについては、97.5%、3か月とするものにつ





第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業（平成22年7月の改定時に追加）
■中期目標の記載事項 ※中期計画の「申請者への通知」に対応する中期目標項目無し。	
■中期計画の記載事項 (6) 申請者への通知 特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。	
■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 特別給付金支給事業 (7) 申請者への通知	申請者への通知については、「該当者には『認定通知書』を、非該当者には理由を付した『却下通知書』を速やかに送付する」との目標に対し、認定通知書は、認定後1週間後に、却下通知書については決裁後直ちに送付している。 ・特別給付金の審査の結果、権利を有する方については、認定通知書を、権利を有しない方については、丁寧な却下の理由を電話説明したうえで、理由を記載した却下通知書を送付した。（認定通知書 68,847人、却下通知書 606人） ・認定通知書には、内閣総理大臣の書面を同封している。
■当該項目の評価 (AA～D)	A 参考・・・H20(一) H21(一) H22(A) H23(A) H24(A)
■評価結果の説明 当該項目は中期目標に明示的に規定がないが、中期計画は中期目標を達成するために策定した計画であり、当該項目は当然に中期目標第3の6「特別給付金支給事業」に含まれるものであるため、第2期中期目標期間においても評価を行うもの。 申請者への通知については、認定通知書については認定後1週間後に、却下通知書については決裁後直ちに送付していることから、「目標を十分達成」と認められる。  「必要性」 申請者に審査結果（処分の内容）を速やかに通知することは、申請者に対する応答の義務の観点からも必要性の高い業務である。  「効率性」 申請者に直接審査結果を通知するものであり、効率性の高い方法である。  「有効性」 申請者は、通知によって処分内容を知り得ることとなり、その時点が行政救済の起算点となることから有効な手段である。	

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項</p>																									
<p><b>■中期目標の記載事項</b></p> <p>7 その他の重点事項 (1) 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。</p> <p>※「第6 経過規定」の「2 第3の7及び第5の2については、平成22年10月以降、適用しない。」に基づき、平成22年10月以降、第3の7の該当業務は実施しない。 ※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>																										
<p><b>■中期計画の記載事項</b></p> <p>(1) 効果的な広報 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。</p> <p>※「第9経過規定」の「2 第3の7（(3)を除く）、第5、第7及び第8の3（2）については、平成22年10月以降、適用しない。」に基づき、平成22年10月以降、第3の7（(3) 地方公共団体との連携 を除く）の該当業務は実施しない。 ※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>																										
<p><b>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</b></p>																										
<p>小項目</p>	<p align="center">達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>																									
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項 (1) 効果的な広報</p>	<p>効果的な広報については、「関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する」との目標に対し、5（2）特別記念事業実施の周知及び6（4）特別給付金支給事業実施の周知に関する広報活動のほか、以下のとおり、各年度において年間を通してさまざまな効果的かつ効率的な広報を実施し、国民への3問題関係者の労苦の理解促進及び関係者への基金が行う事業に対するきめ細かい周知の徹底を図った。</p> <p>これらの広報活動の結果、中期目標期間中の資料館入館者、平和祈念展等の入場者数は、次のとおりであった。</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 資料館の入館者数</td> <td>目標</td> <td>13万人以上</td> <td>実績</td> <td>126,928人</td> </tr> <tr> <td>・ 特別企画展の入場者数</td> <td>目標</td> <td>各回3,000人以上</td> <td>実績</td> <td>平均7,927人</td> </tr> <tr> <td>・ 平和祈念展の入場者数</td> <td>目標</td> <td>各回1万人以上</td> <td>実績</td> <td>平均37,211人</td> </tr> <tr> <td>・ 地方展示会の入場者数</td> <td>目標</td> <td>4万人以上</td> <td>実績</td> <td>60,446人</td> </tr> <tr> <td>・ フォーラム等の入場者数</td> <td>目標</td> <td>各回300人以上</td> <td>実績</td> <td>平均274人</td> </tr> </table> <p>（平和祈念フォーラム2008（舞鶴市）は目標1,000人 実績1,012人であった。また、平成22年度のフォーラム等では目標値を定めていない。）</p> <p>主な広報の実施状況については次のとおりである。</p> <p>(1) 資料館に係る広報（平成20年度～平成22年9月）</p> <p>① 交通広告による広報</p>	・ 資料館の入館者数	目標	13万人以上	実績	126,928人	・ 特別企画展の入場者数	目標	各回3,000人以上	実績	平均7,927人	・ 平和祈念展の入場者数	目標	各回1万人以上	実績	平均37,211人	・ 地方展示会の入場者数	目標	4万人以上	実績	60,446人	・ フォーラム等の入場者数	目標	各回300人以上	実績	平均274人
・ 資料館の入館者数	目標	13万人以上	実績	126,928人																						
・ 特別企画展の入場者数	目標	各回3,000人以上	実績	平均7,927人																						
・ 平和祈念展の入場者数	目標	各回1万人以上	実績	平均37,211人																						
・ 地方展示会の入場者数	目標	4万人以上	実績	60,446人																						
・ フォーラム等の入場者数	目標	各回300人以上	実績	平均274人																						

J R山手線、J R新宿駅に隣接する私鉄、地下鉄各線に広告を掲出（平成 22 年度はゴールデンウィーク及び夏休み期間中のみ実施）、「特別企画展」や「平和祈念展（新宿区）」、「フォーラム」などイベントの開催時にはそれらの情報も掲載し、資料館へ誘導するなど効果的な広報を展開。水木しげる氏のイラストのデザインを工夫し、適宜変更。

② 新聞広告による広報

平成 22 年 3 月、全国紙 2 紙（朝日、読売）1 都 6 県版に、「特別企画展（収蔵資料展）」の広告を掲出。同年 7 月に、全国紙 4 紙（朝日、毎日、読売、産経）関東エリア版に、展示資料館内における「特別企画展」及び語り部情報のほか、「平和祈念フォーラム 2010」、「平和祈念展（新宿区）」の広報も掲載し、効率的な広報を展開。

③ 雑誌、コミュニティー新聞などによる広報

教員が修学旅行を計画する際に参考にしている教育関連誌及び雑誌（7 誌）、J R新宿駅ポケット型時刻表に広告を掲出。「新宿ウォーカー」及び東京周辺のコミュニティー新聞に記事広告を掲載。タウンガイドの情報誌に無料広告を掲載。

④ パンフレット等による広報

ア パンフレットの頒布

- ・平成 20 年度及び平成 21 年度に資料館パンフレットを全国の小・中・高等学校に頒布。（平成 21 年度は小学校を除く。）
- ・校内放送番組制作コンクール参加校募集案内に資料館パンフレットを同封。

イ リーフレットの配布

- ・平成 22 年度に新宿住友ビルの入居企業を直接訪問し、資料館について説明し、リーフレットを配布。

⑤ その他の広報

- ・資料館におけるイベント（特別企画展、ミニ展示会、語り部来館、ビデオ上映）情報を基金ホームページに掲出。
- ・基金が実施する他の事業の広報の際も、常に資料館の情報の併記掲載を実施。

（2）催しに係る広報（平成 20 年度～平成 22 年 9 月）

① 特別企画展（資料館内）（平成 21 年度は沖縄県平和祈念資料館内開催、平成 22 年度は 3 回開催）

- ・J R山手線、J R新宿駅に隣接する私鉄、地下鉄各線に広告を掲出（平成 22 年度はゴールデンウィーク及び夏休み期間中のみ実施）。
- ・平成 21 年度、新聞（琉球日報、沖縄タイムス）に広告を掲出。
- ・平成 22 年度、新聞（朝日新聞、読売新聞（首都圏内））に広告を掲出。
- ・資料寄贈者、リピーター等へ案内状（DM）を送付。
- ・基金ホームページによる広報を実施。

② 平和祈念展（平成 20 年度銀座松坂屋、平成 21 年度及び平成 22 年度新宿駅西口イベントコーナー）

- ・J R山手線、J R新宿駅に隣接する私鉄、地下鉄各線に広告を掲出（平成 22 年度はゴールデンウィーク及び夏休み期間中のみ実施）。
- ・ポスター、チラシの配布（東京都、埼玉県、神奈川県の中・高等学校、公立図書館）。
- ・資料寄贈者、リピーター等へ案内状（DM）を送付。
- ・基金ホームページ及び総務省メールマガジンによる広報を実施。

③ 地方展示会（平成 20 年度愛知県立図書館、平成 21 年度広島県呉市海事歴史資料館）



第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項												
<p>■中期目標の記載事項</p> <p>(2) ホームページの内容の充実を行い、各事業年度においてアクセス数が75万件以上となるよう努める。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>													
<p>■中期計画の記載事項</p> <p>(2) ホームページの充実 電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては、ホームページに公開するなど、ホームページの内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を75万件以上とする。</p> <p>※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>													
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>													
<p>小項目</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項 (2) ホームページの充実</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p> <p>ホームページの充実については、「内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を75万件以上とする」との目標に対し、常に最新の情報を盛り込んだ内容に速やかに更新、検索しやすい画面にリニューアルして利用の利便性を向上、公開可能なものを掲載したほか、新たにインターネット資料館を開設し、基金ホームページとの相乗効果を図る等の充実を図った結果、平成20年4月から平成22年9月までの間の目標（188万件以上）を大幅に超えたアクセス数（275万件）を確保した。</p> <p>目標：各年度75万件以上（平成22年度は38万件以上）</p> <table border="1" data-bbox="581 1268 1525 1472"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>アクセス件数</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1,253,097件</td> <td>167.1%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>918,572件</td> <td>122.5%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>579,544件</td> <td>152.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平成22年度は、平成22年4月から同年9月までであり、インターネット資料館のアクセス件数を含む。</p> <p>主なホームページの充実状況等については次のとおりである。</p> <p>(1) ホームページの内容充実</p> <p>① 平成20年5月末に、資料館見学の団体申込みをメールでも予約できるように該当ページを修正した。</p> <p>② また、20年度に「平和の礎18」を、21年度に「平和の礎19」（引揚者編については追補版を含む。）及び総集編をホームページに掲載した。そのほか、「戦後強制抑留史」の抜粋の英訳版、さらに基金記録史（設立経緯版）をホームページに掲載し、電子デー</p>	年度	アクセス件数	達成率	平成20年度	1,253,097件	167.1%	平成21年度	918,572件	122.5%	平成22年度	579,544件	152.5%
年度	アクセス件数	達成率											
平成20年度	1,253,097件	167.1%											
平成21年度	918,572件	122.5%											
平成22年度	579,544件	152.5%											

	<p>タ化された関係資料等の公開を行った。</p> <p>③ 平成 20 年 12 月に、特別記念事業の請求方法について、ホームページにおいて分かりやすく解説したり、請求書をダウンロードできるように工夫した。</p> <p>④ 平成 21 年 7 月には、グーグルなどのインターネット検索サイトで基金ホームページが検索されやすいように、基金ホームページの HTML 情報ソースに「平和、抑留、強制労働、シベリア、ソ連」の 5 つのキーワードを追加した。また 9 月には、基金ホームページのトップ画面をリニューアルし、どのページからでも最小のクリックで目的のページへアクセス出来るようにした。</p> <p>⑤ 平成 22 年 4 月から運用を開始したインターネット資料館は、資料館に来館出来ない遠方の方でも、インターネットを通じ、何時でも、どこからでも資料館が所蔵する貴重な展示資料を検索し、閲覧出来ること、語り部等の映像・音声の提供も行ったことなどから多くのアクセスがあった。また、基金ホームページ及び資料館ホームページとの相互リンクを行った。</p> <p>(参考) 平成 22 年 10 月には、特別給付金支給事業以外の事業の終了に伴い、基金ホームページの全面更新を行い、特別給付金支給事業に関する情報及び請求者向けの詳細な情報を掲出し、その後においても、申請・処理状況について毎月情報提供を行った。</p> <p>(2) ホームページのアクセス件数 アクセス件数は、上記(1)のようなさまざまなホームページの内容充実を図ったことから、平成 20 年 4 月から平成 22 年 9 月までの間において、約 275 万件にも達し、目標の各年度 75 万件以上(平成 22 年度は 38 万件以上)のアクセス件数を大幅に上回る事ができた。</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>AA 参考・・・H20(AA) H21(AA) H22(AA) H23(一) H24(一)</p>
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>ホームページの充実については、常に最新の情報を盛り込んだ内容に速やかに更新、検索しやすい画面にリニューアルして利用の利便性を向上、公開可能なものを掲載したほか、新たにインターネット資料館を開設し、基金ホームページとの相乗効果を図る等、下記のように充実を図った結果、平成 20 年 4 月から平成 22 年 9 月までの間の目標(188 万件以上)を大幅に超えたアクセス数(275 万件)を確保したことから、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。</p> <p>① 資料館見学の団体申込みをメールでも予約できるように該当ページを修正した。</p> <p>② 「平和の礎 18」、「平和の礎 19」(引揚者編については追補版を含む。)及び総集編をホームページに掲載したこと。「戦後強制抑留史」の抜粋の英訳版等をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開を行った。</p> <p>③ 特別記念事業の請求方法について、ホームページにおいて分かりやすく解説するとともに、請求書をダウンロードできるように工夫した。</p> <p>④ グーグルなどのインターネット検索サイトで基金ホームページが検索されやすいようにするとともに、どのページからでも最小のクリックで目的のページへアクセス出来るようにした。</p> <p>⑤ インターネット資料館は、資料館に来館出来ない遠方の者でも、インターネットを通じ、何時でも、どこからでも資料館が所蔵する貴重な展示資料を検索し、閲覧出来ること、語り部等の映像・音声の提供も行ったことなどから多くのアクセスがあったこと。また、基金ホームページ及び資料館ホームページとの相互リンクを行った。</p> <p>⑥ 特別給付金支給事業以外の事業の終了に伴い、基金ホームページの全面更新を行い、特別給付金支給事業に関する情報及び請求者向けの詳細な情報を掲出</p>	

し、その後においても、申請・処理状況について毎月情報提供を行った。

「必要性」 ホームページは、設立目的等の基金の情報や活動内容が情報として提供されており、慰藉事業の必要性について広く国民に理解を深めるために必要な施策である。また、特別給付金支給事業の進捗状況等についても、理解を得やすいように充実を図る必要がある。

「効率性」 基金や資料館のホームページは、特別企画展等の参加申込などの丁寧な情報提供を行うことにより、単に若者のみでなく広く国民向けの広報サイトとして広く利用に供されることになることから、効率的な手法である。

「有効性」 ホームページは、基金の情報や活動内容が情報として提供されており、慰藉事業の必要性について広く国民に理解を深める手段として有効である。また、22年度以降は特別給付金支給事業の進捗状況等について、理解を得やすいように内容の充実を図ることは有効である。

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項</p>
<p>■中期目標の記載事項</p> <p>(3) 地方公共団体との連携強化を推進する。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p> <p>(3) 地方公共団体との連携 特別給付金支給事業等の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。</p> <p>(参考：当初の第2期中期計画)</p> <p>(3) 地方公共団体との連携 地方公共団体に特別記念事業への理解と協力を得るため、必要に応じ、「都道府県実務担当者会議」を開催するなど緊密な連携を図る。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項 (3) 地方公共団体との連携</p>	<p>地方公共団体との連携については、「特別記念事業及び特別給付金支給事業等の実施に当たっては、事業への理解と協力を得るため、必要に応じ『都道府県実務担当者会議』を開催するなど、地方公共団体と緊密な連携を図る」との目標に対し、以下のような地方公共団体と緊密かつきめ細かい連携を図ってきた結果、各々の事業が滞りなく最後まで実施することが出来た。</p> <p>都道府県との主な連携確保等については次のとおりである。</p> <p>① 都道府県実務担当者会議の開催 都道府県の実務担当者に対し、基金の事業についての理解を深めるとともに、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として平成20年9月10日及び11日の両日、都道府県実務担当者会議を開催し、都道府県の担当者64名が出席した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日目は、特別記念事業の現状概要説明のあと、実施についての協力要請を行った。また、質疑応答の時間を設け、実務に関する意思疎通を図った。</li> <li>・2日目は、「旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の在職年」について説明を行った。</li> </ul> <p>② 地方公共団体の広報誌への掲載依頼 地方公共団体に対して、特別記念事業及び特別給付金支給事業について、各地方公共団体の広報誌への掲載について依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別記念事業（3回） 平成20年5月、同年7月及び同年12月</li> <li>・特別給付金支給事業（3回） 平成22年9月、平成23年10月及び平成24年2月</li> </ul>



	<p>③ 平成 22 年 10 月、特別給付金支給事業の実施に際し、地方公共団体に対して法律の概要、Q &amp; A 等を送付し、協力を要請した。  また、特別給付金の請求受付終了に伴い、平成 24 年 4 月 12 日、地方公共団体等に対し、平成 24 年 3 月 31 日をもって特別給付金の請求受付が終了した旨を通知するとともに、ポスター掲示及び地方公共団体等広報誌・ホームページへの掲載のお礼とその廃棄等について依頼した。  さらに、特別給付金支給事業終了に際し、平成 24 年 10 月 10 日、都道府県に特別給付金支給事業に関する協力に対し、お礼とともに事業が終了した旨を通知した。</p> <p>④ 特別慰労品の審査に当たっては、戦後強制抑留の事実（軍歴等により入ソの事実）の確認、旧軍人等の在職年の確認、引揚者に対する特別交付金の支給の確認等が必要であり、これらに関する資料を保管する都道府県に照会し、11,070 件について、特別慰労品の審査に必要な事項の確認がとれた。また、特別給付金の審査に当たっては、強制抑留の事実の確認と帰還月日の確認が必要となる。特に、新規の請求者の場合、軍歴等の確認が必要であり、陸軍関係の兵籍簿等の書類を保管している都道府県に照会し、1,256 件について軍歴等を確認することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年度 全都道府県、8,136 件</li> <li>・平成 21 年度 全都道府県、2,934 件</li> <li>・平成 22 年度 全都道府県、 352 件</li> <li>・平成 23 年度 44 都道府県、 767 件</li> <li>・平成 24 年度 26 都道府県、 137 件</li> </ul> <p>⑤ 地方公共団体窓口との直接的連携  特別給付金支給事業においては、地方公共団体の窓口で特別給付金の申請に係る相談に来るケースについて、窓口担当者を介して申請者の相談に応じるなど地方公共団体の窓口と直接、連携協力を図った。</p> <p>⑥ 地方公共団体の自発的協力  地方公共団体が保有する情報及び基金から提供した情報により、当該団体に居住する特別給付金の未請求者に対し、自発的に請求案内を行った地方公共団体もあったが、これは基金と地方公共団体との長年の連携・協力関係構築の成果と思われる。</p> <p>⑦ 地方公共団体への協力  都道府県からの恩給の請求指導のため特別給付金認定者名簿（当該県を住所地とするもの）の提供依頼に対し、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 9 条第 2 項第 3 号に規定する法令で定める事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由のあるときと認められることから、同法第 10 条に規定する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めた上、提供した。  なお、当該県から適切に恩給の請求指導を行うことができた旨の謝意があった。</p>
<p>■ 当該項目の評価  (AA~D)</p>	<p style="text-align: center;">A 参考・・・H20(A) H21(A) H22(A) H23(A) H24(A)</p>
<p>■ 評価結果の説明</p>	<p>地方公共団体との連携については、下記のように地方公共団体と緊密かつきめ細かい連携を図ってきた結果、各々の事業が滞りなく最後まで実施出来たことから、「目標を十分達成」と認められる。</p>

① 都道府県実務担当者会議の開催

都道府県の実務担当者に対し、基金の事業についての理解を深めるとともに、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として都道府県実務担当者会議を開催し、都道府県の担当者 64 名が出席した。

② 地方公共団体の広報誌への掲載依頼

地方公共団体に対して、特別記念事業及び特別給付金支給事業について、各地方公共団体の広報誌への掲載について依頼した。

・特別記念事業（3回）、特別給付金支給事業（3回）

③ 平成 22 年 10 月、特別給付金支給事業の実施に際し、地方公共団体に対して法律の概要、Q & A 等を送付し、協力を要請した。

また、特別給付金の請求受付終了に伴い、地方公共団体等に対し、平成 24 年 3 月 31 日をもって特別給付金の請求受付が終了した旨を通知するとともに、ポスター掲示及び地方公共団体等広報誌・ホームページへの掲載のお礼とその廃棄等について依頼した。

さらに、特別給付金支給事業終了に際し、都道府県に特別給付金支給事業に関する協力に対し、お礼とともに事業が終了した旨を通知した。

④ 特別慰労品の審査に当たっては、戦後強制抑留の事実（軍歴等により入ソの事実）の確認等に関する資料を保管する都道府県に照会し、11,070 件について特別慰労品の審査に必要な事項の確認がとれた。また、特別給付金の審査に当たっては、陸軍関係の兵籍簿等の書類を保管している都道府県に照会し、1,256 件について軍歴等を確認することができた。

⑤ 地方公共団体窓口との直接的連携

特別給付金支給事業においては、地方公共団体の窓口で特別給付金の申請に係る相談に来るケースについて、窓口担当者を介して申請者の相談に応じるなど地方公共団体の窓口と直接、連携協力を図った。

⑥ 地方公共団体の自発的協力

地方公共団体が保有する情報及び基金から提供した情報により、当該団体に居住する特別給付金の未請求者に対し、自発的に請求案内を行った地方公共団体もあった。

⑦ 地方公共団体への協力

都道府県からの恩給の請求指導のため特別給付金認定者名簿の提供依頼に対応した。

「必要性」 特別記念事業及び特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体等に広報等の協力を依頼したり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは必要な手段である。

「効率性」 特別記念事業及び特別給付金支給事業の実施に当たって、戦後強制抑留者等関係者の身近にある地方公共団体等に情報を提供したり、広報を依頼すること、軍歴等の確認の作業を陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会を要請することは効率的な施策である。

「有効性」 特別記念事業及び特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体等に情報提供や広報依頼を行ったり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書等の確認事務を要請することは有効な施策である。

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項</p>
<p>■中期目標の記載事項 (4) 全国の関係資料館とのネットワーク化を推進する。  ※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項 (4) 関係資料館との連携 基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努める。  ※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項 (4) 関係資料館との連携</p>	<p>関係資料館との連携については、「全国14の資料館との連携に努める」との目標に対し、各資料館の入館者増の施策について情報交換を行ったこと、舞鶴引揚記念館でフォーラムを開催したこと、沖縄県平和祈念資料館の「企画展示室」で特別企画展を開催したこと、呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）で平和祈念展を開催したことなどにより、関係資料館との連携を図った。</p> <p>関係資料館との主な連携等の状況については次のとおりである。</p> <p>(1) 関係資料館との情報交換</p> <p>① 各資料館とのこれまでの協力関係を有効に活用し、平成20年度、「沖縄県平和祈念資料館」、「知覧特攻平和会館」、「樺太関係資料館」、「仙台市戦災復興記念館」、「大阪国際平和センター」、「堺市立平和と人権資料館」の6資料館に出向き、入館者増の施策状況について情報交換を行った。 他の資料館についても、メールで同様の調査を実施した。</p> <p>② ①により入手した情報を、平和祈念展示資料館の運営の参考とした。</p> <p>(2) 関係資料館におけるフォーラム等の実施</p> <p>① 舞鶴引揚記念館及び舞鶴市から「舞鶴引揚記念館20周年記念事業」の開催において、基金に協力要請があったことから、20年度のフォーラムを舞鶴市で開催することとし、同館と連携を図り平成20年9月6日に「フォーラム2008 平和祈念講演『平和の願いを語り継ごう』」を開催した。</p> <p>② 基金側からの働きかけにより沖縄県平和祈念資料館の積極的な協力を得て、同資料館において、平成21年5月14日～24日にかけて、シベリア抑留と中国引き揚げをテーマにした絵画と漫画の「特別企画展」を開催した。</p> <p>③ 神戸市での地方展示会がインフルエンザのため中止とせざるを得なかったため、改めて広島県呉市海事歴史科学館（大和ミュージ</p>





以上のことから、「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と認められる。

「必要性」 外国の関係機関から収集した資料を展示場で使用できる契約を締結する上で、法人が外国の関係機関との協力関係を引き続き維持することは必要である。

「効率性」 ロシア連邦の公的機関等が保有する関係資料の収集等に当たっては、協力関係が効率的に構築されると認められる。

「有効性」 外国に所在する目的が類似する資料館等との情報交換等の相互協力も、労苦の実態解明等に有効な施策と認められる。

## 第 2 期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成 20 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

中期計画の該当事項	第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項
<b>■中期目標の記載事項</b>	
<p>(6) 基金の解散に向けた業務の整理を計画的に実施する。また、整理合理化計画に基づき、解散に伴う職員の雇用問題について適切に対処する。</p> <p>※当初の第 2 期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<b>■中期計画の記載事項</b>	
<p>(6) 職員の雇用問題 基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。</p> <p>（参考：当初の第 2 期中期計画）</p> <p>(6) 職員の雇用問題 基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。</p>	
<b>■平成 20 事業年度から平成 24 事業年度までの 5 年間における小項目ごとの実施結果</b>	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項 (6) 職員の雇用問題	<p>職員の雇用問題については、「関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う」との目標に対し、平成 20 年度に関係機関に対して働きかけを行ったものの、基金独自に採用した職員 1 人は、平成 20 年度末で自主退職したため、雇用確保の働きかけを行う対象者がいなくなつた。</p>
<b>■ 当該項目の評価</b> (A A～D)	<b>B</b> 参考・・・H20 (B)    H21 (－)    H22 (－)    H23 (－)    H24 (－)
<b>■ 評価結果の説明</b>	
<p>職員の雇用問題については、平成 20 年度に関係機関に対して働きかけを行ったものの、基金独自に採用した職員 1 人は、平成 20 年度末で自主退職したため、雇用確保の働きかけを行う対象者がいなくなり、平成 21 年度以降は評価に馴染まなくなったことから、「目標を概ね達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 基金解散に伴う職員の雇用問題について、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、関係省庁に対して雇用確保の働きかけを行うことは、職員が安心して職務に専念することができるようにすることは、法人の施策としても必要である。</p> <p>「効率性」 基金解散に伴う職員の雇用問題について、関係省庁に雇用確保の働きかけを行うことは、効率的な働きかけである。</p> <p>「有効性」 独自採用の経験に乏しい法人が、関係省庁に雇用確保の働きかけを行うことは、有効な手段である。</p>	





令、閣議決定、基金事業に係る規程等)のほか、中期目標等に係る事業の実績報告等を纏めたものとし、原案作成作業を行った。

さらに、決裁後はホームページに掲載するとともに、国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業」による保存措置を講じた。

以上のことから「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を整理し、後世に伝えることは必要な施策である。

「効率性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を基金記録史として整理し、基金のホームページに掲載することは、広く国民に周知する手段として効率的である。

「有効性」 基金の解散に向けて、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者に対する国の施策の記録と基金が行ってきた慰藉事業の実績を逐次整理しておくことは、後世に記録を引き継ぎ、日本の戦後処理の体系的な位置付けを実証的に明らかにする上で有効な手法である。

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

中期計画の該当事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項
<b>■中期目標の記載事項</b> ※中期目標には「書状贈呈事業及び特別記念事業の認定原議の電子化」の記載無し。	
<b>■中期計画の記載事項</b> 記載なし（年度計画のみ）  [平成21年度計画] 第2の5（7） 書状贈呈事業及び特別記念事業の認定原議の電子化 基金の解散に伴い、書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議を国に引き継ぐため、CD-R化を行う。 [平成22年度計画] 平成22年度計画には記載が無いが、平成22年度評価調書の達成目標において、「基金の解散に伴い、書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議等を国に移管する作業を着実に 行う。」を（ ）書きしている。	
<b>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</b>	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 7 その他の重点事項 (8) 書状贈呈事業及び特別記念事業の認定原議の電子化、移管作業	<b>(参考)</b>  書状贈呈事業及び特別記念事業の認定原議の電子化及び国への移管については、総務省と調整した結果、認定原議のCD-R化は行わず、文書整理を行い、認定原議（現物）のリストを作成した上で、申請書等の現物を総務省指定の倉庫に移管収納した。（平成22年3月） なお、当該認定原議が公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に規定する「歴史公文書等」に該当するか否かについて、総務省を通じ、独立行政法人国立公文書館に助言を求めたところ、「歴史資料として重要な公文書その他の文書に当たると考えられる」との助言を得たことから、これらの法人文書については、国立公文書館に移管することとなった。
<b>■ 当該項目の評価</b> (AA～D)	— 参考・・・H20(－) H21(－) H22(－) H23(－) H24(－)
<b>■ 評価結果の説明</b> <b>(参考)</b> 当該項目は中期目標・中期計画に明示的に規定がないが、年度計画は中期計画に基づくものであること、年度計画の基となる中期計画は中期目標を達成するためのものであることを踏まえると、当該項目は当然に中期目標第3の7「その他の重要事項」に含まれるものである。 書状贈呈事業及び特別記念事業の認定原議の電子化及び国への移管については、総務省と調整した結果当初予定を変更し、認定原議のCD-R化は行わず、文書整理を行い、認定原議（現物）のリストを作成した上で、申請書等の現物を総務省指定の倉庫に移管収納したことから、本件については評価になじまない。 なお、CD-R化は行わなかったものの、基金職員が自ら認定原議のリストを作成し、整理したことは、経費の節減をしつつ代替措置も完了しており、「目標を十分達成した」という評価に相当する活動であったと思われる。	

「必要性」 —  
「効率性」 —  
「有効性」 —

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

中期計画の該当事項	第4 予算、収支計画及び資金計画																		
<p>■中期目標の記載事項</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 運用資金を適切に運用して自己収入の確保に努め、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>																			
<p>■中期計画の記載事項</p> <p>運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。 予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。</p> <p>※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>																			
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>																			
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）																		
第4 予算、収支計画及び資金計画	<p>「運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める」との目標に対しては、「運用方針」（平成15年10月理事長決定）等に基づき、運用資金を以下のとおり適正に管理・運用し運用収入の確保に努めた結果、各年度において確実に予算額とほぼ同程度の運用収入を確保することが出来た。</p> <p>また、平成20年10月から、割引短期国債等より利率面で有利になった譲渡性預金での短期運用を新たに開始するなどきめ細かい資金運用を行うことにより、低金利の状況下においても運用収入の上積みを図った。</p> <p>なお、内部統制及びガバナンスの観点から、運用収入や予算執行の実績を役員会に報告し、了承を得ている。</p> <p>（1）運用資金の管理・運用 運用収入の予算・実績 <span style="float:right;">（単位：百万円）</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td> <td>495</td> <td>407</td> <td>153</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>実 績 額</td> <td>483</td> <td>411</td> <td>167</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）実績額は現金ベース</p> <p>① 管理面 金融機関から残高証明を徴する（月1回）とともに、出納命令役及び財務担当職員で照合、確認といった内部牽制を実施し、適正に管理した。</p> <p>② 運用面 利息収入は金利動向に左右されるものではあるが、可能な限り運用収入を得るため、取得可能な範囲で経済新聞や証券会社等からの最新の金融情報を活用して、金融経済情勢等を収集・把握し、時系列のデータを作成するなどして運用時の判断材料とした。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	予 算 額	495	407	153	2	2	実 績 額	483	411	167	2	1
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度														
予 算 額	495	407	153	2	2														
実 績 額	483	411	167	2	1														

・政府出資金は、平成 22 年 9 月まで 200 億円であったが、特別給付金に充てるため取崩しを行った結果、平成 23 年 3 月末に 1 億円に減少した。このため、平成 23 年度以降は、政府出資金 1 億円と特別準備金のうち、直ちに支払いに充当されない資金を効率的に運用した。

・特別準備金については、有価証券で運用するとともに、特別給付金の支給状況を勘案しつつ有価証券の売却を行った。

また、売却後に直ちに支払いに充当されない部分については預入額と運用期間を定め、複数の証券会社等に引き合いを出し、その時点で最も高い利率を提示した社に預入を行った。(平成 23 年度に 576 百万円、平成 24 年度に 502 百万円の売却・運用収入)

・内部統制・ガバナンスの観点から、役員会の場で平成 22 年度までは四半期ごとに政府出資金の運用について、平成 23 年度以降は第 1、第 2 四半期の終了月、第 3 四半期以降は各月ごとに予算執行実績についてそれぞれ報告を行い、了承を得ている。

(2) 予算、収支計画及び資金計画等

(単位：百万円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
運営費交付金	750	698	354	—	—
運営費交付金債務	7	145	76	—	—
執行率	99.1%	79.2%	78.5%	—	—
当期総利益	251	140	43	3	—
利益剰余金累計	481	621	664	667	409
当期総損失	—	—	—	—	28

注 1) 平成 23 年度以降、運営費交付金の予算措置無し

注 2) 利益剰余金については、独立行政法人通則法第 44 条第 1 項本文の規定に基づき、全て積立金として整理

・基金は、建物、土地等の実物資産及び知的財産等は有していない。

・基金が当初平成 22 年 9 月末までに解散予定であったこと、また、業務目標を一定程度達成していることなどから、目的積立金は申請しなかった。

・当期総利益の発生要因としては、人件費の抑制、予算執行時の節約努力、一般競争入札の徹底等による運営費交付金の収益化が主なものである。

・平成 21、22 年度において運営費交付金の執行率が 80%未満であったが、これは慰藉事業の交通広告の見直し等による経費の合理化及び一般競争入札の徹底並びに事務体制の見直しによる人件費の抑制等により削減した結果によるものである。

・平成 23 年度の事務費は、677 百万円（当初予算額）を見込んでいたが、費用のかからない広報の実施等に努めた結果、431 百万円（執行実績額）まで圧縮した。また、平成 24 年度は 310 百万円（予算額）の見込みに対し、特別給付金支給事業の終了に伴い、消耗品等の購入中止や事務・事業の外部への委託を都道府県に委託する「入ソ調査」等の委託せざるを得ないものに限定するなどの効率的執行に努めた結果、310 百万円（執行見込額）となった。

・監査法人の監査報告書においては、財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案及び損失処理案も法令に適合しているとされている。

	<p>・人件費は、平成 18 事業年度以降、平成 22 年 9 月までの 4 年 6 月間において 4.5%以上削減し、平成 22 年度（通年ベース、9 月までの 6 ヶ月分×2）の人件費は 140 百万円であり、基準年度である平成 17 年度の人件費 197 百万円と比較し、57 百万円の減額、率にして 28.9%の削減となっており、目標を大幅に上回る削減を達成している。</p> <p>平成 17 年度（基準年度） 196,690 千円  平成 20 年度 180,590 千円  平成 21 年度 166,409 千円  平成 22 年度 144,286 千円  平成 23 年度 144,619 千円  平成 24 年度 100,767 千円</p> <p>(3) 不要財産の国庫納付について</p> <p>・解散前の事前納付</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日までに法人を解散し、その資産及び債務を国に承継することとされていることから、重要な財産であって将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるもの（不要財産）について、解散前に国庫納付を行うこととし、納付予定額や納付予定時期等について総務省と綿密に調整を図った上、4,450 百万円について、平成 24 年 12 月 20 日に国庫納付に係る認可申請を総務大臣へ行い、平成 25 年 2 月 8 日に国庫納付した。</p> <p>・平成 25 年 2 月 8 日に 4,450 百万円を国庫納付したことにより、当期総損失 28 百万円が発生した。これは、今回の国庫納付の対象となっている運営費交付金収益の一部が平成 23 年度までの積立金等の中に含有されているものの、今期決算において積立金を取崩しできないため（積立金の取崩処理ができるのは翌年度以降になるため）に発生したものである。</p> <p>・監事の意見については、平成 25 年 1 月、2 月及び 3 月の役員会で国庫納付について報告を行い、最終的に平成 25 年 3 月 25 日口頭により了解をいただいた。</p>
<p>■ 当該項目の評価 (A A~D)</p>	<p>A 参考・・・H20 (A) H21 (A) H22 (A) H23 (A) H24 (A)</p>
<p>■ 評価結果の説明</p>	<p>予算、収支計画等については、「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>(1) 運用資金の管理・運用</p> <p>「運用方針」等に基づき、運用資金を下記のとおり適正に管理・運用し運用収入の確保に努めた結果、各年度において確実に予算額とほぼ同程度の運用収入を確保することが出来た。</p> <p>また、平成 20 年 10 月から、割引短期国債等より利率面で有利になった譲渡性預金での短期運用を新たに開始するなどきめ細かい資金運用を行うことにより、低金利の状況下においても運用収入の上積みを図った。</p> <p>(2) 予算、収支計画及び資金計画等</p> <p>・人件費の抑制、予算執行時の節約努力、一般競争入札の徹底等による運営費交付金の収益化により当期総利益を計上した（～23 年度）。</p>

- ・事務費について、平成 23 年度は、費用のかからない広報の実施等に努めた結果圧縮できた。また、平成 24 年度は、特別給付金支給事業の終了に伴い、消耗品等の購入中止や事務・事業の外部への委託を都道府県に委託する「入ソ調査」等の委託せざるを得ないものに限定するなどの効率的執行に努めた。
- ・監査法人の監査報告書においては、財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案及び損失処理案も法令に適合しているとされている。
- ・人件費は、平成 18 事業年度以降、平成 22 年 9 月までの 4 年 6 月間において 4.5%以上削減し、平成 22 年度の人件費は 140 百万円であり、基準年度である平成 17 年度の人件費 197 百万円と比較し、57 百万円の減額、率にして 28.9%の削減となっており、目標を大幅に上回る削減を達成した。

### (3) 不要財産の国庫納付について

平成 25 年 4 月 1 日までに法人を解散し、その資産及び債務を国に承継することとされていることから、重要な財産であって将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるもの（不要財産）について、解散前に国庫納付を行うこととし、納付予定額や納付予定時期等について総務省と綿密に調整を図った上、4,450 百万円について、平成 24 年 12 月 20 日に国庫納付に係る認可申請を総務大臣へ行い、平成 25 年 2 月 8 日に国庫納付した。

「必要性」 政府から出資され、法人の業務運営に必要な経費の財源である基金の出資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等により健全な管理・運用を行うこと、適切な予算執行管理を行うことは、必要なことである。また、平成 22 年 10 月以降は特別準備金として、特別給付金事業に充てる財源であり、資金化に当たっては、同様の財務管理に努める必要がある。

「効率性」 資金の安全確実な管理・運用を行うために内部牽制等を実施していること、また、予算の執行実績について定期的に役員会で報告を行っていることは、効率的と判断できる。

「有効性」 資金の適正な管理・運用及び適切な予算管理は、法人の業務運営に必要なものであることから、内部牽制等により健全な管理・運用を行うこと、また、役員会を通じて適切な予算管理を行うことは有効な施策と認められる。

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

中期計画の該当事項	第5 短期借入金の限度額 第6 重要な財産の処分等に関する計画 第7 剰余金の使途
<b>■中期目標の記載事項</b>	
※中期計画の「短期借入金の限度額」に対応する中期目標項目無し。 ※中期計画の「重要な財産の処分等に関する計画」に対応する中期目標項目無し。 ※中期計画の「剰余金の使途」に対応する中期目標項目無し。	
<b>■中期計画の記載事項</b>	
第5 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が増える理由は運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。 第6 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。 第7 剰余金の使途 1 特別企画展等の充実    2 入館者サービス、情報提供の質的向上のための整備の充実    3 関係資料の充実    4 調査研究の充実    5 広報の充実  ※「第9 経過規定」の「2 第3の7（（3）を除く）、第5、第7及び第8の3（2）については、平成22年10月以降、適用しない。」に基づき、平成22年10月以降、「第5 短期借入金の限度額」及び「第7 剰余金の使途」については該当しない。 ※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。	
<b>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</b>	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
・短期借入金の限度額  ・重要な財産の処分等に関する計画  ・剰余金の使途	※借入の実績はない。  ※重要な財産の処分等はない。  ※剰余金使用の実績はない。 （独立行政法人通則法第44条第1項本文の規定に基づき、全て積立金として整理。）
<b>■ 当該項目の評価</b> （AA～D）	参考・・・H20（－） H21（－） H22（－） H23（－） H24（－）
<b>■ 評価結果の説明</b>	
これらの項目については、該当がなく評価になじまないということで年度評価を行わなかったものであり、今回も評価を行わない。 ・短期借入金の限度額については、短期借入の実績がなく評価になじまない。 ・重要な財産の処分等に関する計画については、重要な財産の処分等がなく評価になじまない。 ・剰余金の使途については、剰余金使用の実績がなく評価になじまない。	



「必要性」 —  
「効率性」 —  
「有効性」 —

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画				
<b>■中期目標の記載事項</b> ※中期計画の「施設及び設備に関する計画」に対応する中期目標項目無し。					
<b>■中期計画の記載事項</b> 施設及び設備に関する計画はない。  ※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。					
<b>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</b>					
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）				
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画	・当該項目については、該当がない。				
<b>■ 当該項目の評価（AA～D）</b>	—	参考・・・H20（－）	H21（－）	H22（－）	H23（－） H24（－）
<b>■ 評価結果の説明</b> 該当がなく、評価になじまない。  「必要性」 — 「効率性」 — 「有効性」 —					

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 人事に関する計画</p>
<p>■中期目標の記載事項 ※中期計画の「人事に関する計画」に対応する中期目標項目無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部事務を遂行する。  ※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>
<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 人事に関する計画</p>	<p>人事に関する計画に関しては、「研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることにより、適切な内部事務を遂行する」との目標に対し、個々の職員の業務遂行上の能力を向上させるとともに積極的に知識や最新情報を修得させ、意識向上を図るため、機会を捉えて外部機関の主催による研修に職員を派遣した。</p> <p>また、外部研修の内容については、供覧により職員全員に周知させ、知識の共有を図ったことにより、職員の能力開発が促進された。</p> <p>なお、平成23年度及び平成24年度の外部研修の選定基準は、職員が少数ということもあり、本人の啓発のための研修より研修内容が現在の基金の業務に必要な内容であるか、本人が同様の研修を受けていないかに着目して判断した。</p> <p>更に、平成23年度以降は毎年2回、全職員等（非常勤職員を含む。）を対象にCIO補佐官による情報セキュリティ研修の実施及び平成23年度には、全職員を対象として、弁護士によるセクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する講演の開催、平成24年度には、基金業務に関連する情報に関する勉強会の実施など、内部研修についても積極的に実施した。</p> <p>これら研修等の実施により、個人情報の適切な管理、監督事務等の重要性について職員の意識向上が図られ、適切に内部事務が遂行された。</p> <p>なお、平成22年度以降の年度計画に規定していない理由は、当初の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年法律第119号。以下「基金廃止法」という。）の規定により半年後の廃止が目前で、平成22年度の年度計画では研修の実施等を通じての成果があまり見込まれないこと等から、規定しなかった。</p> <p>また、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の成立により、基金廃止法が改正となり、基金は最長平成25年3月末まで存続することとなったが、事業は特別給付金支給事業のみとなり、適切、的確な内部事務を遂行するために、特に各年度ごとに計画的に研修を行わなくても支障が出ないとの認識から、平成22年度の年度計画の変更をしなかったものであるが、平成23・24年度の年度計画策定時にも状況の変化はなく、その都度個別の必要性を判断して外部研修、内部研修等を実施することとしたものである。</p> <p>主な外部研修の実績は次のとおりである。</p> <p>【平成20年度】</p>

研 修 名	主 催
新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社
防火管理講習	東京消防庁
情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会	総務省関東管区行政評価局
関東地区行政管理・評価セミナー	総務省関東管区行政評価局
ビジネスアソシエ経営セミナー（福利厚生施策）	NTTビジネスアソシエ
内部統制実務セミナー	新日本有限責任監査法人
人事労務セミナー	株式会社フォーブレーション
【平成 21 年度】	
研 修 名	主 催
新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社
情報公開・個人情報保護制度の運営及び文書等の管理に関する研修会	総務省関東管区行政評価局
防火・防災管理講習	東京消防庁
平成 2 1 年度公文書館等職員研修会	独立行政法人国立公文書館（新規）
第 2 8 回政府出資法人等内部監査講習会	会計検査院（新規）
国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム	人事院関東事務局
情報公開・個人情報保護事例研修会	内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局
財務担当研修（3級商簿講義）	TAC株式会社（新規）
【平成 22 年度】	
研 修 名	主 催
第 45 回予算編成支援システム研修	財務省主計局
防火・防災管理講習	東京消防庁
財務担当研修（3級商簿講義）	TAC株式会社
【平成 23 年度】	
研 修 名	主 催

	平成 23 年度公文書管理研修Ⅱ（第 2 回）	独立行政法人国立公文書館（新規）	
	平成 23 年度評価・監査中央セミナー	総務省行政評価局	
	【平成 24 年度】		
	研 修 名	主 催	
	情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会	総務省関東管区行政評価局（新規）	
	平成 24 年度公文書管理研修Ⅰ（第 2 回）	独立行政法人国立公文書館（新規）	
■ 当該項目の評価 （AA～D）	<b>B</b>	参考・・・H20（A） H21（A） H22（一）	H23（A） H24（B）
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>人事に関する計画については、個々の職員の業務遂行上の能力を向上させるとともに積極的に知識や最新情報を修得させ、意識向上を図るため、機会を捉えて外部機関の主催による研修に職員を派遣した。</p> <p>また、外部研修の内容については、供覧により職員全員に周知させ、知識の共有を図ったことにより、職員の能力開発が促進された。</p> <p>しかしながら、23 年度計画及び 24 年度計画に記載しておらず、中期目標及び中期計画の内容が年度計画に的確に反映されているとは言えない。また、研修等には参加させているものの、例えば 24 事業年度に開催した勉強会と解散との関係が明確ではないなど、研修の選定基準等が適当であったとは必ずしも言えない。これらのことから「目標を概ね達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることは、適切な内部事務の遂行のために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることは、適切な内部事務を遂行するための効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 職員に研修等を受講させることは、職員の資質の向上と能力開発の推進と意識向上を図る上で有効な手段である。</p>			

**第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）**

中期計画の該当事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項									
■中期目標の記載事項										
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>										
■中期計画の記載事項										
<p>(1) 環境対策</p> <p>環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。</p> <p>※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>										
■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果										
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）									
<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>3 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 環境対策</p>	<p>環境対策については、「環境に与える影響に配慮した業務運営を行う」との目標に対し、国が毎年策定する「環境物品等の調達推進に関する基本方針」及び基金が毎年度策定・公表している「環境物品等の調達推進を図るための方針」（以下、「環境方針」という。）に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進するとともに、役職員の日常業務における経常的な節電、ペーパーレス化、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを着実に実施している。</p> <p>主な環境対策の実施状況等については次のとおりである。</p> <p>(1) 環境に配慮した物品及びサービスの調達推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達目標を100%とした環境方針を策定し、ホームページに掲載。</li> <li>・ 環境方針に基づき、役職員に対し、環境に配慮した物品及びサービスの調達についての理解を求め、周知を徹底。継続的な環境に配慮した製品の使用を心がけ、上記環境方針に定められた品目数、基金が各年度に調達した品目数は以下のとおりであり、これらの品目については、100%環境方針に定められたリサイクル品により調達した。（例：封筒は古紙パルプ使用率40%以上使用のリサイクル品を100%調達 等）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="602 1717 1412 1915"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>環境方針に定められた品目数</th> <th>基金が各年度に調達した品目数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>144</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>144</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	環境方針に定められた品目数	基金が各年度に調達した品目数	20	144	39	21	144	38
年 度	環境方針に定められた品目数	基金が各年度に調達した品目数								
20	144	39								
21	144	38								

	<table border="1"> <tr> <td>22</td> <td>167</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>160</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>160</td> <td>12</td> </tr> </table>	22	167	38	23	160	25	24	160	12
22	167	38								
23	160	25								
24	160	12								
	<p>(2) 環境に対する日常的な取組 環境方針に基づき、節電、LANの活用・両面コピーの促進によるペーパーレス化、廃棄物の分別収集等を推進。</p> <p>(3) 東日本大震災後の更なる徹底的な節電対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年3月から使用電力の節電を強化し、電力使用量の増える夏場においても計画に沿った20%削減を達成。(庁舎管理庁である総務省統計局で総務省第2庁舎の電力量を測定)</li> <li>・基金で定めた節電対策の取組状況(平成23年度6月～) 統計局から第2庁舎の電力使用量を入手し、基金の役職員に周知することにより、役職員の節電に対する意識を喚起し、節電の取組を強化。(例：事務室蛍光灯の1/2以上の消灯、昼休み時間の完全消灯)</li> </ul>									
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A	参考・・・H20(A) H21(A) H22(A) H23(A) H24(A)								
■ 評価結果の説明	<p>環境対策については、国が毎年策定する「環境物品等の調達に関する基本方針」及び基金が毎年度策定・公表している環境方針に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進するとともに、役職員の日常業務における経常的な節電、ペーパーレス化、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取組を着実に実施した。</p> <p>また、東日本大震災後においては、さらに徹底した節電対策を実施した。</p> <p>これらのことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明し、環境に常に配慮して業務を運営することは必要である。</p> <p>「効率性」 「環境方針」を表明して限られた資源を有効活用し、環境物品等を調達する際に実践することは環境対策として効率的である。</p> <p>「有効性」 基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明し、実践することは、限られた資源を有効活用するために有効な施策である。</p>									

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項</p>
<p>■中期目標の記載事項</p> <p>2 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。</p> <p>※「第6 経過規定」の「2 第3の7及び第5の2については、平成22年10月以降、適用しない。」に基づき、平成22年10月以降、資料館の危機管理についての該当業務は実施しない。 ※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p> <p>(2) 危機管理 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。</p> <p>※「第9 経過規定」の「2 第3の7（(3)を除く）、第5、第7及び第8の3（2）については、平成22年10月以降、適用しない。」に基づき、平成22年10月以降、資料館の危機管理についての該当業務は実施しない。 ※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>
<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項 (2) 危機管理</p>	<p>資料館における危機管理については、「危機管理体制の整備を行う」との目標に対し、新宿住友ビル全館の訓練に合わせ、平成15年10月策定の危機対応マニュアル等に基づく一般電話を利用した通報訓練、避難訓練の実施及び職員の危機管理意識の向上を図った。</p> <p>また、総務省第二庁舎では、庁舎の自衛消防隊が設置され、その中で、通報連絡係、初期消火班、誘導班、避難器具班、防護措置班を担当し、災害時に対応することとしている。</p> <p>主な危機管理体制の整備状況等は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料館が入居している新宿住友ビルの防火防災訓練及び防火研修会に参加し、平成15年10月策定の資料館の危機対応マニュアル等に沿った通報訓練、情報伝達訓練、避難訓練を実施した。発生時に速やかに行動できるよう災害時における個々の役割分担を確認したことにより、危機管理に関し、職員の意識の向上が図られた。（平成20～平成22年度）</li> <li>・資料館の日常的な危機管理対策については、担当副参事を資料館に常駐させ職員の指導監督に当たった。（平成20～平成22年度）</li> </ul> <p>また、理事長・理事・事業部長が資料館を訪れた際には、来館者への安全誘導などの注意喚起を行い、職員の危機管理意識の徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金が入居している総務省第二庁舎における危機管理は、「防火管理規程」に基づき自衛消防隊が設置されており、その中で基金職員も、通報連絡係、初期消火班、誘導班、避難器具班、防護措置班などを適宜担当し、災害時に対応することとしている。（毎年度）</li> </ul> <p>また、毎年6月と12月に火災予防及び地震時における出火防止の徹底を期するための点検検査を実施しており、危機管理体制の充実及び職員の意識の向上を図っている。</p>



	<p>平成 23 年 3 月の東日本大震災時には、誘導班誘導のもと緊急避難場所へ速やかに避難した。</p> <p>さらに、震災後には、緊急連絡網の再確認を行うとともに、自衛消防隊の業務及び職員等の避難経路の案内等を室内に掲示して、基金内の安全管理の徹底を図った。</p> <p>なお、平成 23 年度以降、年度計画を策定していない。</p>
<p>■ 当該項目の評価 (A A～D)</p>	<p>A 参考・・・H20 (A) H21 (A) H22 (A) H23 (－) H24 (－)</p>
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>資料館における危機管理については、住友ビル全館の訓練に合わせ、平成 15 年 10 月策定の危機対応マニュアル等に基づく一般電話を利用した通報訓練、避難訓練の実施及び職員の危機管理意識の向上を図った。</p> <p>また、総務省第二庁舎では、庁舎の自衛消防隊が設置され、その中で、通報連絡係、初期消火班、誘導班、避難器具班、防護措置班を担当し、災害時に対応することとした。</p> <p>平成 23 年 3 月の東日本大震災時には、誘導班誘導のもと緊急避難場所へ速やかに避難し、震災後には、緊急連絡網の再確認を行うとともに、自衛消防隊の業務及び職員等の避難経路の案内等を室内に掲示して、基金内の安全管理の徹底を図った。</p> <p>これらのことから「目標を十分達成」したと認められる。</p> <p>「必要性」 資料館には不特定多数の者が入館することから、予期しない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、各職員の役割分担を確認しておく等の危機管理の充実及び職員意識の向上を図ることは必要である。</p> <p>「効率性」 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、日頃から危機管理の意識を高めておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的である。</p> <p>「有効性」 資料館には不特定多数の者が入館することから、予期しない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、各職員の役割分担を確認しておく等により危機管理体制を充実し、職員意識を向上させておくことは災害発生時の被害を最小化するために有効な施策である。</p>	

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項</p>
<p>■中期目標の記載事項</p> <p>3 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p> <p>(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。</p> <p>※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>
<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項 (3) 職場環境</p>	<p>職場環境については、「メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う」との目標に対し、メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止に関する指針の職員への周知及び女性相談員の設置、人事院作成のメンタルヘルスのためのガイドブックを役職員に供覧周知、人権等への適切な対応及び女性に配慮した職場環境の形成等についての弁護士講演を行うなど、適切な職場環境の形成を図った。</p> <p>主な職場環境の形成状況等については次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルスについて、平成21年7月に人事院が国家公務員向けに作成・配布したメンタルヘルスのためのガイドブックを人事院ホームページよりダウンロードし、役職員に供覧周知し、職員の健康管理対策を図った。（平成21年度以降毎年度）</li> <li>・平成23年2月1日の連絡会議で参事以上の職員に対し、部下のメンタルヘルスについて十分留意して対応するように要請を行った。</li> <li>・セクシャルハラスメントについての相談員として、総務部長のほかに女性相談員2名（女性相談員は平成22年度に1名増員）を指定し、職員が相談しやすいように配慮した。なお、平成24年12月に内閣府が公表した「独立行政法人等女性参画状況調査」の結果で、ポジティブ・アクションの取組事例として取り上げられた。</li> <li>・「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止の取り組みについて」に係る会議を開催（平成22年度～）し、相談体制の再整備や職員への周知などの取組を実施して管理の徹底、配慮に努めた。</li> <li>・役職員の意識の向上を図ることを目的に新企画として、平成23年11月22日に「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止について」と題して、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成等について、基金の全役職員に対して弁護士による講演を実施した。また、同日に「メンタルヘルスケア対策」会議を開催し、メンタルヘルスの基本的な考え方として心の健康問題の特性、人事労務管理との関係、個人情報保護への配慮等の説明を行い、関係図書が総務担当にある旨を全役職員に通知した。（平成22年度以降毎年度実施）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメントの防止に関する指針の職員への周知をするなどの取組により、相談窓口に寄せられた相談、苦情等は無かった。(毎年度徹底、全ての年度で相談、苦情は無し。)</li> <li>・定期健康診断については、職員に対して検査費用を基金が補助して実施しており、人間ドックの受診を選択した者を含め、100%の受診率となっている。(毎年度)</li> </ul>
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p style="text-align: center;">A <span style="float: right;">参考・・・H20(A) H21(B) H22(A) H23(A) H24(A)</span></p>
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>職場環境については、平成21年度の一時期において、更なる充実を図る余地が見られたものの、平成22年度においては改善を図ったほか、メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止に関する指針の職員への周知及び女性相談員の設置、人事院作成のメンタルヘルスのためのガイドブックを役職員に供覧周知、人権等への適切な対応及び女性に配慮した職場環境の形成等についての弁護士講演を行うなど、適切な職場環境の形成を図ったことから、第2期中期目標期間全体では「目標を十分達成」したものと認められる。</p> <p>「必要性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のためにも必要な施策である。</p> <p>「効率性」 メンタルヘルス、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止の取組について、一層の配慮に努め、役職員に周知することは、問題発生を未然に防ぐ措置として効率的である。</p> <p>「有効性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のためにも有効な施策である。</p>	

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

<p>中期計画の該当事項</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項</p>
<p>■中期目標の記載事項</p> <p>4 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。</p> <p>※当初の第2期中期目標：内容については変更無し。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p> <p>(4) 内部統制・ガバナンス強化 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。</p> <p>※当初の第2期中期計画：内容については変更無し。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
<p>小項目</p>	<p>達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）</p>
<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 その他業務運営に関する事項 (4) 内部統制・ガバナンス強化</p>	<p>内部統制・ガバナンス強化については、「内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する」との目標に対しては、役員会への監事の積極的な参加による監視機能強化、理事長のマネジメント・リーダーシップを発揮するための環境・体制の確立、業務の進捗管理をPDCAサイクルにより行い、目標達成のためのリスク管理体制の強化、職員の内部統制に係る研修への参加による職員への意識向上や情報共有、保有する個人情報管理の強化対策の推進、t o d o リストによる適切な進行管理の実施、監査方針に基づく定期監事監査などの実施による監事による監査の強化などにより、内部統制・ガバナンス強化に向けた体制の整備等を図った。</p> <p>また、理事長が主宰する役員会、理事会（構成員は理事長、理事、部長及び担当参事（又は副参事））、連絡会議を開催するとともに、特に、特別給付金支給業務については、理事長の発想に基づく「発生した問題は、その日のうちに解決する。」とする問題即決型手法のもと、平成22年11月18日から平成23年3月末日までは毎日、事務処理が落ち着いてからは週1回、連絡会と併せて、特別給付金支給事業の進行管理を行う全体会議を業務の進捗に応じて適切に開催して組織一丸となって対処するなどして、内部統制・ガバナンスの強化を図り、事業の進捗を確実なものとした。（毎年度、全体会議は22年度以降開催で、最終平成24年7月30日）</p> <p>主な内部統制・ガバナンス強化策については次のとおりである。</p> <p>【平成20年度～平成22年度（継続して実施または新規に体制を整備）】</p> <p>① 監事による監視機能の強化 監事が出席する役員会において、随意契約の状況（毎月）、資金運用状況（四半期毎）、予算執行見込み（四半期毎）等についての報告を行い、監事からの質疑に適切に対応し、毎回了承を得た。</p> <p>② 理事長によるきめ細やかな組織内の状況把握等 組織規模が比較的小さいことから、普段から現場と管理職との行き来を頻繁にし、現場の声に耳を傾けたり、法人の意思決定に当たっては、基金の「文書管理規程」に基づき、決裁はすべて組織の長である理事長を経ている。</p>

- ③ P D C A サイクルによる内部統制  
業務の進捗管理を P D C A サイクル手法を用いて行い、目標達成のためのリスク管理体制の一層の強化を図った。
- ④ 内部統制に係る研修への参加  
職員を内部統制セミナーに参加させ、内部統制についての理解を深めさせるとともに、全職員への意識向上や情報共有を図った。
- ⑤ 保有する個人情報管理の強化推進  
個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び基金の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成 17 年規程第 1 号）に基づき、漏えい、滅失又はき損等の防止、その他以下のような多様な取組を実施するなどにより、適切な情報管理に努めた。
- ア 保有個人情報保護会議を開催し、職員に対する情報管理の意識の徹底、具体的な情報管理の取決め及び監査実施要領を決定（平成 22 年 11 月）。
- イ 情報セキュリティに関する研修の実施及び誓約書の提出（非常勤・派遣職員）（平成 22 年度より新規採用者に対し実施）。
- ウ 請負業者に対する外部監査の実施（平成 22 年度、平成 23 年度）。
- エ 監事による情報セキュリティ監査の実施（平成 22 年度以降）。
- オ 個人情報保護に関する重要な法令遵守事項等について、機会あるごとに理事長から全職員に注意喚起のメールを発信。  
また、「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報資産を保護するための情報セキュリティマネジメント（リスク分析、教育・啓蒙、監査・評価等）を実施した。
- ⑥ 各担当からの業務内容及び進捗状況の報告をもとに、特別給付金支給事業委託業者移管スケジュールなどの t o d o リスト（今、何を、何時までに、どのように）を作成し、責任の明確化や目標達成に向けての現状把握と課題の洗い出し、対応策の検討を行うことにより、適切に進行管理を実施した（平成 22 年度以降）。
- ⑦ 主要な法人ミッションである特別給付金支給業務への対応  
理事長主宰で毎日、全体会議（理事長、理事、両部長、C I O 補佐官等 10 名の担当職員が参加、平成 22 年 11 月 18 日～平成 23 年 3 月 31 日の間に計 87 回、4 月以降は事務処理が落ち着いたため週 1 回の頻度）を開催した。  
民間出身の新理事長の強い意思のもと、「国民目線、民間目線で特別給付金の支給事務を早期実施する。」として、毎日 16 時より、組織が取組むべき重要な課題について、報告と協議と決定がなされるという、「発生した問題は、その日のうちに解決する。」問題即決型会議を実施した。  
なお、受付当初の認定審査がスムーズにいかなかったなどの問題が発生した際は、特別給付金の早期支給を阻害する要因の洗い出し、認定体制の再構築及び事務処理体制の拡充等の対策を次々と打ち出し、結果的には、平成 22 年度中に 91% の方々に認定出来た。

【平成 23 年度以降】

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見も踏まえ、また、「独立行政法人における内部統制と評価について」（独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会 平成 22 年 3 月公表）を参考に、平成 23 年度以降、組織全体で取り組むべき重要課題を洗い出し、優先順位を付け、これらに計画的に対応するため、「業務等運営方針」及び「監査方針」を策定するとともに、理事長が主宰する役員会（構成員は理事長、理事、監事 2 名）、理事会（構成員は理事長、理事、部長及び担当参事（又は副参事））、連絡会（構成員は理事会と同様）、特別給付金支給事業の進行管理を行う毎週 1 回の全体会議（最終平成 24 年 7 月 30 日）の開催を通じた理事長のマネジメ

ントの実施（重要課題への対応結果の検証を含む。）、定期監事監査及び監査結果への対応状況を検証する「定期監事監査改善報告会（理事会）」の実施により、内部統制・ガバナンスの強化を図った。また、平成24年度においては、平成23年度に整備した内部統制・ガバナンス体制を、平成23事業年度評価を受けて、さらに強化する等、以下の取組を行った。

① 「業務等運営方針」の役職員への周知徹底

理事長自ら、役職員に対し「業務等運営方針」の周知徹底を行い、業務上の課題等について、情報の共有を図った。

② リーダーシップを発揮できる環境整備等

ア 理事会と併せ、監査改善報告会を開催した。

監査改善報告会とは、定期監事監査（後述）において指摘された事項の改善内容について協議する場であり、定期監事監査で監事から指摘のあった事項については、理事長から改善指示がなされ、対応状況については監査改善報告会の場で報告することとし、改善の徹底を図った。

（対応策の事例）

- ・別棟事務所借料の期間と業務量の関係について、適切に整理
- ・移管体制の整備及び記録史の整理、保存等の在り方について、検討することを方向付け

イ 理事会や連絡会議において、必要な対策の洗い出し及び対応を実施した。

（対応策の事例）

- ・特別給付金の請求期限日の対応について、前例（書状等贈呈事業など）を参考に整理
- ・総務省第二庁舎別棟事務室の職場環境の整備

ウ 職員との意見交換等の場として、「理事長と法人ミッションを語る」と冠した懇談の場を新たに設け、理事長自ら若手職員等に「業務等運営方針」や基金の果たすべき役割について、特に今後の基金業務の在り方、今後想定しておかなければならない特別給付金支給事業の諸問題（債権管理等）などについて語るとともに、業務に関する情報の共有化を図った。（計5回開催）また、職員からの要望等（解散後の雇用に関する説明、事務室における空調の改善等）に対しては、速やかに対応を行った。

③ 組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出しについて、従来から行っている役員会や、上記「理事長と法人ミッションを語る」のほか、拡大・充実された監査を活用し、「標準審査期間を超える案件の解消」、「保有個人情報のセキュリティ管理の徹底」などの重要課題の洗い出しを行った。

④ 上記③により判明した重要課題等に対し、以下のとおり適切に対応した。

ア 標準審査期間を超える案件の解消に関して、外部委託業務の事務の改善等により、特別給付金支給事業の標準審査期間内の処理率が劇的に向上。

- ・標準審査期間1か月のもの・・・平成22年度23.2%⇒平成23年度97.5%、
- ・標準審査期間3か月のもの・・・平成22年度24.6%⇒平成23年度92.1%

イ 保有個人情報の適切な管理については、個人情報漏えい事故の報道が絶えない状況の中で、基金においても貴重な個人情報を取り扱っていることから、再度、基本的な情報セキュリティ意識を各職員が意識して行動できるように教育するため、全職員対象の情報セキュリティ研修（年2回）、委託業者に対する定期検査及び臨時検査、CIO補佐官による内部監査、さらには平成23事業年度評価も踏まえて、情報セキュリティポリシーに基づく新たな内部監査などの実施を指示し、情報セキュリティ管理を徹底して実施したことにより、基金が保有する情報の漏えい等の問題は発生していない。

また、平成 24 年 10 月に、一職員のメールアドレスが外部から悪用され、スパムメールが送信される事案が発生したが、当該職員は研修で修得した危機管理等の教育訓練等における基本行動どおりに直ちにシステム管理者に申告し、システム管理者において、必要な対応を迅速に行った。

当事案について、メールの送信ログやアクセスログの解析を行い、結果を総務省へ報告及び確認事項への対応を行った。

この事案によるウイルス感染や不正アクセス、個人情報等の情報漏えいは認められなかった。

ウ 特別記念事業に係る旅行券等引換券の未引換事案、特別給付金の過払及び過少払事案等の対応については、

- ・ 特別記念事業に係る旅行券等引換券の未引換券事案については、旅行券等引換券が未引換のまま引換期限を経過して引き換えられない状態にあるのでは、関係者を慰藉したことにならないのではないかと認識し、その認識を職員に徹底
- ・ 特別給付金の過少払事案については、早急に申請者に連絡を取り、過少払いとなった経緯を丁寧に説明の上、早急に振込みの手続きを取るよう指示
- ・ 特別給付金の過払事案については、改めて審査担当者に注意喚起を行うとともに、チェック担当者を更に増員し、複数のチェック担当者による二重目視確認などのチェック機能の充実を図ること及び債権の完全回収を指示

するなどの対応を行った。

また、平成 24 年 1 月には、万が一、基金解散時未回収の場合を想定して、その対応策について検討するよう理事長から指示が出され、対応策の一案として「債権の消滅」について監査法人に確認している。

一方、第 30 回平和祈念事業特別基金分科会（平成 25 年 3 月 28 日開催）において、特に特別記念事業に係る旅行券等引換券の未引換事案の発生原因及び対策の経緯について、分科会から説明を求められたが、理事長から明確な説明はなされなかった。

#### ⑤ 監事による業務の更なる監査（定期監事監査）

独立行政法人平和祈念事業特別基金監事監査要綱第 6 条に基づき監事監査を実施。平成 24 年度においては、平成 23 年に引き続き組織全体で取り組むべき課題の洗い出しを行った上で、監査上、特に重要と思われる事項について、監査内容等を明示した監査方針を策定（平成 24 年 4 月 19 日）し、監査を実施。更に、平成 24 年 10 月以降は、平成 25 年 3 月末の基金解散を控え、平成 23 事業年度評価を受けて、平成 24 年度監査方針を見直し（平成 24 年 9 月 14 日）、基金の業務及び会計監査の頻度を高め、監事監査事項の中から、リスク管理上特に重要な下記の諸課題を洗い出して、業務監査と会計監査に区分して定期的に頻繁な監事監査を実施。

（業務監査）

- ① 法人業務等に関するもの（業務運営の効率化、特別給付金支給事業、その他）
- ② 情報セキュリティ
- ③ 連携会議決定及び実施状況報告

（会計監査）

- ④ 契約締結状況報告
- ⑤ 予算執行状況報告
- ⑥ 金融資産及び現金・預金残高
- ⑦ 台帳（帳簿類）
- ⑧ 特別給付金債権

監査の結果、監事意見を踏まえ、適切に対応。対応結果については、定期監事監査改善報告会（理事会）に付議し、検証を行い履行の確保を図っている。例えば、特別給付金債権に係る監査における「過払金の回収について、計画的に着実に実施すること」との監事意見（平成 24 年 11 月）を踏まえ、未回収事案 2 件（20 万円）について債務者側から年金受給後に返納したい旨の提案があったことか





「必要性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために必要な施策である。

「効率性」 内部統制・ガバナンスの強化をするためには、理事長がリーダーシップを発揮できる環境整備等を行うことは効率的である。

「有効性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために有効な施策である。

第2期中期目標期間における業務の実績に関する項目別評価調書（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

中期計画の該当事項	<p>第9 経過規定（平成22年7月の改定時に追加）</p> <p>1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。          なお、これらの残務処理を適切に行うものとする。</p>
<p>■中期目標の記載事項</p>	
<p>第6 経過規定（平成22年7月の改定時に追加）</p> <p>1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。          なお、これらの残務処理を適切に行うものとする。</p> <p>2 第3の7及び第5の2については、平成22年10月以降、適用しない。</p>	
<p>■中期計画の記載事項</p>	
<p>詳細な記載なし（年度計画のみ）</p> <p>[平成22年度計画]</p> <p>第5 経過規定（平成22年7月の改定時に追加）</p> <p>1 第2の1～3の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。          なお、これらの残務処理を適切に行うものとする。</p> <p>[平成23年度計画]</p> <p>第4の4 基金の解散に向けた取組</p> <p>基金の解散に向け、これまでの業務の整理等を適切に行う。</p> <p>[平成24年度計画]</p> <p>第4の4 基金の解散に伴う取組</p> <p>(1) 基金の解散に向け、国への文書の移管準備等を含め、これまでの業務の整理等を適切に行う。          また、解散に当たっては、国への資産及び債務の承継を含む解散に伴い発生する処理が的確に行われるよう、必要な処理を行う。</p> <p>(2) 年報の整理と適切な保存措置を行う。</p>	
<p>■平成20事業年度から平成24事業年度までの5年間における小項目ごとの実施結果</p>	
小項目	達成目標に対する実施結果（具体的数値があれば記入）
<p>第9 経過規定</p> <p>1 基金の解散に向けた取組</p>	<p>基金の解散に係る取組については、基金独自に取組を行うとともに、特金室と定期的な懇談を持って問題点の洗い出しを行うなどしながら、これまでの業務の整理等を適切に進めるとともに、解散に伴い発生する処理が的確に行われるようにした。</p> <p>年報については、平成22年度版及び平成23年度版について、項目、内容を適切に整理し、基金ホームページに掲載するとともに、国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業」による保存措置を講じた。</p> <p>なお、(財)全国強制抑留者協会から申請のあった「戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成計画」及び「慰藉事業収入・支出計画」については、適切に審査の上承認を行い、慰藉事業の実績報告を受けることにより、慰藉基金の管理についても適切に指導・監督を行った。</p> <p>基金解散に向けた主な取組状況等については次のとおりである。</p> <p>(1) 基金解散に向けた取組</p> <p>① 平成23年度</p>

ア 基金独自の取組

理事を総括とする移行委員会及び移行委員会SMを平成24年1月に設け、基金の解散に向け体制を整備した。

法人文書について保存廃棄整理を進めるとともに、情報システム・セキュリティ関係（PC・サーバー等）について、CIO補佐官を中心に3問題関係者のデータの保存の在り方の検討を含め、移管のための「平成24年度基金実施業務一覧」を作成するなど準備を開始した。また、基金記録史について、運営委員会の委員及び開催状況、評価委員会分科会委員名簿及び分科会開催状況並びに平成23年度年度計画について掲載した。

イ 総務省特別基金事業推進室と連携した取組

総務省の基金担当審議官と基金の理事長との定期的な懇談を開催するとともに、事務方の窓口担当者を設定し、総務省の指導を踏まえ国へ承継する資産や債務の洗い出し等、引継内容等の項目の検討を行った。なお、この検討の成果が引継ぎマニュアルの整備につながった。

② 平成24年度

平成23年度からの取組を本格化するとともに、以下のように新たに連携会議等を設置して適切に取組を実施。

ア 連携会議の開催

基金解散後に総務省において処理すべき残務について、予めこれを整理し総務省に円滑に引き継ぐため、連携会議を適宜開催し、会議の結果については、実務者チーム会議や下記イの移行委員会等において、実行に移している。

実施に当たっては、総務省指導の下、基金解散後に必要となる事務も含めた解散前後にわたるスケジュール表を作成・共有し、解散前後の事務を一連のものとして作業・準備を行う等、基金から総務省に資産・債務、文書、事業成果・記録を移行した後、総務省が的確に処理できるよう、また、その引継ぎが整然と行われるよう、さらにはできる限り残務処理が発生しないよう、総務省の連携会議や実務者チーム会議を開催して、一体となって移行・引継ぎ事務・残務処理事務を行っている。

・ 主な整理確認事項等

- (ア) 基金解散後の主な支出の確認・精査
- (イ) 引継ぎ業務のマニュアル作成
- (ウ) 基金解散後に支払を行うものの契約変更等
- (エ) 法人文書の移管又は廃棄に係る規定改正及び文書整理作業
- (オ) 物品撤去及び財務諸表作成のための総務省の分室（仮）設置に伴う物品管理
- (カ) 業務システムの整備
- (キ) 移管文書の整備 等

イ 移行委員会及び移行委員会SMの開催

平成24年1月、基金解散の業務推進のため、移行委員会、移行委員会SMを設置したが、平成23事業年度評価（平成24年8月）を受けて、移行委員会の活動を活発化させ、各種解散準備方針を引継ぎ早に決定した。また、移行委員会の方針・指導の下、移行委員会SMは、実務者チーム会議のメンバーが問題の抽出や整理し、作業部会の実施の確認を行うこととして、基金独自の解散業務の推進を図った。さらに、個別の作業については、移行委員会SMの指示を受け、作業部会が業務を実施した。

(A) 移行委員会の活動

以下の解散準備方針を決定。

- ・総務省第二庁舎通行証の返却の基本方針及び職員等への周知
- ・ICカード（p a s m o 及び s u i c a）の運用方針の決定
- ・タクシー使用の運用方針及び職員等へ周知
- ・郵便切手等の管理運用の基本方針

等

#### （B）移行委員会SMの開催

##### （ア）文書の移管準備等

文書の移管準備については、総務省と基金の移行委員会SM（及び作業部会（企画・総務班））の両方で独立行政法人国立公文書館へ直接出向き、担当者の指導を仰ぐことができたことから、以下の通り、移管及び移管時期等が明確となり、規程の改正、ファイルのラベル貼付け等の移管準備は順調に進められた。

##### a 書状等贈呈事業、特別記念事業関係法人文書

- ・（独）国立公文書館へ移管（移管は平成25年6月～10月を予定）
- ・（独）国立公文書館への移管のため基金文書管理規程の一部改正（平成24年8月1日施行）
- ・移管準備作業（平成24年11月末完了）

ファイル背表紙及び段ボール箱のラベル貼付け、箱詰め、送付目録作成、利用請求制限書類の作成等（8,133ファイル）

##### b 特別給付金関係法人文書、一般法人文書

- ・特別給付金関係法人文書は10年保存（保存期間満了後、国から（独）国立公文書館へ移管予定）
- ・その他文書は基金文書管理規程に沿って保管又は廃棄
- ・廃棄文書については、文書整理の状況に合わせ11月7日及び3月29日に溶解処置済み。

##### （イ）移管のための業務システムの整備

- ・書状贈呈事業、特別記念事業及び特別給付金支給事業に係る検索データベースを作成。
- ・検索データベースのマニュアルを作成。

##### （ウ）国への引継ぎ内容等の洗い出しに関し、連携会議の指示のもと実務者チームと連携を取りながら引継ぎマニュアルの作成にとりかかる。

- ・解散業務整理シート作成説明会を実施（6月18日）
- ・解散業務整理シート作成の打合せ（8月6日及び22日）

##### [作業部会の業務]

移行委員会SMの説明会を受けて各作業部会が企画総務、財務、事業部認定、事業部支給のマニュアルの作成に着手し、「業務のマニュアル」の基本部分を1か月程度で作成し、移行委員会SMを通じて実務者チームに提示した（9月25日）。

- ・移行委員会SMで基金内の取扱について説明（10月15日）

一方、基金の規程集について、総務省から基金に対し提出するよう依頼していたが、解散までに基金から提出されなかった。

##### （エ）基金ホームページのうち、引き継ぐべき内容について実務者チームにおいて検討（10月～）

(オ) 不要物品の売払い等

- ・不要物品については、平成 24 年 10 月末に整理し、売払いの手続きを進め、12 月 7 日に引渡しを完了。
- ・医薬品、消耗品、新聞及び雑誌の購入については、医薬品及び消耗品は平成 24 年 9 月末で購入を中止、新聞及び雑誌は平成 24 年 12 月で購入を中止。

ウ 解散準備 P T の設置

基金の解散後に見込まれる業務を円滑に行えるようにするために事業部を中心に総務・財務の職員を加えプロジェクトチームを編成。自己評価調書、事業報告書、基金記録史、年報等の作成を行った。年報の整理については、平成 24 年度までの未編集分に係る原案を作成。

・基金記録史及び年報の整理・保存措置

基金記録史については、基金に関する法令等（法律、政令、省令、閣議決定、基金事業に係る規程等）のほか、基金における事業の実績を纏めたものとするの方針のもとに原案を作成。

年報については、平成 22 年度版、平成 23 年度及び平成 24 年度版について、項目、内容を整理。

いずれも基金ホームページに掲載するとともに、国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業」による保存措置を講じた。

(2) 残務処理

① 戦後強制抑留関係者特別慰藉基金の指導監督

平成元年に、戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成費助成金交付要綱に基づき、(財)全国強制抑留者協会（以下「全抑協」という。）に造成した戦後強制抑留関係者特別慰藉基金について、一般慰藉事業終了後も引き続き適切に指導・監督を行った。

ア 慰藉基金造成計画：利付国債で運用し、適切な運用益を得ている旨確認した。

イ 収入、支出計画：戦後強制抑留関係者特別慰藉事業実施要領第 7 条に基づき、審査の上承認した。

ウ 実績報告：中央慰霊祭、現地慰霊訪問、相談業務等を執行したとの報告を受けた。

エ 管理・監督：戦後強制抑留関係者特別慰藉事業実施要領第 8 条の実績報告の際に状況説明を受け、適切に指導、監督を実施した。

(※平成 21・22 年度は第 3 の 3 (4)「催し等への助成」参照。)

平成 24 年度は基金解散を見据え、全抑協、総務省、基金の 3 者で解散前後の取扱い等について詳細に打ち合わせを行い、全抑協には平成 24 年度実績報告書を案段階での早期提出を依頼するとともに、平成 25 年度の慰藉基金造成計画及び収支・支出計画の承認申請の年度内提出を依頼し、平成 24 年度慰藉事業の実績報告書については、平成 24 年度慰藉事業収入・支出計画に基づき適切に実施されているかどうか確認の上、受理した（平成 25 年 3 月 28 日）。また、平成 25 年度戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成計画及び慰藉事業収入・支出計画に係る審査・承認を実施した（平成 25 年 3 月 29 日）。

<p>■ 当該項目の評価 (A A～D)</p>	<p>C</p>	<p>参考・・・H20(一) H21(一) H22(一) H23(C) H24(C)</p>
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>基金の解散に係る取組については、基金において、総務省と連携し、文書移管準備、引継ぎマニュアルの作成、基金解散後に総務省において処理すべき残務の整理・確認、基金記録史・年報等の作成など、解散に向けた取組を行った。</p> <p>しかしながら、解散に向け編成した複数の会議・チームの必要性・有効性や、基金自らが主体的に取り組み成果を上げたという実績が十分明確ではなく、また、基金の規程集について総務省からの提出依頼にも関わらず最後まで提出されなかった。</p> <p>23 事業年度評価の際に、「今後は、法人としての業務整理及び総務省への円滑な引継に向け、基金自らが主体的に取り組むことを期待する。」という評価を受けたにも関わらず、上記のような状況であったことから、第2期中期目標期間全体では「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と認められる。</p> <p>「必要性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散のために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散に向けた効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散のために有効な手段である。</p>		